

協働のまちづくり



茶のみやきんじろう

第2次 掛川市総合計画 Vol.2

2020▶2025

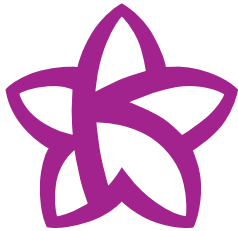
掛川市

掛川市民憲章

わたくしたち掛川市民は、赤石山系から遠州灘にいたる豊かな自然のめぐみに感謝し、すぐれた伝統・文化と生涯学習により育まれた我が郷土に誇りをもち、だれもが健康で幸せに生きていけるよう、この憲章を定めます。

- 1 わたくしたちは 美しく豊かな自然を大切にし 未来に向けまもり育てます
- 1 わたくしたちは 郷土を愛し 先人の築いた伝統と文化を尊び さらに高めます
- 1 わたくしたちは あたたかな家庭をつくり 生きがいをもって 勤労に励みます
- 1 わたくしたちは きまりを守り 礼を重んじ 思いやりの心を大切にします
- 1 わたくしたちは 充実した人生を送るため 日々健康に努め 生涯学び続けます

平成19年7月4日制定



市章

掛川市の頭文字「K」をモチーフにして、掛川市の将来像「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」をききょうの花の形でイメージ・デザインしました。平成17年の旧1市2町の合併に伴い、誕生しました。



市の花
「ききょう」

宿根草で、栽培は容易です。花色は紫、白などがあり、清楚で品があります。花の形は市章のデザインにも採用されています。



市の木
「きんもくせい」

市内各所に植えられています。だいたい色の花をつけ、よい香りを放つ奥ゆかしい樹木です。



市の鳥
「うぐいす」

市内全域に生息しています。「ホーホケキョ」という鳴き声で親しまれ、その声の美しさと品の良さで知られています。

はじめに

掛川市は、平成25年に自治基本条例を制定し、協働のまちづくりの理念の下、まちづくりの主体である市民等と市が協働し市政を推進しております。

協働のまちづくりの指針となる第2次掛川市総合計画については、計画策定から4年が経過したこと、また、令和の時代となったことから、新たな方向性を模索し計画の改定を行いました。

今回の改定では、人口減少など様々な課題に立ち向かう現計画の政策に加え、人生100年時代やSociety5.0の到来、SDGsの推進などの視点を取り入れつつ、20年後の掛川市を展望し、重点的に取り組むべきまちづくりの方向性を示しました。

掛川市は20年後を展望し、引き続き「協働のまちづくり」を進め、「すべての人に優しく、サステナブル(持続可能)なまち」であり続けることを目指してまいります。

掛川市の将来像である「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力を賜りました総合計画審議会委員、総合計画改定市民委員会委員、ビジョン検討会委員、政策アドバイザーの皆様並びに市議会議員をはじめ、貴重な御意見や御提言をいただきました多くの皆様に心から御礼を申し上げます。

令和2年4月 掛川市

(追記)新型コロナウイルス感染症が蔓延し、社会は大きな転換期にあります。今後、ポストコロナの社会を見据え、さらなる計画の改定を行う予定です。

目次

第1部	総論	3
	第1章 計画策定趣旨	4
	第2章 計画の構成と役割	6
	第3章 掛川市の現況と主要課題	7
第2部	基本構想	21
	第1章 まちづくりの基本理念と将来像	22
	第2章 将来人口	24
	第3章 土地利用構想	25
	第4章 戦略方針	26
第3部	基本計画	31
	第1章 計画策定の基本的考え方	32
	第1節 基本計画策定の視点	32
	第2節 体系図	34
	第2章 戦略	36
	第1節 戦略の指標	36
	第3章 個別施策	39
	1.生涯にわたりころざし高く学び心豊かに暮らすまち	40
	2.誰もが健やかでいきいきとした暮らしをともにつくるまち	50
	3.美しい自然環境と共生し、エネルギーの地産地消と資源循環を実現した持続可能なまち	68
	4.ホスピタリティによる賑わいと活力ある産業を生み出す、世界に誇れるお茶のまち	80
	5.災害に強く安全で安心な暮らしを支える基盤を整えたまち	96
	6.協働と連携によりふれあい豊かな地域社会を創り、世界と繋がるまち	120
	第4章 計画の推進にあたって	129
	第1節 計画の推進にあたって	129
	資料編	131

第1部 総論



第1章

計画策定趣旨

本市は、平成17年（2005年）4月に、旧掛川市と旧大東町、旧大須賀町との合併により誕生しました。第1次掛川市総合計画（平成19～28年度（2007～2016年度））では、「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」を将来像に掲げ、新市融合に向けた基盤づくりと市民目線の成果を重視した施策の推進により、ひとづくり、まちづくりを進めてきました。

合併後は、リーマンショックによる経済の落ち込み、東日本大震災の影響、グローバル化の加速、人口減少、少子化及び長寿化の進展など、社会経済情勢の急速な変化にともない市民ニーズはますます多様化してきました。

こうした社会状況を踏まえ、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するとともに、独自のまちづくり戦略を打ち出し、将来に向けて市民が豊かさと幸せを実感できるよう、本市のまちづくりの新たな指針となる「総合戦略書」として、平成28年（2016年）に「第2次掛川市総合計画」（計画期間:平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年））を策定しました。

平成から令和に変わり、新しい時代に向けて、Society5.0の到来やSDGsの取組、人生100年時代構想への対応等、近年の社会情勢の変化等に的確に対応するために、総合計画の改定を行うことにしました。



計画策定の視点

■掛川市自治基本条例に基づく計画づくり

平成25年（2013年）4月に施行した掛川市自治基本条例は、本市における市民自治によるまちづくりの最高規範であり、総合計画の策定を規定しています。自治基本条例に示された基本理念や本市の将来像などのまちづくりの方針を踏まえた計画とします。

■人口減少に対応した計画づくり

平成21年（2009年）をピークに本市の人口は減少に転じており、今後も減少傾向と推測されていることを踏まえ、人口減少の抑制対策と適応対策を盛り込んだ計画とします。

■新時代到来を見据えた計画づくり

社会情勢の変化等に的確に対応し、SDGsや人生100年時代構想等の観点を計画内容に反映させ、20年後を見据えた新時代に相応しい計画とします。

■市民が参画する計画づくり

市民が真に期待していること、必要としている内容を的確に計画へ反映させるため、市民参加の計画づくりに努めます。市民意識調査や公募市民を中心とした市民委員会での検討を行うなど、市民の意見を積み重ねた計画とします。

第2章

計画の構成と役割

1 計画の構成

第2次掛川市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部より構成します。それぞれの役割と期間は、次のように定めます。

2 基本構想の役割と期間

基本構想は、20～30年後を見据えたとき、本市が実現すべきまちづくりの姿「掛川市の将来像」やまちづくりの基本的な考え方「基本理念」を示すとともに、本市の将来像を実現するための柱となる「戦略方針」を定め、基本計画の指針としての役割を果たすものです。

基本構想で掲げられている「掛川市の将来像」及び「基本理念」は、長期的な視点から設定したため、当初の目標年度である令和7年度（2025年度）を最終年度とします。

3 基本計画の役割と期間

基本計画は、基本構想に掲げられた将来像の実現に向けたまちづくりの戦略書としての役割を果たします。基本構想に示した戦略方針に基づき、主要施策や主要プロジェクトを示します。

基本計画の計画期間は、平成28年度（2016年度）を初年度とし、4年後に見直しするとされていたことから改定を行いました。改定に当たっては、将来の社会情勢の変化等に的確に対応し、実情に即した計画となるよう改定を行いました。

本改定版の計画期間は令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和7年度（2025年度）を最終年度とします。

4 実施計画の役割と期間

実施計画は、基本計画の主要施策を効果的に実施するための具体的な事業や活動を年度毎に示した事業計画書としての役割を果たします。

社会環境の変化や財政状況を見極めながら、PDCAサイクルにより毎年度進捗管理を行い、確実な目標達成を図ります。

第3章

掛川市の現況と主要課題

1 掛川市の概況

(1) 位置

本市は静岡県の西部に位置し、静岡県の二大都市静岡市と浜松市の中間に位置しています。東側は島田市、菊川市、御前崎市に、西側は袋井市、森町に接しています。

市中央部に、JR東海道新幹線、JR東海道本線、東名高速道路、国道1号が横断するとともに、市南部には国道150号、市北部には新東名高速道路が横断しています。さらに、本市の東側約15kmには富士山静岡空港があり、日本の大動脈を抱えているとともに広域交通の要所に位置しています。

(2) 面積と地勢

本市の面積は265.69km²であり、静岡県の3.4%を占め、県内で7番目に広い都市です。本市は東西約15km、南北約30kmで南北に細長く、市中央部でくびれた形状をしています。市北部は、標高832mの八高山をはじめとする山地であり、その南側に平地が開けるとともに、市中央部には標高264mの小笠山があり、その山麓は複雑な谷戸を持った丘陵地となっています。市南部には平地が広がり、遠州灘に面し、約10kmにわたる砂浜海岸があります。

(3) 歴史

本市は遠州灘に面し、温暖な気候と生活しやすい地形に恵まれていることから、縄文時代には既に集落が営まれ、5世紀前後になると和田岡に大規模な古墳群が築造されるなど、早くから組織化された社会が形成されていたことがわかっています。戦国時代には、徳川、武田攻防の要所として高天神城を舞台とした戦いが行われ、その後は掛川城と横須賀城を中心に城下町が形成されました。江戸と上方との中間に位置することから、城下町としての発展とともに、東海道の宿場町として、また海上交易の中継地としての役割も果たしつつ栄えてきました。

明治22年（1889年）に市制町村制が施行された当時は、1町28か村に分かれていましたが、昭和29年（1954年）から昭和35年（1960年）にかけての合併によって、掛川市と大須賀町が誕生し、昭和48年（1973年）には大浜町と城東村が合併して大東町が誕生しました。そして、平成17年（2005年）4月1日には、掛川市、大東町、大須賀町がさらなる発展を目指して合併し、新しい掛川市が誕生しました。

(4) 掛川市の主な特性

①立地環境からの特性

本市は、東京と大阪のほぼ中間に位置し、関東・関西の両経済圏にアクセスしやすく、全国でも「もの」の生産や供給、流通に有利な特長を備えています。一方、本市は静岡県の政令都市である静岡市と浜松市のほぼ中間に相当することから、商業集積が進みにくい環境にあります。本市は、大都市圏と大都市に挟まれた「中間立地」の特性があります。

②交通環境からの特性

本市は、JR東海道新幹線、JR東海道本線、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、国道150号などが東西に横断し、新幹線掛川駅、東名掛川I.Cが設置されているなど広域交通体系に恵まれた条件を備えています。さらに本市に近接して御前崎港や富士山静岡空港が設置されています。

本市は、新幹線、高速道路、重要港湾、地方空港の結節点となり、県内の交通の要衝であるといえます。

③人口規模からの特性

本市は、人口約12万人であり、効率的な行政経営に必要な人口規模を備えています。ただし、我が国の人口が減少時代に移行する中であって、本市においても平成21年（2009年）をピークに人口は減少に転じ、この傾向が継続しています。

また、本市の昼夜間人口比率は101.1（平成27年国勢調査）であり、夜間人口よりも、通勤・通学で本市に滞在する昼間人口の方が上回っています。

④世帯状況からの特性

本市の世帯数は、約4万戸であり、人口が減少に転じている中であって、増加を続けており、核家族化が進行しているといえます。核家族において、単身世帯も増加傾向にあります。

⑤産業からの特性

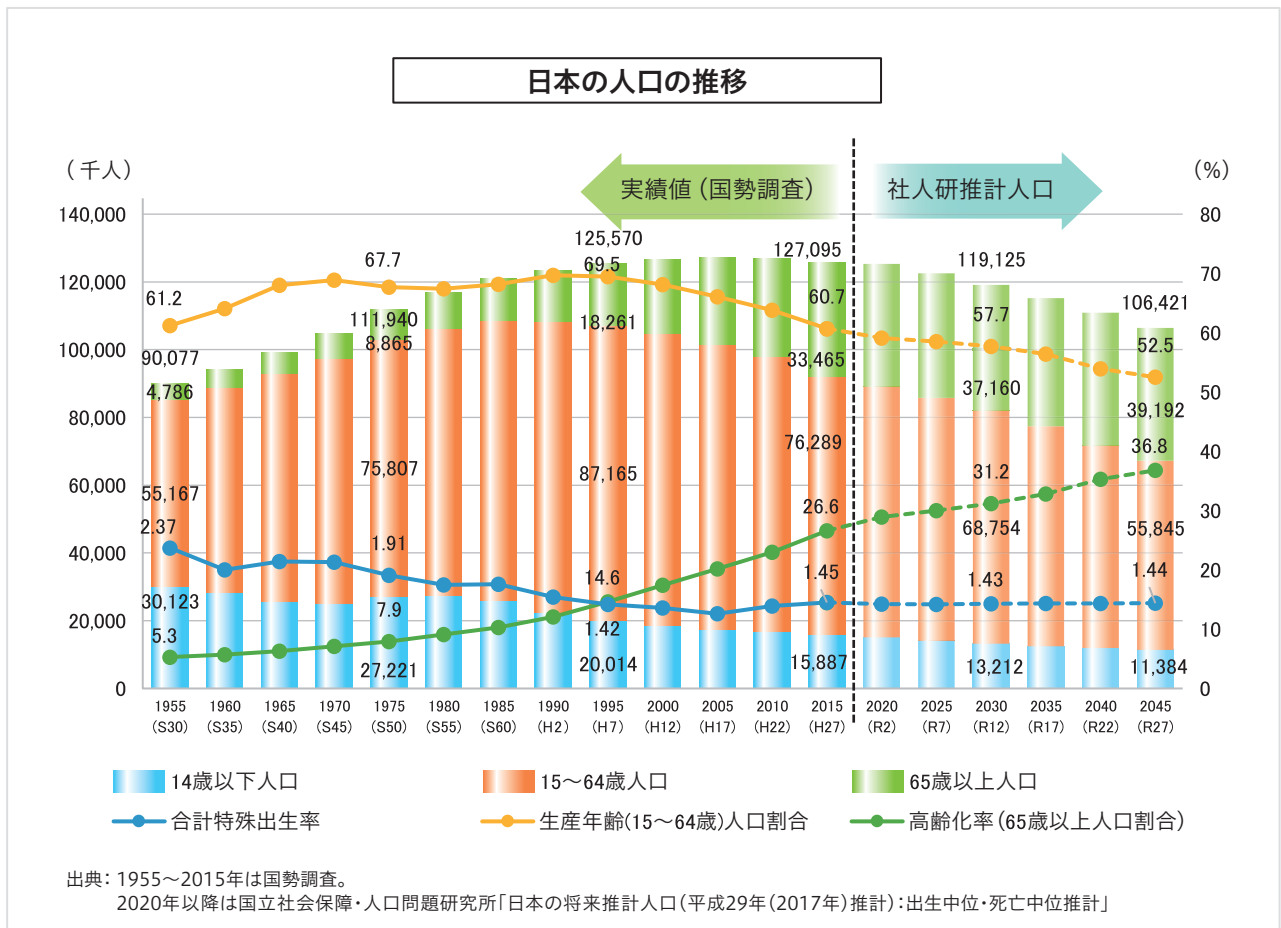
本市の産業別就業者については、第1次産業就業者の割合が継続して減少している一方で、第3次産業就業者の割合が増加しています。第2次産業就業者の割合は、平成2年（1990年）までは増加していたものの、その後徐々に減少しています。

2 掛川市が直面している喫緊の課題

本格的な少子高齢・人口減少社会の到来

■全国的な傾向

日本の人口は、平成20年（2008年）を境に減少局面に入りました。1970年代後半から合計特殊出生率が低下し、人口規模が長期的に維持される水準2.07を下回る状況が約40年間続いています。少子化がこのような進行しながら、長らく総人口が増加を続けてきた理由に、第一次及び第二次ベビーブーム世代の影響で出生率の低下を補う出生数があったことと、平均寿命の延びにより死亡数の増加が抑制されたことがあげられています。この「人口貯金」と呼ばれる状況が使い果たされ、今後、減少スピードが加速的に高まっていくことが推測されています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年（2017年）4月の中位推計）」によれば、2030年代初めは毎年70万人程度、2050年代頃には毎年90万人程度まで、減少スピードが加速することになります。さらに、高齢化率（65歳以上人口比率）の上昇は継続し、2077年頃に38.4%、すなわち2.6人に1人が老年人口となると推計されています。



少子高齢・人口減少は、総人口の減少を上回る働き手の減少を生じ、人口減少以上に経済規模を縮小させることに繋がりがねません。長期に継続する少子化による働き手の減少と高齢化による社会保障費の増大は、働き手一人への負担が増加していくことにもなります。労働力人口の減少と経済規模の縮小は、地域社会において甚大な影響を及ぼし、地方においては、日常生活の維持が困難になる地域も予想されています。

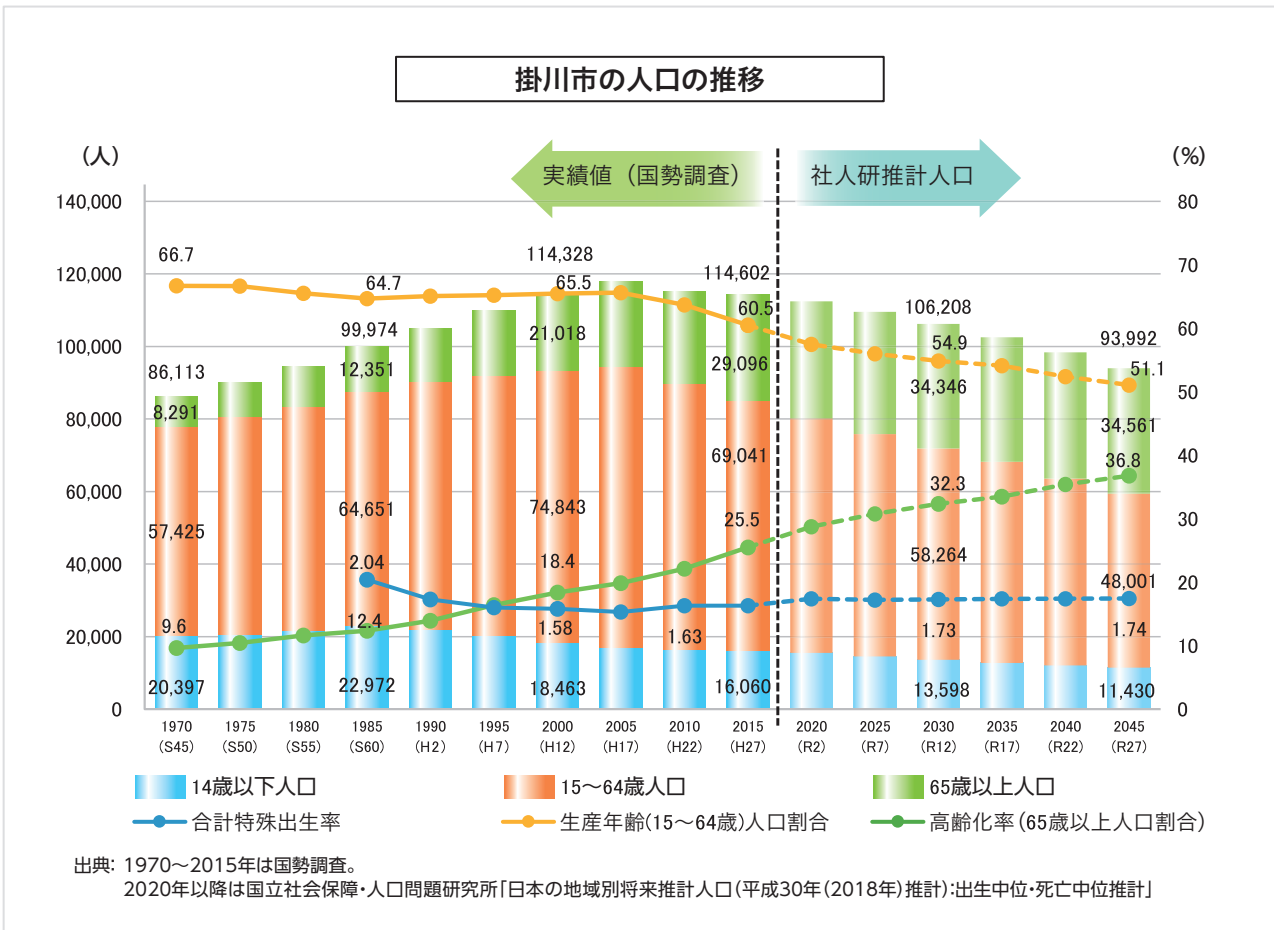
少子高齢・人口減少に対応するために、地域全体で社会を支える仕組みを整えるためのまちづくりが必要になっています。さらに、人口減少を抑制するため、出生率の向上に向けて様々な分野にわたる総合的な取組を長期的・継続的に実施していくことが必要となっています。

■掛川市における傾向

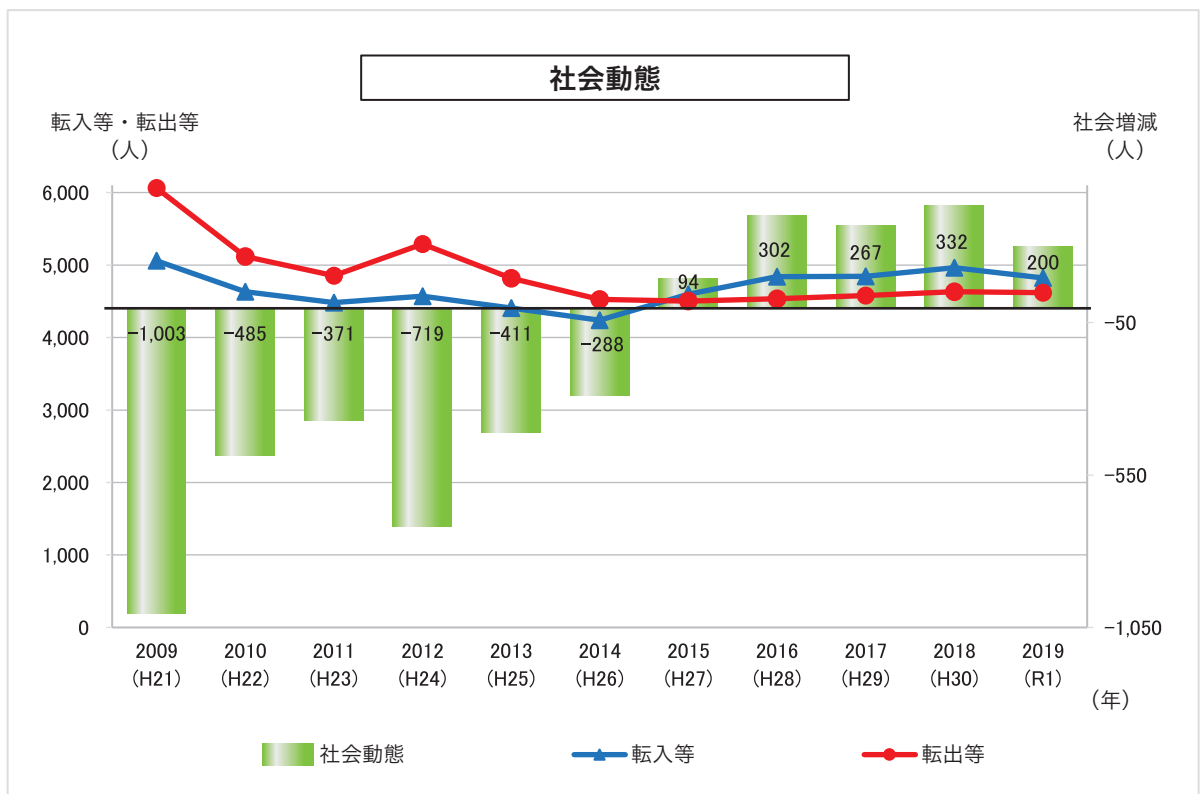
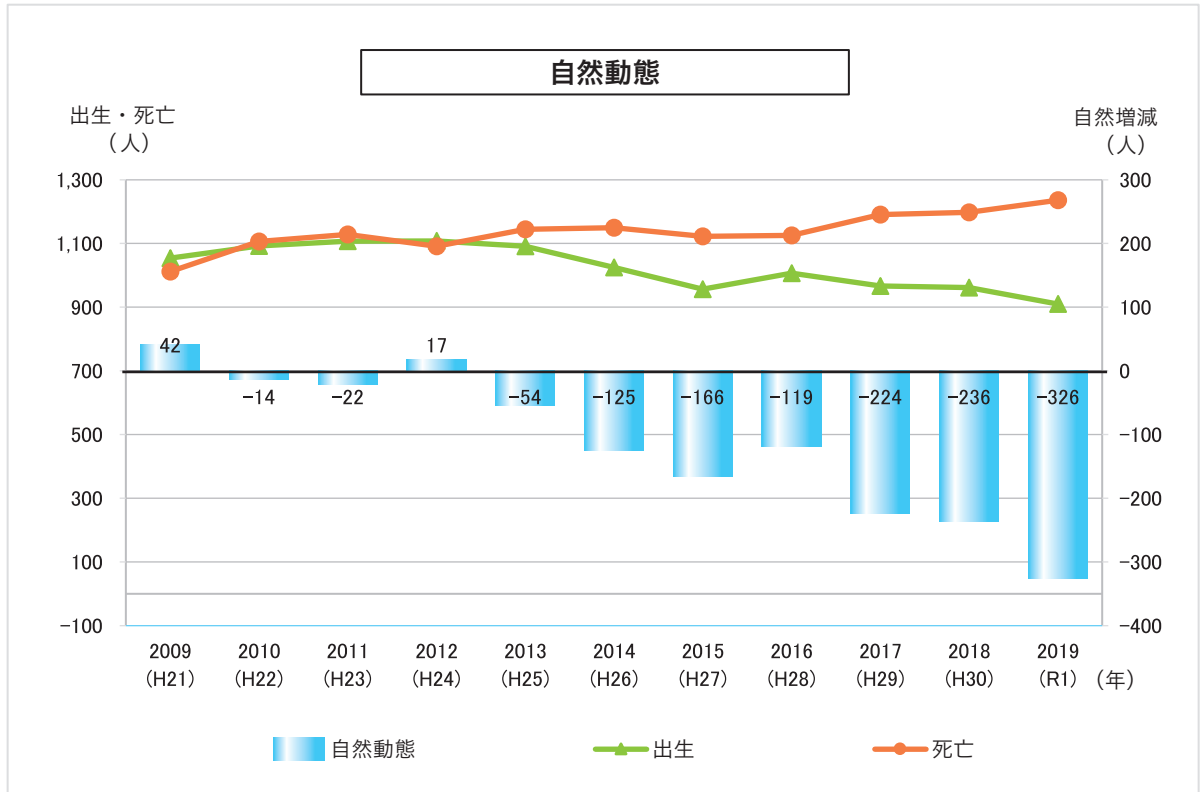
(※以下の統計データにおける「平成16年(2004年)以前の数値」は、旧1市2町の合計値を表しています。)

国勢調査によれば、本市の平成27年(2015年)の人口は114,602人であり、前回調査と比較して、1,761人(△1.5%)減少しています。また、本市の平成27年(2015年)の生産年齢(15~64歳)人口割合は60.5%、高齢化率(65歳以上人口割合)は25.5%であり、生産年齢人口割合は減少傾向に、高齢化率は増加傾向にあります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月)」によれば、本市の人口は2040年に10万人を割り込み、2045年は93,992人まで減少するとともに、生産年齢人口割合は51.1%まで減少、高齢化率は36.8%まで上昇すると予測されており、さらにその後も、この傾向が継続すると予測されています。



近年の住民基本台帳によれば、人口の増減に影響を及ぼす人口動態の状況は、自然動態が平成22年（2010年）から死亡数超過に転じ、社会動態が平成27年（2015年）から転入数超過に転じています。



3 今後のまちづくりに必要な視点

将来にわたって持続することが可能な「まち」を創ること

少子高齢・人口減少社会、さらにSociety5.0や人生100年時代の到来にあたり、これからは、人口増加を前提とした“成長型のまちづくり”ではなく、既存の資源を有効に活用しながら個性や魅力を磨き上げて、暮らしの質と活力を高める“成熟型のまちづくり”へ転換することが必要となっています。

これからの10年、20年は、本市が有する財産を、より良い形で将来の世代に引き継ぐためのまちづくりを行う重要な期間であるといえます。

具体的には、将来を適切に見据え、社会面・経済面・環境面で持続可能な「まち」を創ることが必要です。

そのために、持続可能な開発目標（SDGs(17)）パートナーシップで目標を達成しようの主流化を図り、SDGsに即した観点を施策に取り入れ、持続可能なまちづくりを目指した取組を推進することで、社会、経済及び環境の統合的な向上を図ることが求められます。

(1) 社会面で持続可能であること

①安全・安心・健康的な暮らし環境が確保されていること

持続可能なまちづくりを進める上で最も大切なことは、人が住み続けることができる環境が整っていることです。自然災害や犯罪、また日常の生活環境などあらゆる面で安全・安心が確保されていること、そしてそこに暮らす人々が心身共に健康で暮らしていける環境があることが必要です。

②生活に必要なサービスを効率的・効果的に受けられること

人口減少社会では、効率化や費用対効果の面から、求められる場所に広くサービスを提供していくことは難しくなります。また、高齢化に伴い、車を運転しなくなる高齢者が増え、移動に制約を受ける人が増加することが考えられます。これらのことから、買い物がしづらくなったり、行政サービスを受けにくくなったりすることが予想されるため、生活関連施設の集約や、公共交通をはじめとする移動手段の確保など、生活に必要なサービスを効率的・効果的に享受できるまちづくりを進めていくことが必要です。

③社会的包摂が推進され、地域多様性や文化多様性が維持されていること

少子高齢・人口減少社会においては、まちの多様性、つまり性質の異なるものを幅広く有し、生かすこと、また、誰もが社会に関わるよう社会的包摂を推進することが、まちの魅力・活力の向上につながるといえます。地域固有の文化の伝承や活用はもちろんのこと、地域の多様性や文化の多様性を再認識・再構築し、他にはない個性的なまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 経済面で持続可能であること

① 自立した付加価値の高い地域経済活動が活発に行われていること

人口減少社会では、地域経済の縮小が予測されています。人が住み続けるためには自立可能な経済状況を確保できなければなりません。地域経済活動で得られた対価(カネ)は、地域で循環してはじめて地域の活性化につながります。まちが有する多様な地域資源を有効に活用しながら、地域外の市場も視野に入れた付加価値の高い経済活動により対価を獲得し、それを地域内の市場で循環させる自立的な地域経済構造を構築する必要があります。

② 多様な雇用環境が安定的に創出され、就業意欲も高いこと

少子高齢・人口減少社会の到来は人口構造が大幅に変化することを意味しており、労働力人口は、平成12年(2000年)をピークに減少が継続しています。人口構造の変化に加え、グローバル化が加速し、ライフスタイルや価値観が多様化しているなかで、今後も地域経済を維持・向上していくためには、就業者のニーズにあった多様な雇用環境が整うことと、働くことに生きがいを持つことやチャレンジしようとする精神をもった就業者の存在が必要です。

③ 健全な都市経営が行われていること

少子高齢・人口減少社会の進行に伴い、歳入額の減少や扶助費をはじめとする社会保障費の増大など、自治体の財政構造は大きく変化するとともに、活用可能な財源も限られてくることが予想されます。健全な都市経営を実現するため、限られた財源のなかで市民の満足度を高める適正かつ効率的なまちづくりを進めることと、先を見通した政策の選択と制度改革が必要です。



(3) 環境面で持続可能であること

① かけがえのない自然環境が保全されていること

水や緑などの自然環境は、人やまちに恵みと潤いを与えてくれるほか、生物多様性を維持する上でも、かけがえのないものとなっています。これらの自然環境を守るとともに、暮らしに上手く生かしていくことが必要です。

② 地球環境への負荷が軽減されていること

産業等の発展に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量が増大し、地球温暖化などの環境問題を引き起こし、気候変動や動植物の生態系に大きな影響を与えていると考えられています。温室効果ガスが発生しない技術の開発や、日常生活や様々な都市活動において、温室効果ガスの排出を抑制するまちづくりや取組など、地球環境への負荷を軽減することが必要です。

③ エネルギーが循環利用されていること

石油や石炭などの化石燃料により得られるエネルギーは有限（枯渇性）であるとともに、燃料の燃焼に伴い、地球温暖化などの環境問題を引き起こしています。地球環境に負荷がかからず、持続可能なエネルギー利用環境を創出するため、エネルギーを創り、蓄え、再生するといった、エネルギーを循環利用する技術の開発やまちづくりを進めていくことが必要です。



4 持続可能なまちづくりの実現に向けた掛川市の主要課題

(1) 「まち」づくりの観点から

①人を惹きつけ、留めるまちづくり(社会面・経済面)

ア) 定住を促進するための快適な都市基盤と生活環境の充実

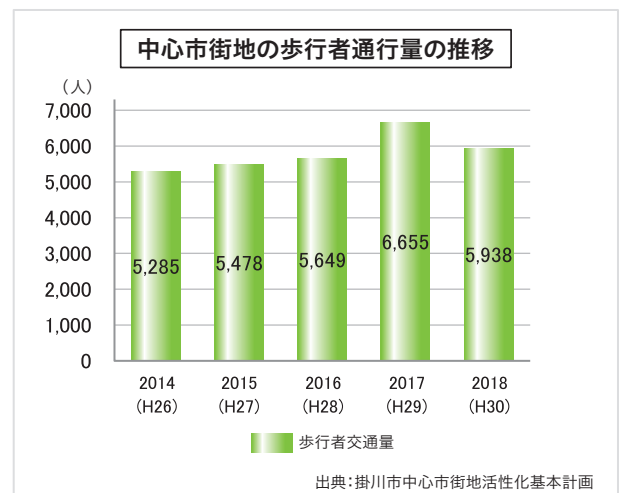
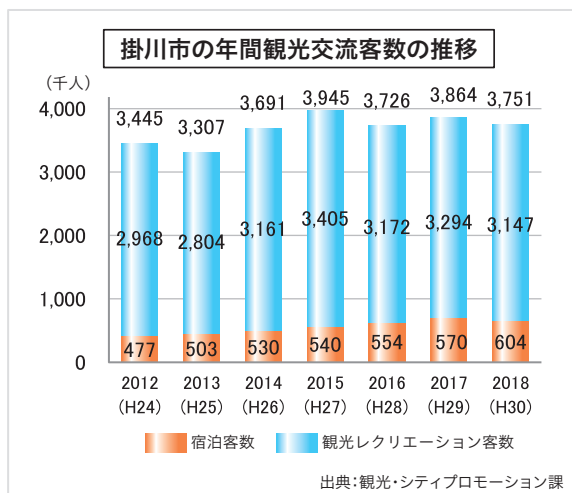
- ・定住を受け入れるための良好な住宅地の確保
- ・買い物環境や移動環境の向上など、生活利便性を高める取組の推進 など

イ) 生活・観光交流を促進するためのにぎわいの場の創出

- ・本市の顔となる中心市街地の活性化
- ・山、川、海、農など、多彩で魅力的な地域資源を生かした交流空間の創出 など

ウ) SNSなどのICT技術を活用した多様な情報ツールを用いた、まちの魅力と情報発信

- ・SNSなどのICT技術を活用した情報ツールを積極的に用いた、魅力的なまち情報等の発信
- ・中東遠都市圏としての観光ネットワークの構築と市町間連携の推進 など



②安全・安心で、気持ちよく生活できるまちづくり(社会面)

ア) 災害危険箇所と緊急時の対応を把握できる市民意識の向上とコミュニティの充実

- ・災害時における自助・共助の推進と、共助を下支えする地域コミュニティの充実
- ・防災ガイドブックなどを活用した災害危険箇所の確認と、家庭の避難計画、地区防災計画作成の推進 など

イ) 災害から市民を守るアクションプログラムの推進

- ・地震、津波、原子力など、各種災害に対応したアクションプログラムの積極的な推進
- ・優先性や実施効果の検証などによる、適切なアクションプログラムの進捗管理 など

ウ) 安全・快適な生活空間の形成

- ・子ども、高齢者、障がい者をはじめ、誰もが安全に安心して利用できる道路交通環境の創出
- ・子育て世帯や高齢者世帯などのニーズに応じた、安全・安心・快適な「住まい」の創出
- ・地震、津波、台風などの自然災害に強いまちづくりの推進 など

③環境にやさしく、身の丈に応じたコンパクトなまちづくり(社会面・経済面・環境面)

ア) 広域連携を見据えた拠点の形成とネットワーク化

- ・中東遠都市圏全体としての都市機能の配置・連携の検討
- ・本市の将来人口・財政力に見合った適切な都市構造の形成
- ・将来の都市構造を踏まえた都市機能の適切な誘導、公共施設の再配置 など

イ) 既存ストックの老朽化対策と未利用ストックの有効活用

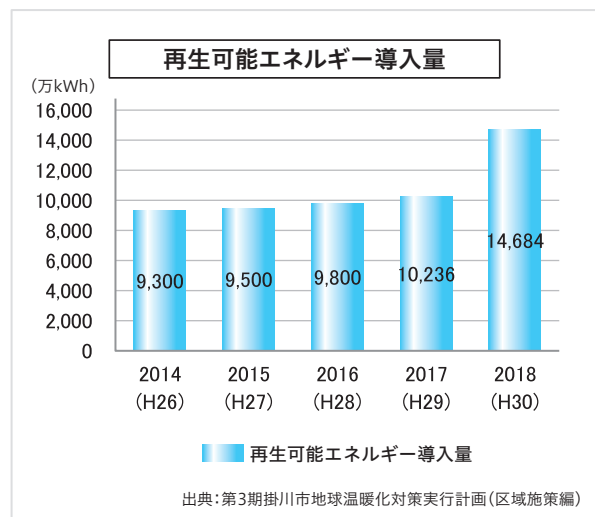
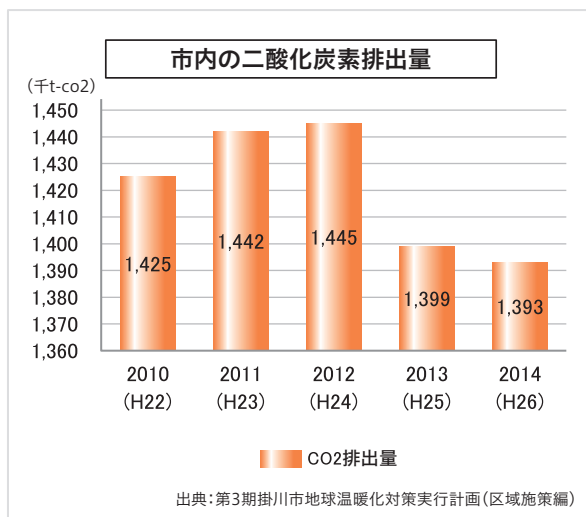
- ・道路・橋梁・公園など、既存ストックの老朽化対策や適切な維持管理の推進
- ・空き家や空き地など、人口減少に伴い増加すると考えられる未利用ストックの有効活用 など

ウ) 自然環境や営農環境の保全、都市との調和・共生

- ・海、山、川などの恵まれた自然環境の保全、まちづくりへの活用
- ・茶畑や水田などの営農環境・営農風景の保全、まちづくりへの活用 など

エ) 地球温暖化の防止と再生可能エネルギーの利用促進

- ・温室効果ガスの発生を軽減するため、自動車に過度に依存した交通体系から、自動車と公共交通をかしこく使い分けることができる交通体系への見直し
- ・太陽光、風力、バイオマスなどを利用した創エネ・蓄エネ・省エネの推進 など



(2) 「暮らし」づくりの観点から

① 地元で安心して働ける暮らしづくり(社会面・経済面)

ア) 地域に根付いた産業の生産性・付加価値の向上と、地域経済に新たな付加価値を生み出すビジネスの創出

- ・掛川茶をはじめとする地場産品の高付加価値化や希少価値による差別化、ブランド化の取組推進
- ・地域経済に活力と潤いを与える、自立した新たな産業・ビジネスモデルの確立 など

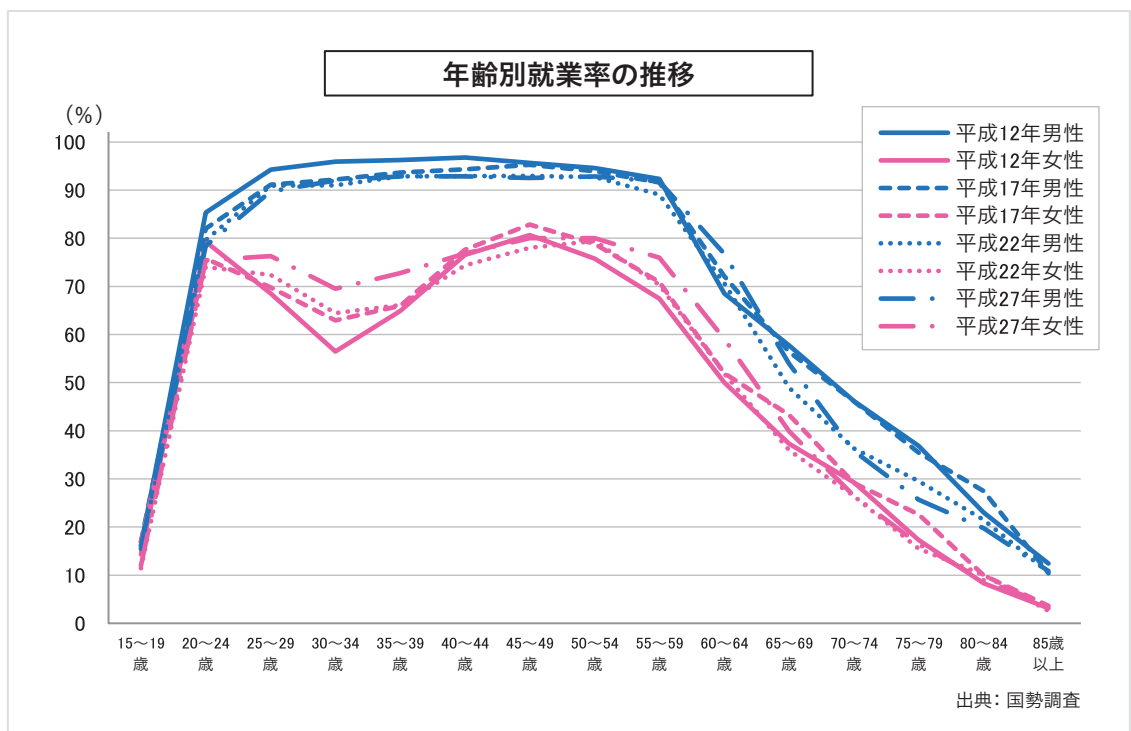
イ) 若者、女性、高齢者、障がい者など多様な就業ニーズに対応した雇用環境の創出

- ・ライフスタイルやライフステージなどによって異なる、働き方への多様なニーズに対応した雇用環境の創出
- ・障がい者の社会的自立・経済的自立を目指した、雇用環境と支援制度の充実 など

ウ) ICT技術の活用、ワーク・ライフ・バランスの取組による生活の質の向上

- ・テレワーク（在宅勤務）など、ICT技術を活用した多様な働き方の確立
- ・働き方の変革とそれを支える制度の確立など、ワーク・ライフ・バランスの取組による生活の質の向上（「仕事」と「私生活」の両立） など

■ 年齢別就業率の推移



②安心して子どもを生み、育てられるくらしづくり(社会面・経済面)

ア) 子どもと保護者、地域、行政の連携による子育て支援環境の充実

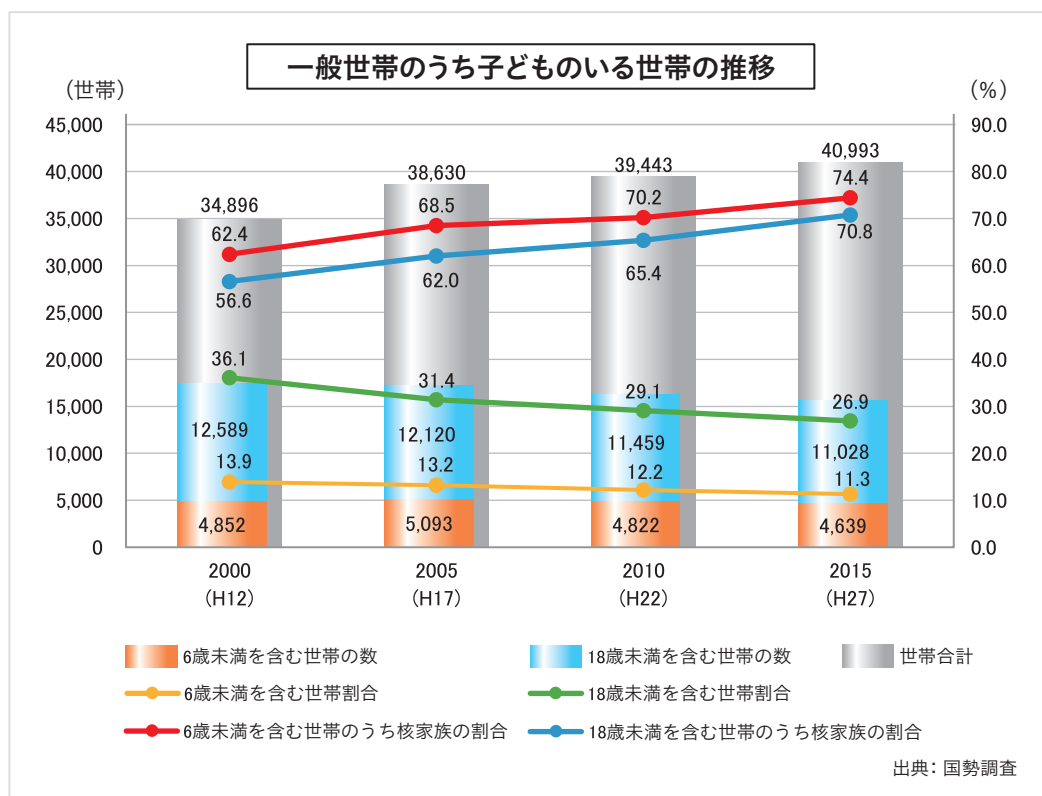
- ・夜間保育サービスや駅型保育、在宅保育サービスなど、保育システムの多様化・弾力化の推進
- ・家庭、地域、学校、行政の協働による、総合的な子育て支援環境の充実 など

イ) 子育て世代が働きやすい雇用環境の創出

- ・育児休業制度の充実や労働時間の短縮など、労働者が子育てをしながら安心して働くことができる（仕事と育児が両立できる）雇用環境の創出
- ・職業情報の提供や自己啓発への援助、多様な就業ニーズに合った講習や職業訓練など、育児のために退職した者への再就職支援の充実 など

ウ) 出産・子育てのニーズに合致した支援制度の導入・充実

- ・妊娠～出産～子育ての各ステージで異なるニーズに対応するための、社会的・経済的支援制度の導入・充実 など



③高齢者が健康で生きがいを持てるくらしづくり(社会面)

ア) 家庭、地域、行政の連携による高齢者支援環境の充実

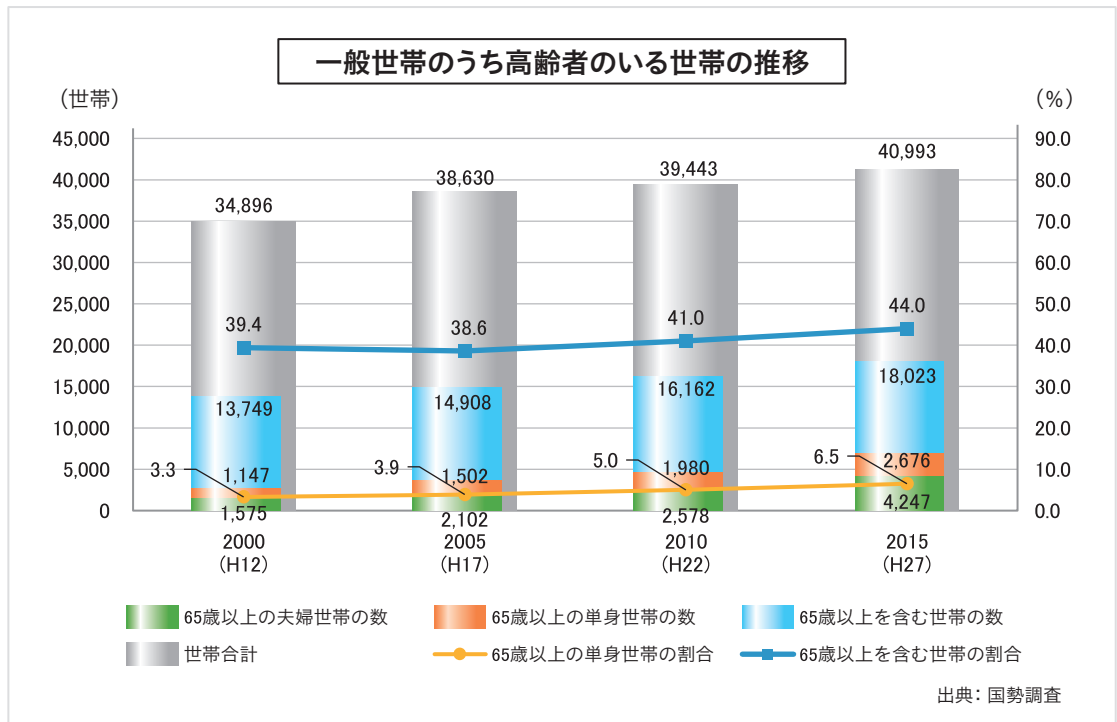
- ・高齢者の生活に必要なサービスを、切れ目なく提供できる包括的・継続的なサービス体制（地域包括ケアシステム等）の構築・充実
- ・高齢者に加え、その家族をも地域全体で支える「見守りネットワーク」の構築・充実 など

イ) 健康意識の啓発と地域医療体制の充実による健康寿命の延伸

- ・ 早い段階からの健康意識の啓発活動や、健康づくりを目的とした活動への参加促進
- ・ 地域医療体制の充実や民間団体の活動促進などによる、健康づくりに関する相談を身近に受けられる環境づくり など

ウ) 高齢者が活躍でき、生きがいを持てる‘ハレの場’の創出

- ・ 喜びや生きがい、人や社会に貢献している実感を得るための、社会活動への参加促進
- ・ 高齢者が長年にわたって蓄積した知識・経験を地域社会に生かすための、活躍の場や機会の創出・充実 など



(3) 「ひと」づくりの観点から

①「まち」づくりや「くらし」づくりの担い手づくり(社会面・経済面)

ア) 地域への郷土愛や愛着の育成

- ・ 地域の歴史・文化の学びを通じた郷土愛・愛着の育成
- ・ 高齢者の知識・経験を生かした、地域と子どもの関わりの強化 など

イ) 協働のまちづくりの実現に向けたまちづくり人財の発掘・育成

- ・ 協働のまちづくりのイメージの浸透、啓発活動
- ・ 子どもから高齢者まで、地域のまちづくりを牽引する人財（リーダー）の発掘・育成とネットワーク化
- ・ まちづくりに関する知識詰め込み型の研修カリキュラムから、育成段階からのリアリティのあるまちづくり実践場面（モデルとなるプロジェクト）の導入 など

ウ) 若い世代や無関心層のまちづくりへの参加促進

- ・若者や、まちづくりに無関心な人が参加したくなる、楽しくわかりやすいまちづくり活動の実践 など

エ) 就業へのチャレンジ意欲が高い人材の育成

- ・就業へのチャレンジ意欲が高い人向けのセミナー・講座の実施 など

②次代を担う子ども・若者の教育環境づくり(社会面)

ア) 多様な人材が関わる学校教育の充実

- ・学校教育現場における、高齢者や地域のまちづくりリーダーの活用
- ・学校教育現場における、地域の既存団体（経済団体・女性団体・スポーツ団体など）やNPOの活用 など

イ) 学校教育、家庭教育、地域教育が連携した次世代育成の推進

- ・中学校区学園化構想の推進
- ・学校、家庭、地域を結びつけるキーパーソンとなる人材の掘り起し・育成 など

ウ) 地域や世界を体験できる交流機会の充実

- ・地域を学び、地域住民等と交流を深める教育プログラムの導入
- ・姉妹都市などにおける海外体験・現地交流プログラムの充実 など

③地域資源を生かした心豊かなひとづくり(社会面・環境面)

ア) 人生や暮らしに潤いをもたらす文化に携わる市民の増加

- ・地域の歴史・文化を楽しく学べるプログラムの導入
- ・市民の誰もが参加しやすい学習機会の提供、学びを通じた生きがいづくり など

イ) 特色ある地域の自然や産業、伝統、文化を継承する担い手の育成

- ・地域が有する貴重な自然資源を守り、引き継いでいくための、家庭、学校、地域、企業等における環境教育・環境学習の推進
- ・地域住民やNPO等が主体となった、地域資源を生かした観光・交流プログラムの導入 など

ウ) 地域の人や文化を活用した豊かなひとづくりの推進

- ・地域での体験活動・体験学習の導入など、実践的な道德教育の推進
- ・地域の伝統文化を継承・普及する活動団体への支援の充実 など

第2部 基本構想



第1章 まちづくりの基本理念と将来像

1 まちづくりの基本理念

(1) まちづくりの基本理念の検討

平成25年（2013年）4月に本市のまちづくりに関する最高規範として、「掛川市自治基本条例」が施行されています。第2次掛川市総合計画は、自治基本条例に基づき策定しますので、まちづくりの基本的な考え方となる基本理念や将来像は、自治基本条例と共通した考え方を示すこととします。

(2) まちづくりの基本理念の内容

自治基本条例では、掛川をさらに成長させ、成熟した社会を構築するために、市民主体のまちづくりの実現を目指し、「協働のまちづくり」を進めることとしています。その基本的考え方は、市民等が等しく主体的に参加できることと生涯学習都市宣言の理念に基づくまちづくりを行うことにあります。また、協働のまちづくりを進めるためのキーワードとして、①情報共有、②参画、③協働を基本原則としています。

基本理念

「協働のまちづくり」

- 市民誰もが等しく参加できるまちづくり
- 地域の歴史や文化を尊重し、報徳の精神や生涯学習都市宣言の理念に基づくまちづくり

キーワード

- ①情報共有 まちづくりに関する情報を市民共有の財産と捉え、市民や市議会、行政は意識的かつ積極的に情報を提供するとともに把握し、お互いに情報共有を図りながらまちづくりを進めます。
- ②参画 まちづくりの主体である市民が市政に主体的に関わり、市民参画によりまちづくりを進めます。
- ③協働 自助・共助・公助の考え方を根底としつつ、多様化する市民ニーズや公共的課題を解決するため、市民や市議会、行政がお互いに尊重し合い、同じ目的のために対等な立場で連携や協力をする「協働」によりまちづくりを進めます。

2 掛川市の将来像

【掛川市の将来像】

希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川

自治基本条例では、市民自治によるまちづくりの実現により創造する掛川の姿を「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」としています。

第1次総合計画では、新市の融合と多彩な地域資源や歴史文化を土台とした本市の飛躍、さらには市民の「夢」を実現し希望ある「未来」を創造していくことができるまちの実現を目指し、「海と山と街道がつながり、夢・未来を創るまち」を将来像に掲げてきました。第1次計画の将来像の実現に向けたこれまでの取組の成果を踏まえつつ、社会状況の変化を捉え、今後の本市の将来像は、自治基本条例に掲げた目指すまちの姿と整合させ、「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」とします。

「希望が見えるまち」とは、いつでも、誰でも、何回でも、自分の夢や目標に向かって、主体的に行動することができる土壌のあるまちを意味しています。「誰もが住みたくなるまち」とは、“ここはいいまちだ”と心豊かに住まう人がいて、人や環境や暮らしの中に“住んでみたい”と思わせる魅力があるまちを意味しています。

「希望」は未来に向かう原動力です。人々が希望をもって活躍するためには、豊かな環境が整うことが必要です。活躍する市民が増えることで、地域の活性化に繋がります。子どもや若者が夢や希望を抱けるようなまちづくりを目指します。



第2章 将来人口

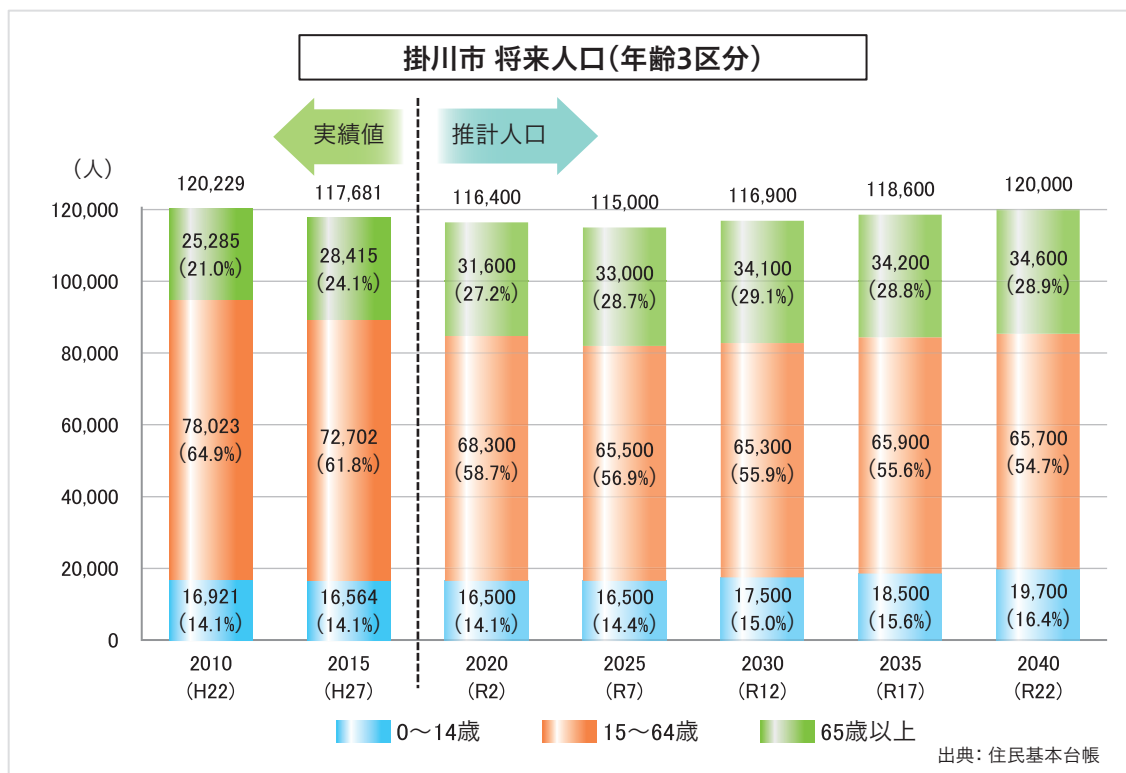
1 将来人口の目標値

将来人口	持続発展可能な掛川市を目指し、令和22年(2040年)に人口12万人を達成するために… 令和7年(2025年)の目標人口115,000人
将来人口構成	年少人口15%以上、高齢人口25%以下のまちを目指して・・・ 令和7年(2025年)の目標人口構成は 年少人口(0～14歳) 14.4%以上 生産年齢人口(15～64歳) 56.9%以上 高齢人口(65歳以上) 28.7%以下

本市は、将来に向けて、社会的にも経済的にも環境的にも持続発展していくために、「協働のまちづくり」を推進していきます。「協働のまちづくり」のためには、お互いに支え合い、役立ち合える繋がりづくりが必要です。

本格的な人口減少社会が到来するなか、協働のまちづくりと行政運営の効率化を見据え、その変化の中にあっても本市を発展させていくため、令和22年(2040年)に人口を12万人と設定し、様々な取組を進めた成果として、計画期間(2016～2025年度)における目標人口を115,000人とします。

また、人口構成が大幅に高齢化にシフトすることによる地域社会への影響を抑制するために、目標人口だけでなく、将来の人口構成についても目標値として設定します。



第3章

土地利用構想

今後の本市の土地利用においては、人口減少や産業構造の変化、グローバル化の時代を見据え、豊かな自然や整序ある都市基盤の維持形成がなされるよう、国の国土づくりの指針である「国土形成計画」の内容を踏まえ、次のような方針に沿って、総合的かつ計画的な土地利用を進めていくものとします。

(1) 自然環境との共生

森林、河川、海岸など、本市の生態系を支える中心的な自然環境を保全し、かけがえない地域資源を良好な状態で次世代へ譲り渡していくこととします。優れた自然環境に対しては、保全と適正管理を実施するとともに、自然環境を利用する場合は、自然生態系の維持に努め、自然環境と共生した土地利用を進めます。

(2) 田園環境との調和

本市では、里山、谷田、海岸砂地などの自然環境を活用して茶畑、水田、施設園芸などが生まれ、特色ある農業と個性的なふるさと景観を生み出してきました。地域の特徴的な農業や景観を尊重し、田園環境と調和した土地利用を進めます。

(3) 歴史と文化の尊重

本市は、城下町、宿場町として発展してきた歴史があります。掛川城、高天神城、横須賀城、日坂宿などをはじめとする歴史・文化的資源を尊重し、郷土への愛着や誇りが育まれるように、地域独自の歴史文化と調和した土地利用を進めます。

(4) 質の高い生活環境の形成

地震や豪雨などの自然災害に強いまちになるよう、防災機能を重視した土地利用を実現するとともに、市民が安全・安心に暮らすことができるように、快適で機能的な市街地形成に努め、質の高い生活環境に向けた土地利用を進めます。

(5) 調和と効率化への貢献

商業施設の郊外進出や宅地の無秩序な拡大は、周辺環境との調和に悪影響を及ぼすばかりでなく、中心市街地の衰退をもたらします。中心市街地から農山村地域に至るまで、調和とバランスの取れたまちづくりを実現するため、商業機能や居住機能の計画的な誘導を図るとともに既存市街地の高度利用と機能集積を促し、効率化な行政経営にも貢献する土地利用を進めます。

(6) 国土軸の有効活用

市域のほぼ中央部をJR東海道新幹線や東名高速道路が横断し、市北部には新東名高速道路が横断し、国土軸の一部を形成しています。さらに近接した位置に御前崎港や富士山静岡空港が立地しています。産業集積や活発な交流により地域の発展に繋げるため、市域の南北軸と国土軸との連携を図り、国土軸を有効活用する土地利用を進めます。

第4章

戦略方針

「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち」を実現するため、20～30年後の本市の将来を見据えたとき、今後10年間に取り組むべき政策を戦略方針として掲げ、まちづくりを推進していきます。

1

戦略目標

40年以上続いた少子化を克服し、人口減少を抑制するとともに、持続発展可能なまちづくりを推進することが必要です。そのため、20～30年後の本市の将来を見据え、かつ掛川らしい政策の方向性を示すため、本市では、戦略目標として次の3つの分野において日本一を掲げます。

(1) 教育・文化分野

掛川のまちを誇れる人を育むことが重要です。

掛川市民に広く浸透している報徳や生涯学習の考え方を基礎として、市民総ぐるみで教育に取り組むとともに、掛川文化の振興により、市民の夢と希望を醸成し、心豊かなひとづくりにつながる施策を展開します。

(2) 健康・子育て分野

掛川のまちで充実した暮らしを送れることが重要です。

掛川市民が健康を維持し生きがいを持って生活できることを基本として、地域医療連携体制を充実し、健康長寿の市民が多いまちづくりを推進するとともに、子どもを生み育てることが可能な環境を整え、子育てにやさしいまちづくりを推進し、健やかなくらしづくりにつながる施策を展開します。

(3) 環境分野

掛川が住み心地の良いまちであることが重要です。

掛川市民が安全と安心を実感できることを基本とし、潤いある自然環境や穏やかな生活環境、充実した都市基盤環境を整備し、住み続けたいまちづくりにつながる施策を展開します。

また、施策を推進するにあたっては、あらゆる面で、協働と広域連携の視点を考慮することとします。

■協働

持続発展可能なまちづくりを推進するための協働の視点として、「産(産業)・学(大学等)・金(金融機関)・民(市民)・公(NPO・社福等)・官(国や県)・市」の7つの強みを生かした連携を推進していきます。

■広域連携

「ひと」や「しごと」の流れがひとつの市の中で完結するものではないことを踏まえ、経営資源の流れを広域的に捉え、本市が周辺地域とともに発展していけるよう、有効な連携を推進していきます。

2 戦略

令和の時代になり、人生100年時代やテクノロジーの急激な進化によるSociety5.0の到来、SDGsの推進等、平成の時代以上に大きな変革が起きつつあります。また、少子化や高齢化、外国人の流入増加が進む中、すべての人に優しくサステナブル（持続可能）なまちであり続けるために、国籍、性別、年齢、生き方、暮らし方の多様性を認め合い、広域連携、官民連携等の様々な連携により、課題解決を図っていく必要があります。

そのため、20年後の掛川市を見据えた戦略目標と方向性を踏まえ、経営資源となる情報の活用や資本の流入を促すよう、以下の戦略をたて、人口増を目指した施策を推進していきます。

(1) 生涯にわたりこころざし高く学び心豊かに暮らすまち

(教育・文化分野)

- ・多様性を認める教育、知識を活用する教育を進めることで、グローバルに活躍できる人材を育成します。
- ・豊かな感性や創造性、思いやりの心を育むことで教養を培い、生涯にわたって学び、何度でもチャレンジできる環境づくりを推進します。
- ・掛川らしい文化を創造し、発信することで、文化芸術活動の気運を醸成します。
- ・歴史・文化的資源を尊重し、活用を図ることで郷土への愛着や誇りを育みます。

- ① グローバル人材の育成
- ② 生涯にわたる学びの推進
- ③ 文化の創造・発信
- ④ 文化財の活用

(2) 誰もが健やかでいきいきとした暮らしをともにつくるまち

(健康・子育て・福祉分野)

- ・若い世代が安心して働ける職場を実現し、家庭を築ける環境を整備するとともに、市民、企業、行政が連携し、市民総ぐるみで次世代を育成する体制と環境を整え、結婚、出産、子育てについて希望を持つことができる地域づくりを推進します。
- ・多世代の交流をすすめ、何歳になっても健康で生きがいを持って生活できる環境づくりを推進するため、「ふくしあ」を中心とした地域包括ケアシステムの拡充を行います。
- ・健康増進のための予防活動が盛んになる将来に向け、健康管理体制の充実に努め、保健・医療・福祉機能の連携を推進します。

- ① 市民総ぐるみで次世代の育成
- ② 健康寿命の延伸
- ③ 地域包括ケアシステムの拡充
- ④ 多世代の交流
- ⑤ 健康管理体制の充実

(3) 美しい自然環境と共生し、エネルギーの地産地消と資源循環を実現した持続可能なまち（環境分野）

- ・山・里・川・海の自然豊かな美しい自然環境は本市の大切な資源であり、市民、企業、行政の協働により継続的に保全します。
- ・地球環境の保全に配慮し、地域循環共生圏の視点で資源循環や脱炭素社会の実現を目指します。
- ・再生可能エネルギーの普及と省エネルギーの推進により、再生可能エネルギーの地産地消を目指します。

- ① 自然環境の保全
- ② 資源循環の実現
- ③ 脱炭素社会の実現

(4) ホスピタリティによる賑わいと活力ある産業を生み出す、世界に誇れるお茶のまち（産業・経済分野）

- ・地域の魅力を磨き、市民総ぐるみでシティプロモーションを行うことで、関係人口や交流人口等の増加を目指します。
- ・新たな事業を開拓する企業や起業を支援し、多くのイノベーションを生み出します。
- ・地域内で人やものが繋がり、活力ある産業を中心に経済循環可能なまちを目指します。
- ・どの世代でも、誰でも働きやすい環境を実現します。
- ・地域の特性を生かした力強い農業と儲かる茶業を推進します。

- ① 関係人口や交流人口の拡大
- ② イノベーションに向けた産業の開拓や起業の支援
- ③ ヒト・モノ・コトが集まる活力ある産業の支援
- ④ 誰でも働きやすい環境の実現
- ⑤ 力強い農業と儲かる茶業の推進



(5) 災害に強く安全で安心な暮らしを支える基盤を整えたまち

(安全・安心・都市基盤分野)

- ・大規模自然災害に備え、地域防災体制の強化、地震、津波、風水害等への対策の充実により、自然災害死者ゼロを目指した防災対策を推進します。
- ・持続的に発展し、豊かな自然や各地域が育んできたコミュニティ、歴史・文化、産業を守るため、多極ネットワーク型コンパクトシティを目指します。
- ・将来の自動運転等の実用化を見据え、移動手段を最適化し、誰もが安心して移動できるまちを目指します。

- ① 安全・安心のまちづくり
- ② 多極ネットワーク型コンパクトシティの実現
- ③ 移動手段の最適化

(6) 協働と連携によりふれあい豊かな地域社会を創り、世界と繋がるまち (協働・広域・行財政分野)

- ・市民がまちづくりに積極的に参画する協働のまちづくりを推進するとともに、グローバル化を目指し、国籍、性別等の多様性を認めあう、ふれあい豊かな地域社会を築きます。
- ・効率的な行政運営を実現するとともに、市民満足度の高いサービスを提供するため、情報通信技術（ICT）の有効活用や、広域的課題に対する行政の広域連携、民間の得意分野を生かす官民連携等の様々な連携を進めます。
- ・既存の公共施設等のあり方を見直し、市民ニーズに即した形にしていくことで、行政サービスを最適かつ持続可能なものとすることを目指します。

- ① 多様性を認めあう地域社会の構築
- ② ICT環境を活用したスマート自治体の推進
- ③ 広域連携や官民連携の推進
- ④ 公共施設等の適正化の推進

第3部 基本計画



第1章

計画策定の基本的考え方

第1節 基本計画策定の視点

1 少子高齢・人口減少社会に立ち向かう戦略的施策集

一般的に、従来の総合計画はまちづくりに関わる施策を網羅的に示したものであり、掲載された施策の優先順位がわかりにくいというケースも多くありました。

また、少子高齢・人口減少社会の到来する中、「人」「もの」「財源」等の経営資源は安易に増加を期待できない状況にあります。

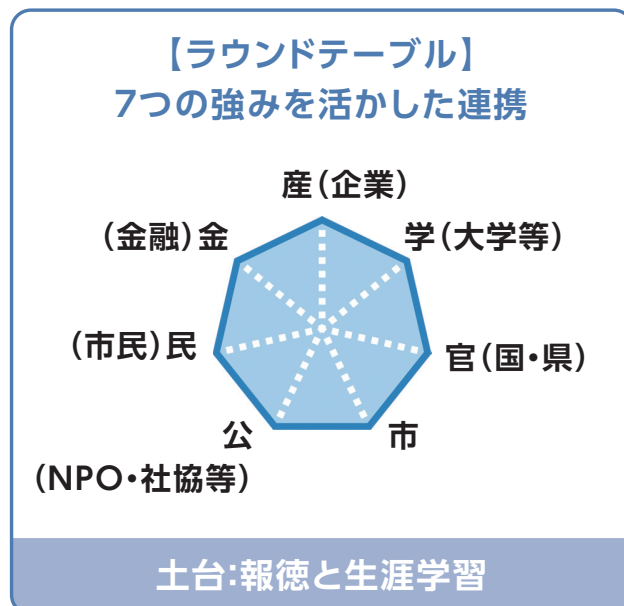
そのため、まちの将来を見据え、重点的に取り組むべき施策に注力していくことが従来よりもなお一層求められています。

第2次総合計画改定版基本計画は、従来の網羅的な施策集から脱却し、限られた経営資源を有効に活用し、真に必要な施策を選択する戦略的施策集として策定します。

2 掛川流「協働力」の発揮

本市では、これまでも「希望の丘」プラン、海岸防災林強化事業、地域健康医療支援センター「ふくしあ」等、様々な関係者との連携による「協働力」を発揮することで成果を上げてきました。

「協働のまちづくり」を基本理念とし、企業、大学等、金融機関、市民、NPO法人等の非営利団体、国や県及び市が連携し、掛川市の将来像「希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川」の実現を目指します。



3 人生100年時代に向かって

全国的な傾向と同様に、本市においても健康寿命が延伸し、「人生100年時代」を迎えることが予測され、子どもから高齢者まで全ての市民が元気に活躍し、安心して暮らすことのできる社会づくりが求められます。

本計画では、市民一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方や暮らし方、学び方を選択でき、生涯自立して豊かに生きていくことを目指していきます。

4 新たな時代の流れを活力に変える

Society 5.0の実現に向けた技術の進展やインバウンド需要の高まり、国際社会に貢献するSDGsの取組など、令和時代のスタートとともに取り巻く環境が急速に変化しています。また、平成31年（2019年）4月の入管法の改正による外国人住民の増加等により、地域社会に与える影響も大きくなっています。

本計画では、これらの変化に適応しつつ、地域課題の解決に生かしていく視点を持つことで、本市が持続的に発展する活力を生み出していきます。



第2節 体系図

将来人口目標

将来人口

持続発展可能な掛川市を目指し
令和22年(2040年)に人口12万人
 を達成する。

令和7年(2025年)の
 目標人口 **115,000人**

目標人口構成

年少人口15%以上、
 高齢人口25%以下のまちを目指して…

2025年(令和7年)の目標人口構成は

年少人口 (0~14歳)	14.4%以上
生産年齢人口 (15~64歳)	56.9%以上
高齢人口 (65歳以上)	28.7%以下

掛川市 将来人口(年齢3区分)

住民基本台帳人口



戦略

1 教育・文化分野

生涯にわたり
 ころごし高く学び
 心豊かに暮らすまち

2 健康・子育て・福祉分野

誰もが健やかで
 いきいきとした暮らしを
 ともにつくるまち

3 環境分野

美しい自然環境と共生し、
 エネルギーの地産地消と資源循環を
 実現した持続可能なまち

4 産業・経済分野

ホスピタリティによる賑わいと
 活力ある産業を生み出す、
 世界に誇れるお茶のまち

5 安全・安心・都市基盤分野

災害に強く
 安全で安心な暮らしを
 支える基盤を整えたまち

6 協働・広域・行財政分野

協働と連携により
 ふれあい豊かな地域社会を創り、
 世界と繋がるまち

将来像 希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川

令和2年度～令和7年度の6年間で取り組むこと

個別施策



- 1-① 市民総ぐるみで取り組む心豊かにたくましく生きる子どもの育成
- 1-② 市民の生涯学習の拠点づくり
- 1-③ 郷土の文化の保存と市民の文化芸術活動の振興
- 1-④ 誰もがスポーツを楽しめる環境の整備

- 2-① 家庭・地域・企業の子育て力の向上
- 2-② 安心して出産・子育てできる環境の整備
- 2-③ 家庭・地域・職場ぐるみの健康づくりの推進
- 2-④ 誰もが安心して医療を受けられる環境の整備
- 2-⑤ 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりの推進
- 2-⑥ 障がいのある人の自立した生活の支援の充実
- 2-⑦ 地域で支えあう福祉活動の推進と人権の尊重

- 3-① 省エネ・省資源、再生可能エネルギー普及の促進
- 3-② 誰もが集える身近な公園・緑地の充実
- 3-③ 美しい森林や海岸等の保全と活用の推進
- 3-④ 清流が流れ、市民が水と触れ合える環境の整備
- 3-⑤ お互いが快適に暮らせる生活環境の確保
- 3-⑥ 安全な水を安定して供給できる水道事業の推進

- 4-① 地域資源を活かした体験交流型、広域連携型観光の推進
- 4-② 協働力によるシティプロモーションと移住・定住の促進
- 4-③ みんなが働ける雇用・就業の環境づくりの推進
- 4-④ 掛川にしごとをつくる商工業の更なる発展
- 4-⑤ 多様な担い手による力強い農業ビジネスの確立
- 4-⑥ 世界に誇れる「お茶のまち」であるために儲かる茶業と「掛川茶」を楽しむ環境づくり

- 5-① 自助・共助・公助による防災・減災対策の強化
- 5-② 災害に強い住宅や都市基盤施設等の整備
- 5-③ 消防救急の迅速化・高度化の推進
- 5-④ 交通安全と防犯の意識向上と環境整備
- 5-⑤ 人が集い、賑わいを生む中心市街地の再形成
- 5-⑥ 快適な都市環境づくりの推進
- 5-⑦ 地域の足となる公共交通の整備・利用促進
- 5-⑧ 定住を促進する良質な住宅・住宅地の供給と空き家対策の推進
- 5-⑨ 中山間地域の生活環境の保全と維持
- 5-⑩ 活発な交流を支える幹線道路の整備
- 5-⑪ 歩行者も車も安全に通行できる生活道路の整備
- 5-⑫ 安全確保と長寿命化に向けた道路施設の維持管理の推進

- 6-① 多文化共生のまちづくりの推進
- 6-② 多様性に富み個性と能力を発揮できる社会の実現
- 6-③ 市民、自治組織、市民活動団体等の協働によるまちづくりの推進
- 6-④ 計画的・効率的で適正な行政経営に向けた改革の推進

第2章

戦略

第1節 戦略の指標

基本構想で掲げた3つの日本一を目指すための戦略について指標を設定します。

1 生涯にわたりころざし高く学び心豊かに暮らすまち

指標	現状値	最終目標 (R7年度)
子どもが健全に成長していると思う市民の割合	R1 69.4%	80%
1年間に文化芸術の鑑賞やスポーツの観戦をした市民の割合	R1 42.9% (文化芸術のみ)	80%
1年間に文化芸術活動やスポーツ活動をした市民の割合	R1 11.7% (文化芸術のみ)	70%
郷土の歴史や文化に誇りと愛着を持つ市民の割合	R1 48.9%	60%

2 誰もが健やかでいきいきとした暮らしをともにつくるまち

指標	現状値	最終目標 (R7年度)
人口千人当たりの出生数 ^{※1}	H30 8.17人	9.44人
安心して子どもを産み育てられると思う市民の割合	R1 61%	80%
子育て環境整備に満足している市民の割合	R1 37.7%	60%
65歳以上で要介護1以下のお達者市民の割合 ^{※2}	H30 90.5%	94%
健康で生きがいを持って暮らしていると思う市民の割合	R1 62.5%	80%

※1 人口千人当たりの出生数

令和7年(2025年)合計特殊出生率1.97を目指し、市民が希望する子ども数の実現により達成される数値目標として設定します。

※2 65歳以上で要介護1以下のお達者市民の割合

65歳以上の人口の推計値をもとに算出した割合です。

3 美しい自然環境と共生し、エネルギーの地産地消と資源循環を実現した持続可能なまち

指標	現状値	最終目標 (R7年度)
清潔できれいな生活環境が保たれていると思う市民の割合	R1 78.3%	85%
温室効果ガス排出量	H26 1,481千t	1,350千t
再生可能エネルギー(電力)普及率	H30 9.19%	14.2%

4 ホスピタリティによる賑わいと活力ある産業を生み出す、世界に誇れるお茶のまち

指標	現状値	最終目標 (R7年度)
観光交流客数	H30 3,750千人	4,000千人
創業支援事業計画支援実績	H30 56件	延べ400件
有機栽培茶園の面積	H30 5ha	140ha

5 災害に強く安全で安心な暮らしを支える基盤を整えたまち

指標	現状値	最終目標 (R7年度)
掛川は住みやすいところだと思う市民の割合	R1 75.8%	85%
今後も掛川市に住みたいと思う市民の割合	R1 82.3%	85%
通勤・通学・病院・買い物などに出かけるときに公共交通に不便を感じない市民の割合	R1 31.5%	45%

6 協働と連携によりふれあい豊かな地域社会を創り、世界と繋がるまち

指標	現状値	最終目標 (R7年度)
掛川市の外国人人口	R1 4,447人	6,500人
人と人が信頼し助け合っていると思う市民の割合	R1 57.9%	75%

第3章

個別施策

1 生涯にわたりこころざし高く学び心豊かに暮らすまち

1-① 市民総ぐるみで取り組む心豊かにたくましく生きる子どもの育成



■ 目指す姿

・家庭や地域に見守られ、夢に向かって、自ら考え自ら判断し、心豊かにたくましく生きる子どもが育っています。

■ 現状と課題

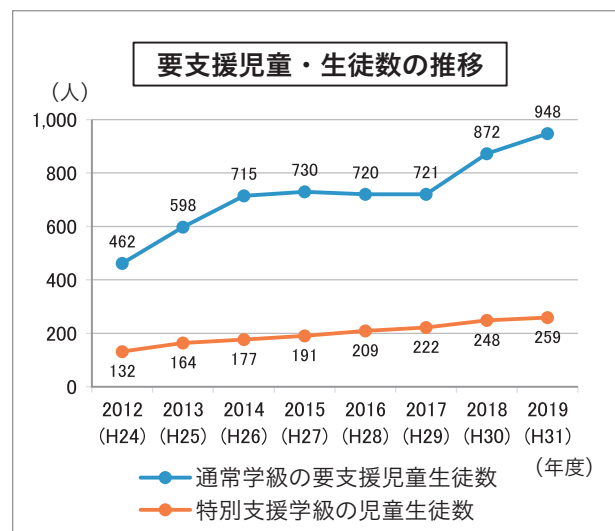
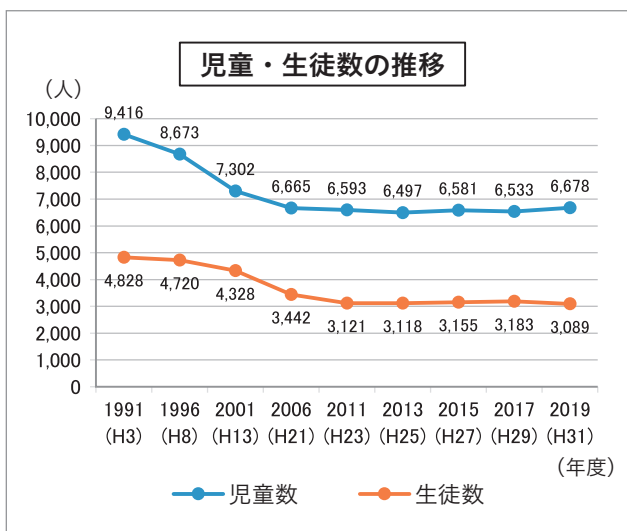
学校を取り巻く社会は急速に変化しています。世界的には戦争や紛争の危機が高まっている国・地域があり、平和教育の重要性が高まっています。また、地球温暖化に伴う風水害などの自然災害が多く発生するようになり、環境教育の充実が求められています。さらに、特別な教育的支援を要する児童・生徒の個別支援を支える人材の育成が急務であり、LGBT等、一人ひとりの人権を大切に、誰一人取り残さない社会の担い手の育成も必要です。これら諸課題については、これまでも本市で大切にしてきましたが、今後も持続可能な社会の担い手を育成するため、更なる充実を図ることが必要です。

本市では、「中学校区学園化構想」として地域の教育力を取り込み、市民総ぐるみの教育を推進してきました。平成25年度(2013年度)からの取組により、園・学校、保護者、地域が一体となった教育環境が整い、子ども育成支援協議会を中心に、地域コーディネーターや学校ボランティアにより、地域とともにある学校づくりが進められています。さらに、平成31年(2019年)4月から全小中学校に学校運営協議会(コミュニティスクール)が設置され、子ども育成支援協議会と両輪となった学校支援体制の確立が期待されています。

学校教育における特徴的な取組としては、「かけがわ学力向上ものがたり」等の学力向上施策を実施しており、その結果、全国学力・学習状況調査において相対的に良好な結果が得られています。さらに、学校サポーター、外国人児童・生徒等支援員、ALT、学校司書の派遣により、特別支援教育や外国語活動、読書活動等、学びの充実が図られています。一方、近年では、いじめや不登校の児童・生徒数の増加が見られており、本市では、「かけがわ道徳」を生かした道徳教育の充実や誰もがわかる授業を目指した「学びのユニバーサルデザイン」等、先を見通した教育施策に取り組んでいます。

今後は、次世代を担う人材の育成や本市の魅力創造のために、これからの社会で必要な資質・能力を育む小中一貫教育の推進、本市の特徴的な学校教育の充実、増加する要支援児童の特別支援教育への一層の支援体制の整備が求められます。

また、本市の児童・生徒数は、少子化に伴い減少し、小学校の約半数において全学年が単学級(各学年に1学級しかない状況)となる等、学校の小規模化が進んでいます。さらに、学校施設は昭和40~50年代に建設されたものが多く、老朽化が進んでおり、順次更新時期を迎えることから、学校規模や配置の適正化について早急に検討が必要となっています。



■ 施策の方向

① 持続可能な社会の担い手を育成するための教育の充実

人権教育、福祉教育、環境教育、平和教育など、これまでも学校教育において大切にしてきた様々な取組をさらに充実させ、持続可能な社会の担い手として豊かな未来を創造する人の育成に努めていきます。また、プログラミング教育への取組を通し、課題発見力、論理的思考を身につけた、これからの社会に対応できる人材育成を進めていきます。

② 小中一貫教育の推進に配慮した学校再編の検討

「かけがわ型小中一貫教育」を推進し、未来の子どもたちにとって望ましい教育環境を整備するため、小中学校の再編を検討します。再編にあたっては、中学校区学園化構想を基本に、地域とともにある学校の実現や少子化による児童・生徒数の減少、学校施設の老朽化の対応にも考慮して、市民、地域、学校、行政等が協働で協議を進めていきます。

③ 特別支援教育の体制の強化

特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍している小中学校に、学校サポーターや特別支援介助士を派遣し、児童・生徒の学習・生活等を支援していますが、特別な支援を必要とする児童・生徒が年々増加傾向にあるため、スキルアップのためのサポーターへの研修実施やサポーターの増員等、支援体制を強化します。

④ 「かけがわ型スキル」を重視した確かな学力の向上と、豊かな人間性と創造性を備えた児童・生徒の育成

思考力・判断力・表現力等「確かな学力」を備えた子どもを育成するため、研究・発表の場を設けるとともに、「かけがわ型スキル」や「学びのユニバーサルデザイン」を重視した授業改善や外国語活動の一層の推進に努めます。

また、学校図書館の活用推進を図るとともに、情報活用能力を育むために、授業で活用できるICT環境を整備します。さらに、新かけがわスタンダードを活用した外国語教育を推進し、コミュニケーション能力の向上を図ります。そのうえで、「かけがわ学力向上ものがたり」の成果について学校・家庭・地域に向けて積極的な情報提供を行います。

あわせて、楽しい授業を推進するとともに、いじめがなく、他者への思いやりの心をもった児童・生徒の育成を目指した指導の充実を図ります。

⑤ 外国人児童・生徒の教育環境の充実

外国人児童・生徒の教育を充実させるため、日本語支援が必要な外国人児童・生徒が在籍する小中学校に外国人児童・生徒等支援員を派遣し、児童・生徒の学習・生活等を支援します。

⑥ 学校・家庭・地域が連携した子どもを育む教育の推進

幼稚園・保育園・認定こども園・学校、家庭、地域等が連携・協働して子どもを育む「地域学校協働活動」を推進するため、各中学校区に設けられた子ども育成支援協議会の活動の充実を図るとともに、「かけがわ道徳」を実践し、市民総ぐるみのひとつくりを進めます。

また、学校運営協議会（コミュニティスクール）と子ども育成支援協議会との連携を図り、地域の声を学校運営に生かす取組を推進します。

■主要事業

事業名	事業概要
小中一貫教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・かけがわ型小中一貫教育カリキュラムの研究 ・各学園における特色あるカリキュラムの作成
中学校区学園化構想推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども育成支援協議会地域コーディネーターを中心とした学園支援活動
学校再編計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育の推進や公共施設マネジメントの視点も踏まえた、小中学校再編計画の検討
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校サポーターの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣による教育相談体制及び生徒指導体制の整備・充実 ・学校サポーターの派遣による、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の支援の充実
かけがわ学力向上ものがたりを活用した授業改善事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「かけがわ型スキル」や「学びのユニバーサルデザイン」を重視した授業の改善
外国人児童・生徒等支援員配置事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語支援が必要な外国人児童・生徒への外国人児童・生徒等支援員の派遣



1-② 市民の生涯学習の拠点づくり



目指す姿

・市民誰もが真に充実した人生を過ごすために、必要な知識や情報を得て、暮らしとまちづくりに生かすことのできる教養と文化・情報の拠り所が整備されています。

現状と課題

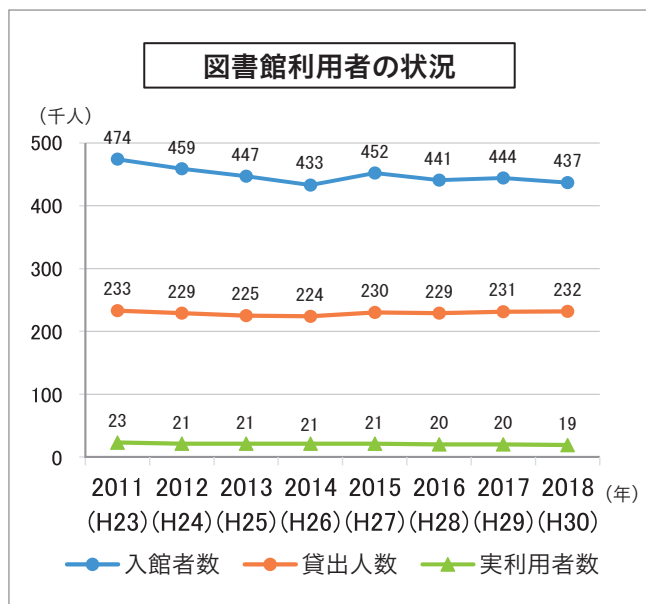
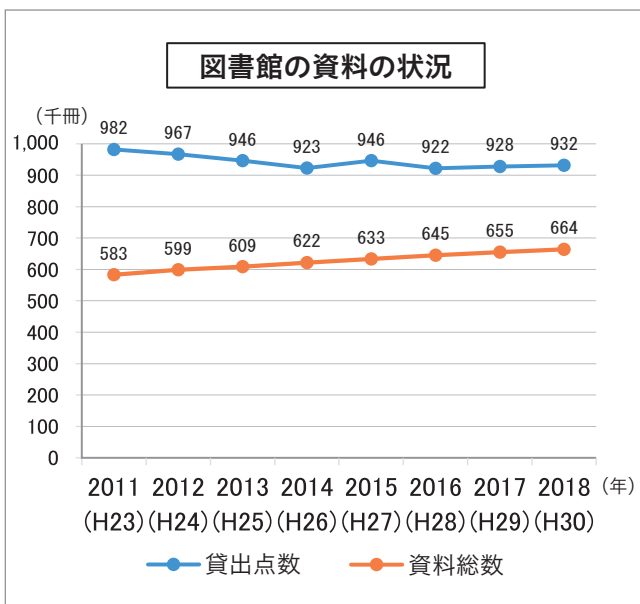
AIやロボット等の最新テクノロジーが身近に存在し、インターネットにより、誰でも瞬時に情報を得たり、発信したりすることができるようになりました。そのため、情報を取捨選択し、有用な情報を社会や暮らしに役立てていくことが求められます。そのようななか、人生100年時代になり、幼・少年期に、基礎学力を身につけ、郷土をしっかりと学び、社会に出てからも、高等教育の機会や学び直しにより知識やスキルを積み上げ、生涯にわたり、教養を身につけていくことが大切です。

学びの主要な拠点である図書館では、子どもの頃から読書に親しむ取組が必要であると同時に、教養・文化・情報等、多様化する市民ニーズに応えられるよう、課題解決への支援体制の整備や情報提供サービスの質の向上、市民参加型の運営、各図書館それぞれの地域特性を生かした特色ある運営等を検討する必要があります。

また、郷土資料については、資料の特性から閲覧が制限され、その活用が困難な状況にあるため、所蔵する貴重な郷土資料の利活用と保存を両立する手段として、デジタルアーカイブ化による資料整備が求められています。

地域生涯学習センターや公民館では、各種講座や教室を開催し、地域に根ざした学習と交流の場づくり、主体的な学習活動の促進や自主グループの育成を行っています。今後は、市民が自主的に学習活動を行うことができるよう、更なる学習機会の充実、情報提供、学ぶ環境の整備が必要です。

掛川市民に根付く生涯学習は、人生100年時代においても必要不可欠な要素となるものです。学んだ知恵や知識を社会に還元し、豊かな社会を築いていくことも求められます。



■ 施策の方向

① 生涯学習機会の充実

誰でも学び直しができるリカレント教育が受けられ、学びを地域社会に還元できることや、新たなテクノロジー等を学ぶことができる環境を高等教育機関との連携等により整えていきます。また、生きがいつくりや健康増進等のため、多様な学習機会の充実を図るほか、参加者同士の交流や自主活動、地域社会における活動等を促進します。

② 地域の情報の拠点づくり

知の情報拠点である市立図書館は、蔵書の充実に努めるとともに、郷土資料等については、資料のデジタルアーカイブ化を進めます。

さらに、利用者の利便性向上を図るため、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用、相互貸借制度の活用等により、資料提供手段の充実に努めます。

また、利用者の多様な資料・情報要求に的確に応えるため、読書相談、インターネット等を活用した資料の提供・紹介、地域内外の関係機関を紹介するサービスの実施等、レファレンスサービスの充実・高度化に努めます。

③ 読書活動の推進

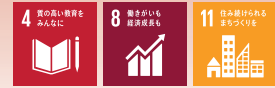
読書は、知識の習得や感性を磨き、表現力や創造力の向上、生き方を学ぶなど、様々な効用を期待できることから、6か月児と2歳2か月児に絵本の配布等を行うとともに、妊娠期から小中学校、高等学校に至るまで、読み聞かせや本の選び方、与え方の指導等を行い、読書活動を推進します。



■ 主要事業

事業名	事業概要
リカレント教育事業	・大学との包括連携協定等によるリカレント教育環境の創出
各種講座等事業	・地域生涯学習センターや公民館等における各種講座の開催 ・多様な学習機会や学習成果の発表の場の提供、地域の交流の場づくり
子ども読書活動推進事業 (ほんわかプラン)	・掛川市子ども読書活動推進計画(掛川ほんわかプラン)第三次計画の推進
おなかの赤ちゃんとはじめての絵本事業	・妊婦とその家族を対象にした胎児期におすすめの絵本の紹介
ブックスタート類似事業 (こんにちはえほん事業)	・6か月児相談、2歳2か月児健診時におすすめ本リストと絵本を1冊プレゼント
よみきかせ・出前講座	・園児・児童・生徒や高齢者等への読み聞かせ ・教員、ボランティア、子育て支援センター指導員、保護者等を対象にした読み聞かせ・ブックトーク等の講座の開催
学校図書館支援事業	・学校図書館や学校司書との連携ネットワークによる、学校教育支援、移動図書館、団体貸出の充実

1-③ 郷土の文化の保存と 市民の文化芸術活動の振興



目指す姿

・市民が文化芸術に親しみ、郷土を愛し誇りに思っています。また、市民が掛川らしい文化芸術を創造しています。

現状と課題

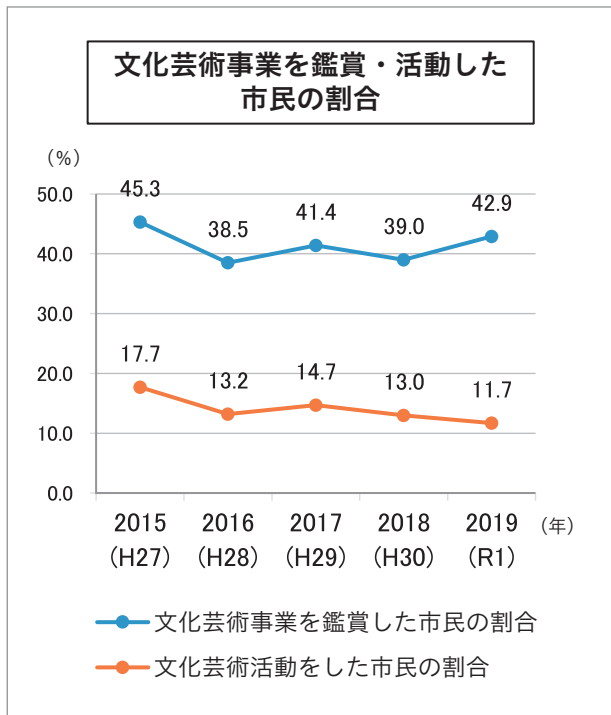
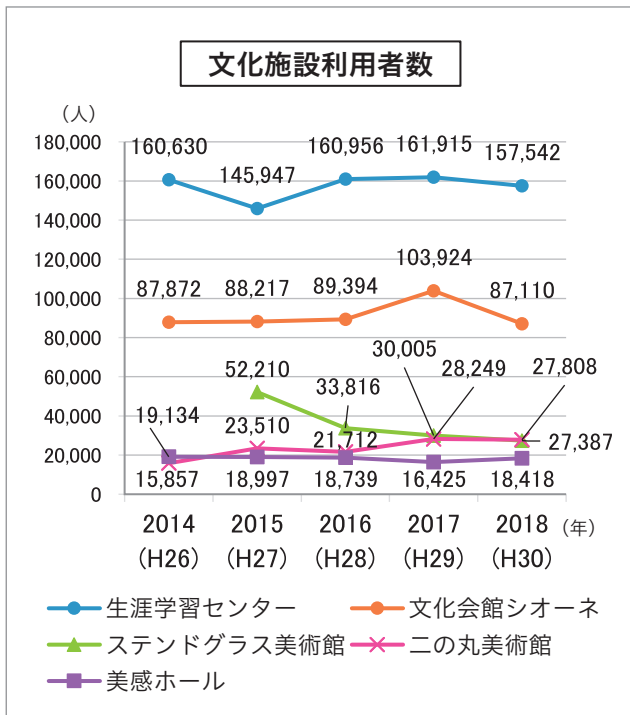
近年、茶草場農法の世界農業遺産登録や富士山の世界文化遺産登録等、日本の文化的価値が世界的に認められ、市民の文化振興の機運が高まっていることから、本市においても文化振興計画に基づき、文化振興施策に取り組んでいます。市民が様々な文化芸術に触れ、取り組める機会を創出することにより、市民の豊かな心を育むとともに、教育、福祉、観光、産業等の各分野と連携することで、文化芸術活動を通じた地域課題の解決を図りつつ、人・もの・場所といった地域資源の有効活用による豊かなまちづくりを進めていくことが求められます。

本市は、「報徳の教え」が地域文化として根付き、全国に先駆けて生涯学習に取り組んでおり、こうした地域資源を生かした掛川らしい文化の確立と創造が求められています。

郷土の文化に親しむ機会を増やすために、これまで進めてきた小中学校への金次郎像の設置や副読本の配布等による道徳学習のほか、各地域に受け継がれる伝統文化や生活文化、文化財を学ぶ機会を充実させ、郷土を愛し誇りに思う市民を増やしていく必要があります。

文化財については、失われつつある貴重な物件を調査し、その価値を明らかにし、後世に永く伝えていかなければなりません。また、文化財のもつ魅力を広く市民に紹介する機会を設け、積極的な活用を図る必要があります。

また、文化芸術に親しむ機会を増やすために、掛川市生涯学習振興公社や掛川市文化協会など関係団体や関連施設と連携し、積極的で効率的な情報発信を行うとともに、文化芸術事業の充実を図り、市民が質の高い文化芸術に触れ、新しい文化を創造する環境を整えることが求められます。



■ 施策の方向

①文化芸術に親しむ機会の充実

平成29年(2017年)に初開催した地域芸術祭「かけがわ茶エンナーレ」をはじめ、文化芸術団体や施設が主催する事業を充実し、子どもから高齢者まで様々な市民が質の高い芸術作品に親しむ機会を増やします。

②文化芸術を創造する機会の充実

文化芸術事業でのワークショップやアウトリーチの機会を充実したり、公募型の文化事業を増やしたりすることで、市民が自ら文化芸術を創造する機会を増やします。

③文化芸術に関する積極的な情報発信

関係団体や関連施設と連携し、ネットワーク化を図ることで、文化芸術事業の積極的で効率的な情報発信を行います。

④文化芸術活動の支援

市の文化の担い手の一翼である掛川市文化協会への活動支援のほか、「かけがわ茶エンナーレ」における市民プログラムの公募など、事業企画・運営、広報、活動費助成等の支援を行います。

⑤文化財や史跡の調査・保存・活用

市民との協働で、松ヶ岡の修復事業を推進していくとともに、展示会の開催など様々な機会を通じて松ヶ岡をPRします。また、修復期間中においても、松ヶ岡を活用した事業に取り組んでいきます。

史跡調査及び史跡整備事業を実施するとともに、指定や未指定の文化財調査等を実施して、文化財の価値を明らかにしたうえで、その成果を広く市民に公開し、文化財のもつ魅力を周知します。また、開発等により破壊が免れない埋蔵文化財を、記録として残す発掘調査事業を継続して進めます。

⑥郷土の歴史と文化に関する資料の管理・活用

市内に多く残されている古文書等の文献資料や民俗資料を、総合的、体系的に管理し、資料のデジタルアーカイブ化により、より多くの人々に鑑賞の機会を増やしていきます。

⑦身近な歴史資源の保全・活用に対する支援

文化財の保護、保存、活用事業を推進している保存会等の団体に対して補助金を交付するとともに、人的支援等の方策を検討していきます。また、文化財を所持し保存する所有者に対し、適正に維持管理、保存、伝承されるよう、支援していきます。

■ 主要事業

事業名	事業概要
文化芸術事業の開催	・地域芸術祭「かけがわ茶エンナーレ」、市民芸術祭、将棋の公式戦等、文化芸術に関わるイベントや祭事の開催 ・公共ホールや美術館等、文化芸術施設による事業の充実
関連団体・施設ネットワーク事業	・文化芸術団体の集約・連携と参画者の拡大、シティミュージアムまるごと構想 ・文化芸術施設のネットワーク化と効率的な情報発信、文化芸術活動サポート
子どもの文化芸術活動推進事業	・伝統工芸体験教室、日展ツアー、かけがわ茶エンナーレ、将棋講座・大会等、文化芸術に親しみ、創造する機会の充実
松ヶ岡プロジェクト推進事業	・松ヶ岡修復事業の推進、松ヶ岡のPR活動(教養館)と活用事業、寄附活動の推進 ・修復後の具体的な管理・活用計画の立案
3史跡の整備事業	・和田岡古墳群、高天神城跡、横須賀城跡の史跡整備事業の推進
文化財の保護・保存・活用事業	・国や県、市の指定文化財の保護保存、活用事業の推進 ・「文化財保存活用地域計画」に基づく未指定文化財の悉皆調査と計画の策定 ・文化財の魅力をPRするイベントの実施
歴史・文化資料の管理・活用事業	・古文書等の歴史資料の保護、保存及び管理並びに活用事業の推進 ・歴史資料のデジタルアーカイブ化とオープンデータ化
埋蔵文化財の調査事業	・開発等により消滅する埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査事業の実施

1-④ 誰もがスポーツを楽しめる環境の整備



目指す姿

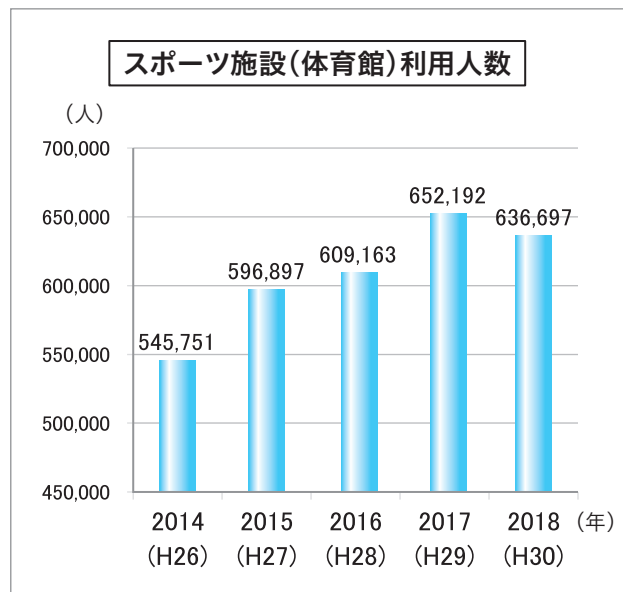
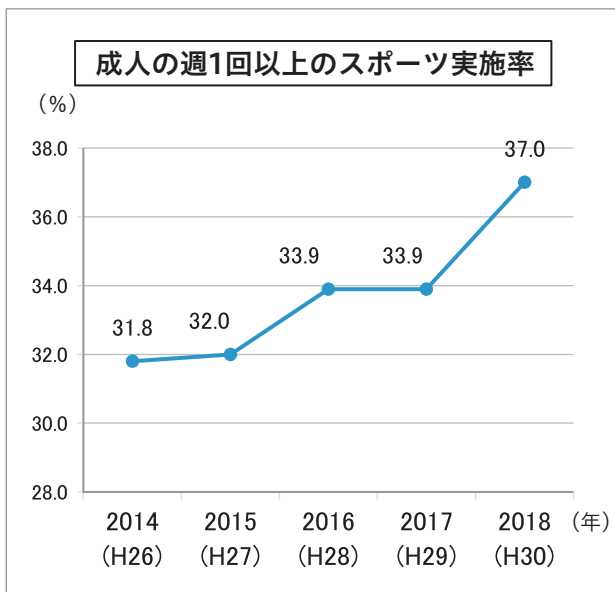
・子どもから高齢者まで、市民がスポーツを通じて心身の健康を維持し、楽しく気軽にスポーツに親しんでいます。

現状と課題

平成30年度(2018年度)に実施した市民意識調査では、「週1回以上スポーツやレクリエーションをしている人の割合」は37%であり、年々上昇しているものの、まだまだ低い状況です。人生100年時代を迎え、健康日本一を目標に掲げる本市では、乳幼児期から高齢期の全ての年代において、ライフステージに応じたスポーツの機会を提供するとともに、市民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」等、様々な立場で関わりを持っていく体制を構築していく必要があります。また、気軽に参加できるスポーツイベントの開催、健康施策と連携した取組、さらには身近にトップアスリートを観る機会を創出することなどにより、スポーツ参画人口の拡大を図るために様々な施策を展開していく必要があります。今後も引き続き、掛川市体育協会や競技団体と連携し、各種スポーツ競技大会を開催するとともに、国際大会、全国大会等で活躍できるトップアスリート育成のための支援が必要です。

スポーツ指導者については、子どもから高齢者、障がい者など、様々な市民のスポーツニーズに対応した技術指導をはじめ、スポーツの多様な楽しみ方の指導など、幅広いマネジメントができる指導者の育成が求められています。特にスポーツ推進委員については、高齢化が進んでいることから、若い世代の人材確保・育成が急務となっています。また、誰もが気軽にスポーツに参加できる場を提供できるよう、掛川市体育協会をはじめとするスポーツ関係団体相互の連携を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブ「掛スポ」においては、市民のスポーツの受け皿として、スポーツ教室をはじめとする活動の場や市民の健康づくり、ボランティア活動、環境保全活動などの地域貢献活動をさらに充実していく必要があります。

公共スポーツ施設については、老朽化が課題とされており、今後の整備にあたっては、市民ニーズ、あるいは施設の必要性や緊急度等を踏まえ総合的かつ計画的に整備を進める必要があります。また、本市の公共スポーツ施設の運営にあたって、指定管理者制度を活用しつつ安全な管理運営を進める必要があります。学校体育施設の開放についても、学校や夜間照明管理委員会等と連携し、適正な管理運営が求められます。



■ 施策の方向

① スポーツ参画人口の拡大

スポーツを始めるきっかけづくり等のために、参加しやすい環境づくりや組織の育成を進め、スポーツに関するイベント等を企画し、参加機会の拡大を図ります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の代表チームの事前合宿を誘致するなど、トップアスリート等との交流を図ることで、交流人口の拡大と地域の活性化につなげていきます。

② 各種スポーツの競技力向上とアスリートの育成・支援

各種市内競技大会の開催や全国規模の大会を誘致し、市民及び市内の団体・企業等が成果を発揮できる場を提供するとともに、各種スポーツの競技力の向上を図ります。また、トップアスリートを目指す選手やオリンピック・パラリンピック等の国際大会や全国大会等に出場する選手等への支援を行います。

③ スポーツ指導者、スポーツ関係団体の育成・支援

市民のスポーツ活動の多様化・高度化に対応するために、幅広い知識や教養と専門的技術指導スキルを備えた指導者を育成します。

また、掛川市体育協会をはじめとするスポーツ関係団体相互の連携を強化するとともに、総合型地域スポーツクラブの活動を支援していきます。

④ スポーツ施設の整備・充実

老朽化が顕著であるスポーツ施設については、施設の必要性や緊急度、あるいは公共施設等総合管理計画や施設の長寿命化など、総合的に検討するなかで、計画的に整備を進めていきます。

また、施設管理については、指定管理者制度を活用し、利用しやすい施設となるよう努めるとともに、安全な管理運営を進めていきます。学校体育施設についても、学校や夜間照明管理委員会等と連携し、適正な管理運営を進めていきます。

■ 主要事業

事業名	事業概要
スポーツイベント開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民スポーツ交流フェスティバル、マリンスポーツ体験会、ウォーキングイベントなどの市民参加型スポーツイベントや体験教室、各種競技大会等の開催 ・軽スポーツ・レクリエーションへの講師派遣指導 ・掛川総合型スポーツクラブによる各種スポーツプログラムの提供
各種スポーツ大会等開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川・新茶マラソン大会、城下町駅伝競争大会、都道府県対抗トランポリン大会等の開催
アスリートの育成・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・全国大会等出場報奨金の交付及びスポーツ特別表彰制度の創設
スポーツ指導者、スポーツ関係団体の育成・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ指導者(スポーツ推進委員、海洋性レクリエーション指導員、スポーツリーダー、スポ少指導者、中学校部活等)の人材確保、育成と資質向上 ・スポーツ指導者研修会・講習会の開催・市内スポーツ団体、スポーツ少年団の活動支援
スポーツ施設の整備・充実に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画に基づくスポーツ施設の再編整備と計画的な維持修繕

2 誰もが健やかでいきいきとした暮らしをともにつくるまち

2-① 家庭・地域・企業の子育て力の向上



■ 目指す姿

・家庭と地域、企業が連携し、地域ぐるみで子育てしやすい環境が整っています。

■ 現状と課題

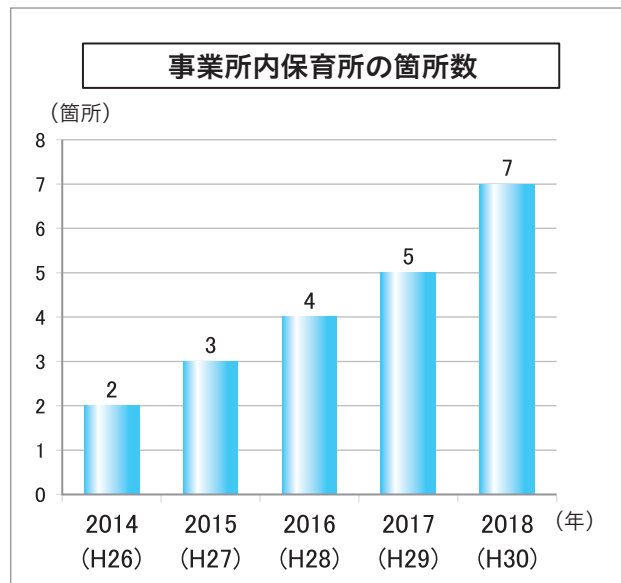
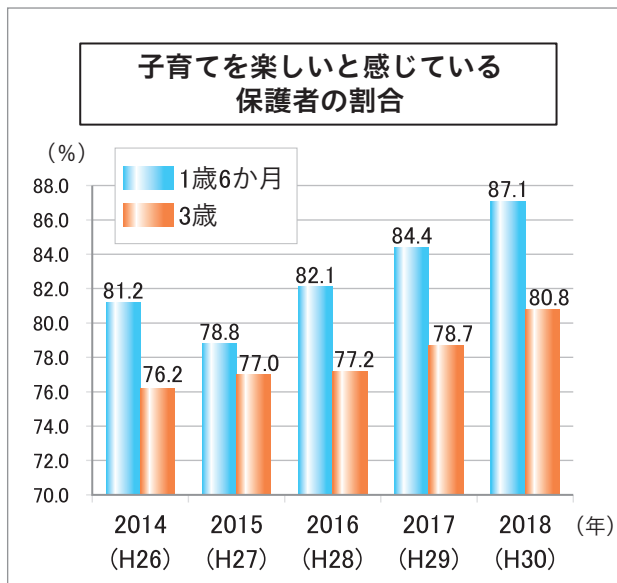
近年、少子化や人口減少が進行しており、結婚や子育て等に対する意識も変化しています。本市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、企業や行政はもちろんのこと、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支える取組が必要となっています。

家庭では、愛着関係が薄い親子や子どもとの関わり方に悩みを持つ親の増加、共働き世帯の増加による親と子が接する時間の減少などから、子どもへの関わり方を学べる機会や子育ての不安や悩みを相談できる機会の充実、親同士の交流の促進等が求められています。また、児童虐待が増加傾向にあるなか、早い段階からの不安への対応や子育て世代包括支援センターを中心とした県や医療機関等との連携強化が必要です。

地域では、つどいの広場や子育てサロン、放課後児童クラブ等の子育て事業が実施されていますが、更なる子育て支援の充実には、地域の特性を踏まえつつ、それぞれ個別の組織が相互に連携し、世代間の交流を促進することが求められます。また、子どもたちの健やかな成長を育むために、学校、家庭及び地域住民等が連携し、中学校区学園化の推進を図るなかで、地域全体の教育力の向上に取り組むことが求められています。さらに、スマートフォンやインターネットの普及等の青少年を取り巻く環境の変化により、青少年と保護者の情報モラルと情報リテラシーの向上が求められています。

企業では、従業員の仕事と子育ての両立を図るため、雇用環境の整備や、多様な働き方を選択できる労働環境の整備等に取り組み、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指していますが、雇用環境の整備は、十分とは言えません。本市では、子育てに優しい事業所の認定制度を創設し、両立環境の整備を進めていますが、事業所ごとの実情に合った支援や制度の周知・啓発が必要であり、引き続き、子育てしながら働き続けられる社会の実現に向けた取組が求められています。

また、全国的に生涯未婚率が上昇する一方で、結婚を希望する人が多いことから、出会いの支援が求められています。



■ 施策の方向

① 安心して子育てできる家庭の子育て力、教育力の向上

正しい知識と親としての自覚を持ち、妊娠、出産、育児に臨めるようにセミナーや講演会を開催します。また、各乳幼児健診時に育児の楽しさに関する調査を実施し、不安を感じている保護者の相談対応を行うとともに、子育て世代包括支援センターと協働で親の子育て力の向上に努めます。

掛川流子育て応援事業として、「スキニップのすゝめ」の普及・啓発や親子の絆事業の開催など、親子の愛着を育む取組を進めるとともに、ファミリー・サポート・センター事業については、依頼会員が利用しやすいように、提供会員の増加に努めます。また、家庭での保育力の向上に資するため、「親と子と孫」を基本とする三世同居等を支援します。

② 地域や市民の主体的な子育て支援の充実

地区まちづくり協議会や市民活動団体等の主体的な子育て支援の活動を支援し、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を持続的に支える体制の構築を推進します。

また、多様な団体がそれぞれの知識や能力を生かして先駆的な子育て支援事業を支援し、「子育ては地域全体で取り組む重要な役割」という意識の普及・啓発を図ります。

③ 青少年の健やかな成長の促進

青少年の非行問題の早期発見や非行防止のための補導活動を実施するとともに、インターネットの公開情報から利用状況を把握し、ネット上での個人情報流出やいじめなどのトラブルの早期発見と対応に取り組めます。また、情報モラルと情報リテラシーの向上のための啓発活動に取り組み、ネット上でのトラブルの抑止、予防を図り、青少年の良好な生活環境整備を推進します。

④ 子育てに優しい企業の増加促進

企業・事業所の自発的な子育て支援の取組と仕事と育児が両立しやすい職場づくりを推進するため、「子育てに優しい事業所」認定制度の普及を図ります。また、出産・育児等に関する休暇制度や子どもや孫のイベントへの参加促進等、事業者が実施する独自の子育て支援の取組を市ホームページ等で紹介することにより、子育てに優しい企業の増加につなげます。

⑤ 仕事と子育ての両立ができる就労環境の実現

安心して子育てができる就労環境づくりのために、社会保険労務士と市等が連携し、事業者に対するワーク・ライフ・バランスの啓発・支援や、子育て意識の高揚、育児休業の取得促進など、各事業者の状況に応じた子育てと仕事の両立環境の整備を支援します。

また、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立を推進するため、企業主導型保育事業を支援します。

⑥ 出会い・結婚の支援

結婚の希望を叶えられるよう、結婚希望者からの相談対応や情報提供などを行い、出会い等を支援します。



■主要事業

事業名	事業概要
出張!育児力アップ講座事業	・子どもの健やかな成長を促すための講座の開催
児童館・児童交流館運営事業	・児童の健康を増進し、情操を育むため、発達期に応じた健全な遊び場の提供 ・子育てサロン・サークルとの情報交換会の開催
地域子育て支援センター事業・ つどいの広場事業 (地域子育て支援拠点事業)	・子育て親子の交流の場づくり ・子育てに関する相談・支援の実施 ・地域の子育て関連情報の提供及び子育て支援に関する講習会等の開催
子育てコンシェルジュ事業	・子育てコンシェルジュによる家庭訪問、電話等による相談対応 ・転入者訪問による子育て支援サービスの情報提供
「スキンシップのすすめ」啓発事業	・子どもの愛着形成に大きく影響するスキンシップの普及・啓発
ファミリー・サポート・センター事業	・提供会員と依頼会員が一時的・短期的な相互援助を行うサービスの運営
ゆったり子育て三世代同居応援事業	・「親と子と孫」を基本とする三世代の家族が新たに同居するための住宅の新築、増改築等に要する費用の一部を助成
子育て協働モデル事業	・多様な団体がそれぞれの知識や能力を生かした先駆的な子育て支援事業の支援
中学校区学園化構想推進事業	・子ども育成支援協議会地域コーディネーターを中心とした学園支援活動
情報モラル啓発事業	・児童・生徒を対象にしたインターネットパトロールの実施 ・情報モラル向上のための啓発講座の実施
子育てに優しい事業所づくり事業	・「子育てに優しい事業所」の認定と市ホームページ等での紹介
子育てと仕事の両立環境整備事業	・市内事業所に対する社会保険労務士の派遣による、制度の周知・啓発と助言
事業所内保育所、企業主導型保育事業施設の整備推進事業	・市内事業所に対する企業主導型保育事業や事業所内保育所の開園の促進 ・企業主導型保育事業や事業所内保育所を開園する事業所への支援
出会い・結婚支援	・市民・企業・市が連携し、結婚を希望する方への出会いの場の提供、結婚相談等の支援 ・婚活サポーターへの活動支援

2-② 安心して出産・子育てできる環境の整備



目指す姿

・安心して出産・子育てができるための環境が整っています。

現状と課題

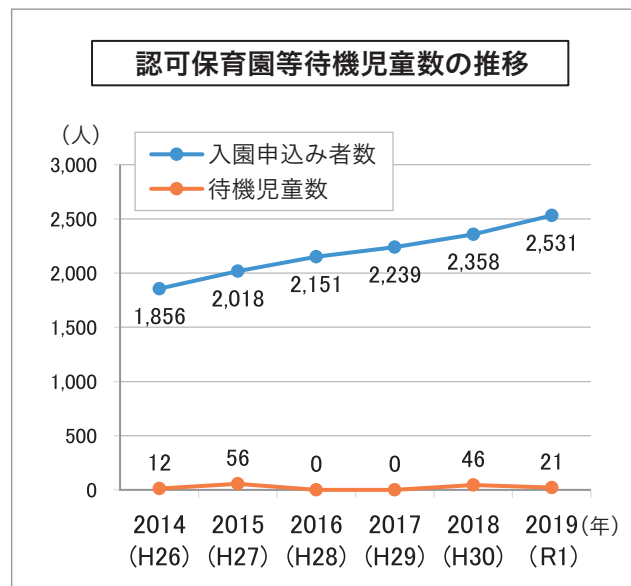
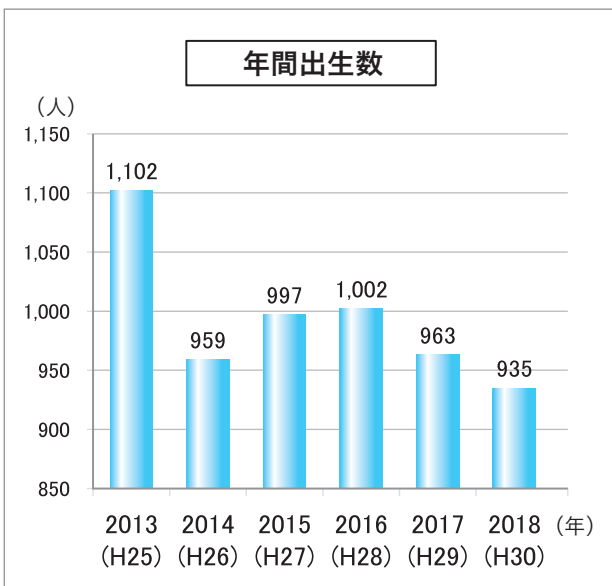
子育て世代においては、非正規雇用の増加や将来不安等により、子育て支援策として経済的な支援が求められているため、子ども医療費助成対象を拡大するなどの取組を行っています。特に、ひとり親家庭や養育に支援が必要な家庭等、配慮が必要な家庭については、関係機関との連携による適切な支援が求められています。

また、核家族や共働き世帯の増加、幼児教育・保育の無償化等により保育ニーズが高まっています。本市では、これまで様々な事業を実施してきましたが、待機児童の解消には至っていないことから、認可保育施設の整備や保育士の確保等、待機児童の解消対策を継続していくことが必要です。さらに、教育・保育の現場では、外国籍や発達への気になる子どもなどが増えており、多様な子どもに対応する支援の充実が求められています。

また、本市には親子でつどい、遊びを通して交流を深める場、子育ての悩み等を気軽に相談できる場として、児童館・児童交流館や子育て支援センター、つどいの広場がありますが、これらの子育て支援施設が連携を深めることで、更なる子育て支援の充実が求められています。

放課後における子どもたちの安全な居場所の確保については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の実施内容及び実施回数等の充実と計画的な整備が求められています。

また、子どもの健やかな成長や療育については、親の不安軽減を図る、行政と関係機関が連携したスムーズな支援のほか、乳幼児健康診査の未受診者への適切な対応も求められます。一方、発達等の経過観察を必要とする子どもに対しては、療育の第一歩である発達相談や受け入れ体制の充実が必要です。また、発達に関する相談は学齢期の相談が多く、学校や行政、関係機関等の専門性のある対応や支援の連携強化が求められます。



■ 施策の方向

① 子育て世代の経済的負担の軽減

国が実施する幼児教育・保育の無償化に加え、低所得者等の給食費減免、子どもの医療費助成等により、子育て世帯の妊娠・出産・育児にかかる経済的な負担の軽減を図り、子育てに不安を感じることなく、安心して子育てできる環境を整備します。

② 子育て支援施設の充実

地域の特色を生かした親子のふれあいの場が充実するよう、子育て支援センター連絡会を活用した情報共有、イベントの情報発信等を行います。また、子育て世代が集える広場等の整備を推進し、親子のふれあい、やすらぎを与える場の充実を図ります。

③ 幼児教育・保育サービスの充実

保育ニーズの増加に対応するため、ニーズに合った教育・保育の充実に努めます。特に、受け入れが困難になっている掛川区域において認可保育園等の施設整備を重点的に進めるとともに、公立幼稚園の今後のあり方の検討や大東・大須賀区域の認定こども園化を推進します。また、お仕事応援相談会の開催や保育士等就職応援資金貸付事業の周知・啓発を図り、保育士等の人材の確保に努めます。

さらに、市内の全園参加による「かけがわ乳幼児教育未来学会」の相互交流や実践研究を実施し、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

また、保育の無償化に伴い、幼稚園の預かり保育料や掛川協働保育園等の保育料の助成を行います。

④ 外国人未就園児の円滑な就園支援

外国人未就園児の把握に努めるとともに、3歳からの就園に向けて日本の文化や生活習慣を園生活の中で学び、円滑な生活ができるよう、園に配属している外国人支援員が必要に応じて支援を行い、就園につなげます。

⑤ 放課後等の子どもたちの安全な居場所の確保

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進します。

⑥ 児童虐待の防止

児童虐待に関する相談体制を整え、関係機関と連携して個々の支援に努めていきます。また今後は、各機関の連携体制のあり方について検証し、子ども家庭総合支援拠点の設置についても検討していきます。

⑦ 子どもの貧困対策の推進

安心した生活環境の中で子育てができるよう、子育てする貧困世帯等を適切なサービスにつなげる「子どもの未来応援コーディネーター」を配置するとともに、関係機関との連携を図りながら、子どもの貧困の早期発見・早期対応に努め、家庭状況にあわせた支援を進めます。

⑧ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親世帯の増加に伴い、経済的支援を必要とする世帯が増えていることから、国や県の制度に基づき、支援の拡充などを検討していきます。

⑨ 子どもの健全な成長・発達の支援

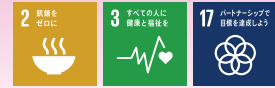
言葉の発達に遅れのある就学前の幼児が、日常生活に必要なことばを正しく使用できるように指導・訓練を行い、幼児の健全な成長・発達を促します。



■主要事業

事業名	事業概要
協働保育園等保育料助成事業	・認可保育園への入所要件を満たしながらも掛川協働保育園等に入所した世帯に対する助成
児童館・児童交流館運営事業(再掲)	・児童の健康を増進し、情操を育むため、発達期に応じた健全な遊び場の提供 ・子育てサロン・サークルとの情報交換会の開催
地域子育て支援センター事業・ つどいの広場事業 (地域子育て支援拠点事業)(再掲)	・子育て親子の交流の場づくり ・子育てに関する相談・支援の実施 ・地域の子育て関連情報の提供及び子育て支援に関する講習会等の開催
子育て世代向け住宅供給事業	・子育てに適した住宅の認定基準に適合した住宅の新築や増改築等に対する補助
かけがわ乳幼児教育未来学会 推進事業	・乳幼児教育や保育の質の向上を図るための実践研究や保育者等の相互の交流・連携
保育士等就職応援資金貸与事業	・市内の保育所等に勤務しようとする方を対象とした就職応援資金の貸付
外国人支援員の配置	・外国人の園児・保護者に対して、必要に応じたサポートを行う支援員の配置
家庭児童相談・訪問支援事業	・家庭児童相談員による子どもに関する悩みの相談指導及び訪問等
子どもの貧困対策事業	・掛川市子どもの貧困対策計画に基づく個別施策の整備、充実及び必要な事業の検討
子どもの未来応援コーディネーターの 配置	・子どもの貧困に関する相談体制の充実 ・子どもの貧困対策に関する各機関からの情報の集約と適切なサービスをつなぐネットワークの構築
掛川市発達相談支援センター のびる〜む運営事業	・発達支援に関する相談、関係支援機関等との調整・連携、啓発及び交流スペース「のびっこ」の運営
幼児ことばの教室	・言葉の発達に遅れのある幼児とその保護者を対象にした指導・訓練
母子手帳交付・妊婦相談	・妊娠届出書提出時における母子手帳等の交付 ・妊娠・出産・育児に関する相談対応及び知識の普及を図るための面談の実施
妊産婦健康診査	・安全な出産と産後うつ予防のため妊産婦健康診査の受診に対する助成
乳児家庭全戸訪問事業	・本市で出生した全ての母児を対象とする、健康状態や生活状況の把握及び育児や健康についての相談・助言
未受診者対策事業	・各乳幼児健診未受診者への受診の勧奨及び所在や養育状況の把握

2-③ 家庭・地域・職場ぐるみの健康づくりの推進



目指す姿

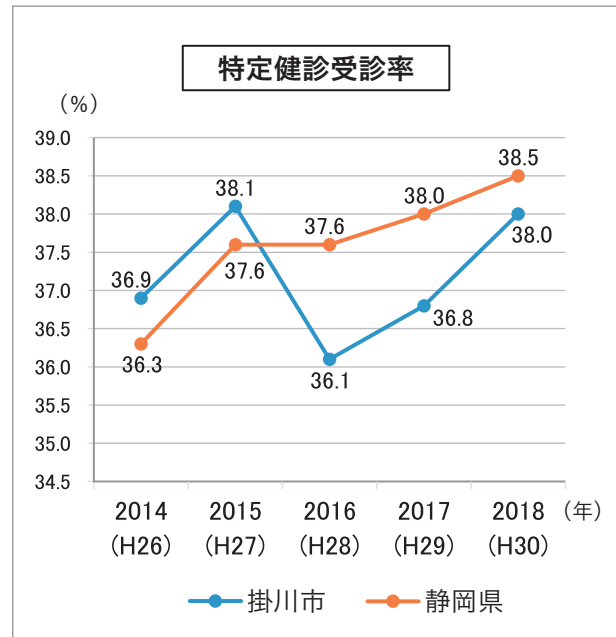
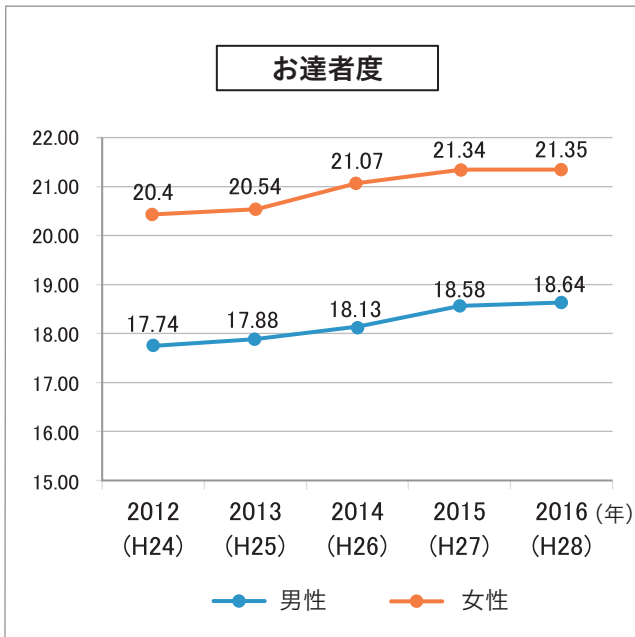
・健康や医療に関する意識・知識が高まり、家庭・地域・職場ぐるみの健康づくりが行われ、多くの市民が健康に暮らしています。

現状と課題

健康寿命の更なる延伸を図り、お達者度を向上させるためには、家庭・地域・職場ぐるみで健康づくりを実践していくことが求められています。「生涯お達者市民が大勢いるまち」を目指すため、市民総参加の健康づくりである「かけがわ生涯お達者市民推進プロジェクト」を継続的に推進するとともに、協働のまちづくり活動の中での健康増進事業や食育の推進が求められています。

現状では、朝食を食べない、運動習慣がないなど、望ましい生活習慣を獲得できていない人が多いため、健康や医療に関する市民の意識と知識を高めていくことが求められています。「みんなの健康はみんなで守る」ことができるよう、「かけがわ生涯お達者市民推進プラン」に基づき、「食事」「運動」「健診」「社会参加」を市民に呼びかけるとともに、相談・予防教育事業を強化し、健診及び保健指導体制の充実を図っていく必要があります。

また、健康分野の産業育成を図るため、健康増進を図る新たなビジネスモデルの構築を支援することや、健康課題解決に向けた、ビジネスモデル研究に関わるフィールドの提供が必要です。さらに、健康経営の支援を進めるとともに、健康づくりを応援する事業所や飲食店の支援・拡大を図り、企業の生産性や収益性の向上につなげていくことが求められます。



■ 施策の方向

① かけがわ生涯お達者市民推進プロジェクト

市民の願いである「最期まで住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って生活し続けること」を叶えるために、健康長寿の推進を図り、お達者度県下一を目指します。

② まちづくり活動の中での健康増進事業の推進

地区まちづくり協議会による健康づくり活動の取組を支援するために、出張健康講座(地域・企業・各種団体)を開催します。

③ 健康づくり・食育の推進

保健活動推進委員会が各地区の活動計画を実施し、研修会や講習会を開催することにより、健康づくりの普及啓発を図ります。また、健康づくり食生活推進協議会により、地域で生活習慣病予防のための料理教室など伝達講習会を開催し、食育の推進を図ります。

④ 健康相談・健康教育の実施による健康意識の向上

小中高校生の健康講座、幼稚園・保育園・地域の乳幼児健康教育、結核・肺がん検診健康教育(生活習慣病予防)等の健康相談・健康教育を実施します。

⑤ 健診及び保健指導体制の充実

乳幼児健診や健康診査・がん検診など各種健診事業、特定健康診査事業・特定保健指導事業を実施します。

⑥ 健康課題解決に向けた、ビジネスモデル研究に関わるフィールド提供

健康づくり実践事業所連絡会を活用した情報連携を図るとともに、企業と協働による健康増進事業を実施します。

⑦ 健康づくりを応援する事業所、飲食店の支援・拡大

「かけがわ健康づくり実践事業所」や「かけがわ健康応援店」の認定数を増やし、市民の健康増進と企業経営の双方にメリットが出る事業展開を目指します。

■ 主要事業

事業名	事業概要
健康マイレージ事業	・市民の健康づくりを応援するポイント制度の実施
健康フェア開催事業	・市と関係団体、企業等の協働事業として各種検診や測定、相談等が受けられる健康イベントの開催
保健活動推進事業	・保健活動推進委員会による各地区の活動計画の実施、研修会や講習会の開催
食生活推進事業	・健康づくり食生活推進協議会による伝達講習会の開催
健康講座・健康教育事業	・小中高校生の健康講座、幼稚園・保育園・地域の乳幼児健康教育、結核・肺がん検診健康教育、事業所への出前健康講座等の実施
各種健診事業	・乳幼児健診、健康診査、がん検診等の実施
かけがわ健康づくり実践事業所認定事業	・健康づくり活動に取り組む市内企業・団体等の認定
かけがわ健康応援店認定事業	・栄養成分表示を実施または野菜を1食で120g以上摂取できるメニューを提供している飲食店の認定

2-④ 誰もが安心して医療を受けられる環境の整備



目指す姿

・市民の医療や健康に関する意識が高まり、医療機関の連携が円滑になることで、いつでも安心して医療を受けられます。

現状と課題

市民が、住み慣れた地域で安心して医療を受けられ、暮らしていけるように、地域完結型医療体制と地域包括ケアシステムの構築を目指して、中東遠総合医療センターや希望の丘、在宅における総合支援の地域拠点となるふくしあを設置し、ハード・ソフトの両面から取組を進めてきました。また、中東遠総合医療センターでは、県内トップクラスの救急対応を行っており、小笠掛川急患診療所と連携した急患診療の充実を図っています。さらに医療機能の高度化や研修医の積極的な確保等により、病院医師数が徐々に増加しています。

また、後方支援機能の充実においては、掛川東病院で回復期リハビリテーション、地域リハビリテーション分野で地域育成が図られるとともに、地域包括ケア病棟や在宅医療など機能が追加されています。

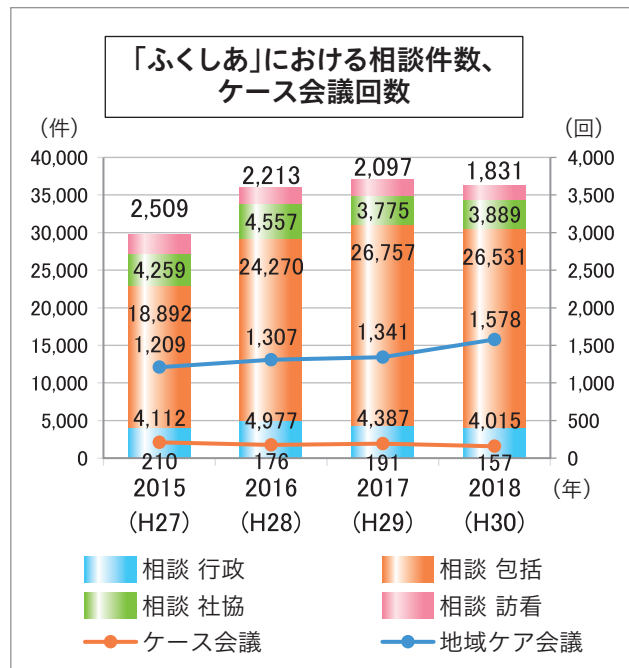
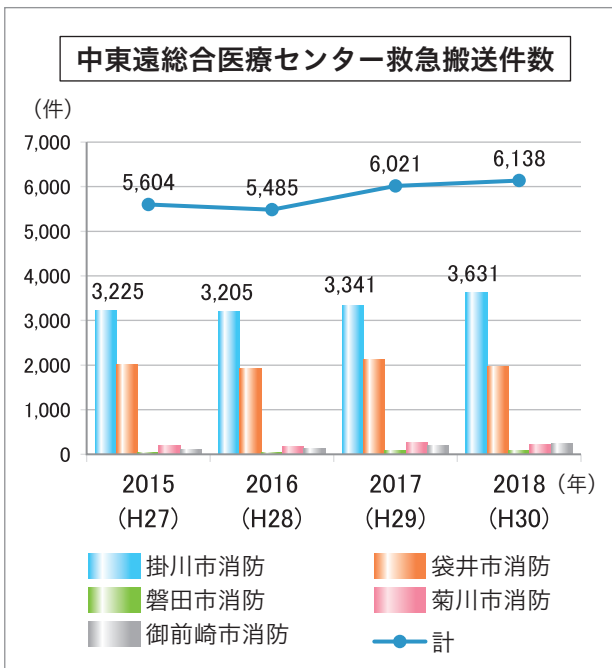
一方で、全国に先駆けて地域完結型医療体制に向けた統合再編を行った中東遠地域においても、本市だけでなく周辺市町と連携した計画策定や取組が引き続き求められています。

地域医療を支える人材育成も重要であり、東京女子医科大学など高度な教育機関と連携した専門職スキルアップにも取り組む必要があります。

さらに、今後も安心して医療が利用できるように、中東遠総合医療センターの安定的な経営の確保、救急医療については、初期救急を支える小笠掛川急患診療所の利用促進や救急のコンビニ化の抑制、かかりつけ医を持つことを推進する必要があります。

国民健康保険制度については、生活習慣病の増加等による医療給付費の増加、保険給付費に占める薬剤費の割合の上昇等、制度の構造的な問題により厳しい運営が続いています。ジェネリック医薬品を国が示す普及率80%以上を維持する等、医療費の効率化を通じて限られた医療費資源の有効活用を図り、国民医療を守ることが必要です。

人生100年時代を迎えるなかで自分らしく充実した人生を送るため、また、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らしていくためには、人生の終末期に臨む自身の希望、市民の死生観の醸成の支援も必要になります。このため、本市では市民の意思表明を支援するために「私の健康人生設計ノート(健康設計編・エンディング編)」を作成しており、より一層の活用が求められています。



■ 施策の方向

① 地域医療体制の向上

かかりつけ医の推進や役割分担を進めるとともに、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を進め、在宅医療の推進を図り、地域完結型医療体制の充実を目指します。あわせて、専門職間の連携強化や大学等高度教育機関を活用した資質向上支援に取り組みます。

② 「ふくしあ」による地域包括ケアシステムの充実

地域健康医療支援センター「ふくしあ」を拠点とし、掛川型の地域包括ケアシステムの充実に努めます。また、総合支援体制の強化のために、東京女子医科大学等との連携により、専門職の資質向上を進めていきます。

③ 適正な医療のかかり方や知識の普及推進

安定した医療環境を提供するため、各種団体等と連携し、適正な医療のかかり方の普及促進に努めるとともに、私の健康人生設計ノートを活用して市民がよりよい人生を送れるように支援します。

④ ジェネリック医薬品の普及促進

ジェネリック医薬品の普及促進のため、お薬手帳を配布する際に、ジェネリック医薬品利用パンフレットを配布します。

■ 主要事業

事業名	事業概要
小笠掛川急患診療所運営事業	・東遠地区の初期救急を担う急患診療所の運営
中東遠総合医療センター支援事業	・中東遠総合医療センターへの財政、人員確保の支援
在宅医療介護連携の推進	・在宅医療と介護サービスを一体的に提供するための連携強化や資質向上、意識啓発
地域医療体制の研究	・市内開業医の減少に対応するための施策研究
東京女子医科大学との連携	・掛川キャンパスの大学院及び生涯健康総合支援センターとの連携による医療技術の向上や介護専門職の資質向上
吉岡彌生記念館健康づくり推進事業	・東京女子医科大学の協力による医学・看護等の健康セミナーや企画展等の開催
健康、医療出前講座の開催事業	・市民活動団体等と連携した、健康や医療に関する意識啓発のための講座の開催
私の健康人生設計ノートの活用支援事業	・豊かな人生を送るための自身の生き方や価値観に合わせた健康設計の支援
ふくしあスクール開催事業	・三師会や関係機関等と連携した健康講座の開催
ジェネリック医薬品の普及活動	・ジェネリック医薬品差額通知の発行及びジェネリック医薬品利用パンフレットの作成配布

2-⑤ 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりの推進



目指す姿

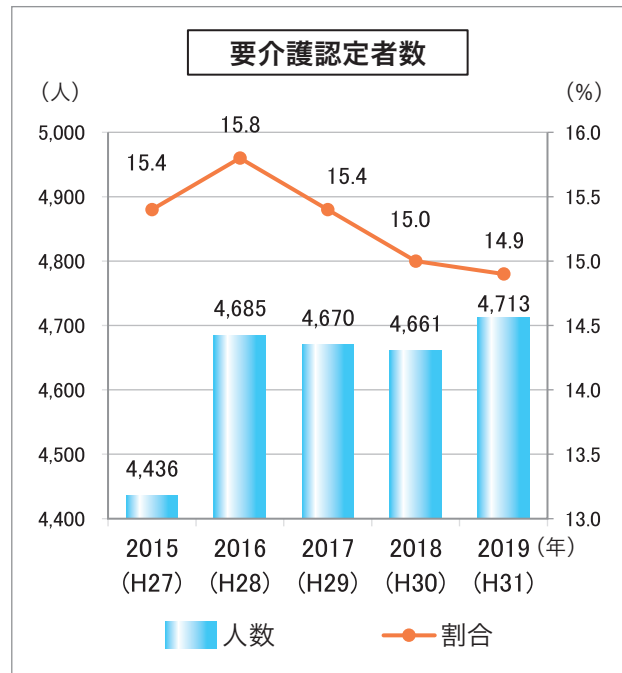
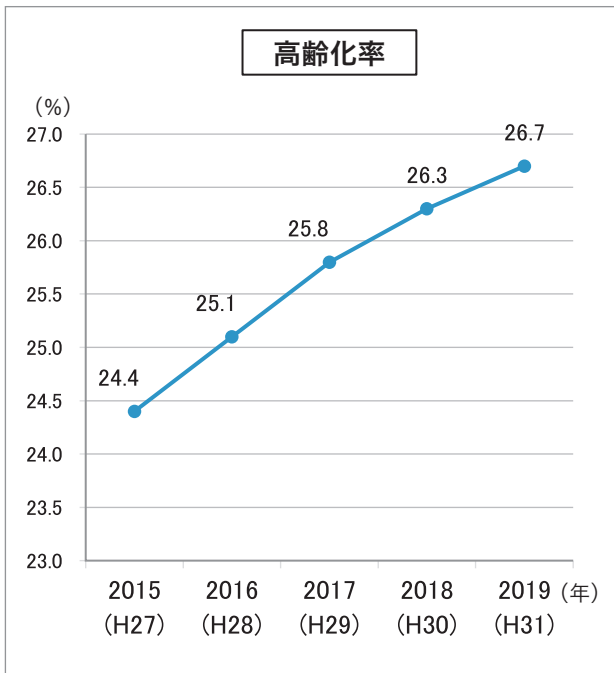
・高齢者が住み慣れた地域で、社会の役割を持ち、その能力を生かすことで生きがいに満ちた暮らしを営むことができ、支援が必要になったときは安心してサービスが受けられます。

現状と課題

高齢化は今後も進展が続きますが、一方で、核家族化により高齢者と接したことの少ない若い世代が増加しています。そのため、在宅介護及び地域包括ケア体制の推進には、高齢者のみを対象とするのではなく、全世代を対象とすることが求められます。併せて、若い世代から継続した健康活動が、高齢になってからの介護予防に大変有効であることから、介護予防や健康施策は、高齢者以外を対象とした施策と連携して実施することが求められます。

今後は、介護予防及び認知症対策が重要であり、これらは早期対応が必要となります。認知症の早期から相談しやすい場を提供し、適切な機関を紹介するとともに、認知症に対する知識を広め、地域で支える体制づくりを進める必要があります。また、介護予防と重度化防止のためには、介護予防段階から適切に介入する必要があります。

高齢化がさらに進行することにより、介護給付費の総額や要介護認定者の抑制は困難になります。そのため、今後は、介護給付の適正化と介護サービスの質の向上を図る必要があります。



■ 施策の方向

① 高齢者と多様な世代の交流の促進

高齢者に加え、地域での世代間を超えた交流を見越した事業展開として、ふれあい・いきいきサロンの全世代対応化を進めます。

また、地域密着型サービスの運営推進会議を開催し、地域の小規模の介護保険施設を運営する事業者に地域住民や行政が協力していきます。

身近な見守りや支援の仕組みづくりについては、市民や地区まちづくり協議会、地区社会福祉協議会等と協働により進めていきます。

② 認知症の共生と予防

令和元年(2019年)6月に政府とりまとめの認知症施策推進大綱に基づき、認知症サポーター養成講座や認知症カフェ、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員の活動等に取り組み、認知症に対する普及啓発や支援体制の整備を図ります。また、認知症予防として運動教室や自主グループ活動を継続支援します。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

健康で生きがいを持った生活を送ることが介護予防や認知症予防につながることから、介護予防・生活支援サービスとして多様な主体によるサービスの検討を進めるとともに、一般介護予防事業として介護予防の普及啓発や自主グループ活動の継続支援、地域におけるリハビリテーション専門職の活動支援を行います。

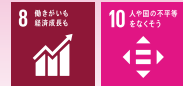
④ 介護給付の適正化と介護サービスの質の向上

介護保険事業の適正な運営のために、掛川市介護給付適正化計画に基づき、認定調査結果のチェック・点検等による要介護認定の適正化、ケアプラン点検・住宅改修及び福祉用具の点検等によるケアマネジメント等の適切化、国保連介護給付適正化システムの活用等による介護報酬請求の適正化を図ります。

■ 主要事業

事業名	事業概要
ふれあい・いきいきサロン整備事業	・地域住民が気軽に集える場の整備及び提供
高齢者生きがい活動支援通所事業	・要介護状態となるおそれのある高齢者等に対し、生活の自立及び生活の質の向上を図ることを目的とする通所サービスの提供
ふくし館交流事業	・地域によるクラブ活動や介護予防教室等の世代を超えた交流活動の推進
認知症施策推進事業	・認知症の人やその家族が地域で共生するための支援体制の整備 ・専門職による早期対応に向けた支援
成年後見制度利用促進事業	・市町村申立て等に係る低所得高齢者の成年後見制度申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成等
一般介護予防事業	・高齢者の転倒予防・介護予防、認知機能向上をはじめ、成人の生活習慣病予防などに効果のある運動教室の推進 ・リハビリテーション専門職による地域活動の支援
介護予防・日常生活支援総合事業	・住民等のあらゆる機関が参画し、様々なサービスの向上による、地域の支え合いの体制づくり、要支援者等に対する効果的かつ効率的な事業等の推進

2-⑥ 障がいのある人の自立した生活の支援の充実



目指す姿

- ・障がい者が就労することにより、障がい者とその家族が安定した生活を送ることができています。
- ・障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができています。

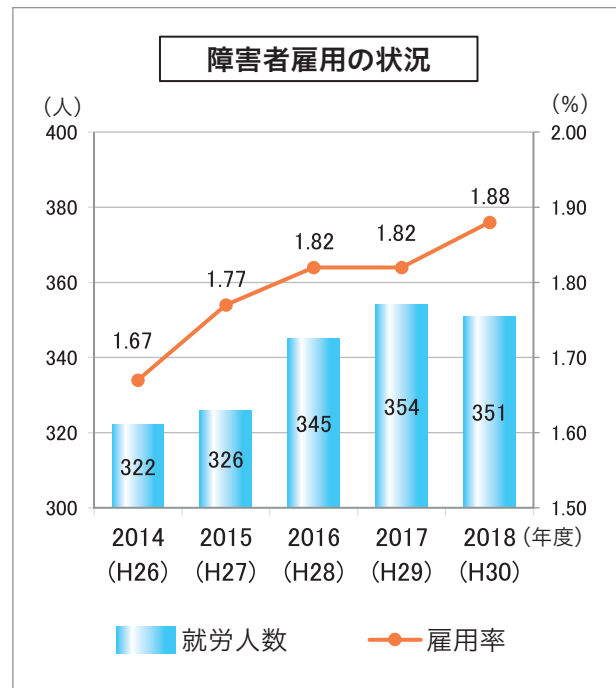
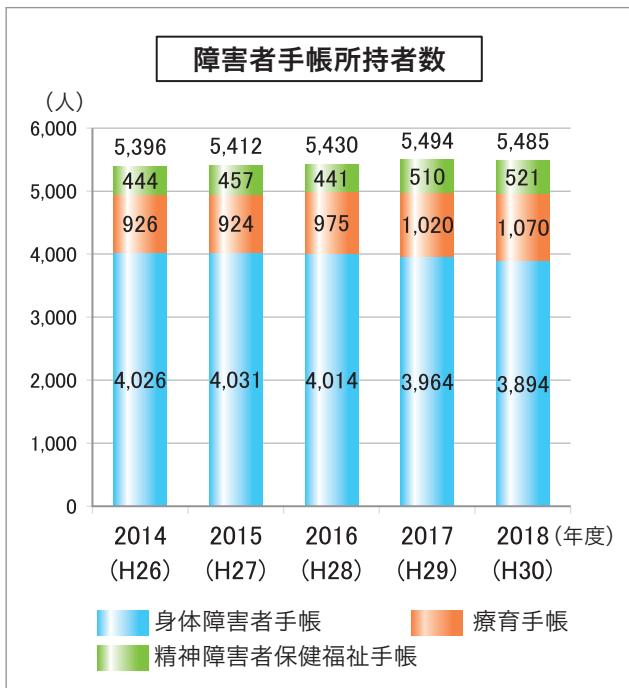
現状と課題

障がい者が自立し、健康で幸せな生活を送るためには、障害年金以外の安定的な収入と必要な福祉サービスをいっつも受けられる環境が必要です。

障がい者が安定的な収入を得るためには、就労環境の整備が重要な課題ですが、ハローワーク掛川管内(掛川市、菊川市、御前崎市)の平成30年度(2018年度)障害者雇用率は1.88%と、法定雇用率2.2%を満たしておらず、静岡県内平均2.05%を下回っています。

本市の在宅福祉は、主に障害者総合支援法や児童福祉法に基づいた福祉サービスを提供しています。平成26年(2014年)4月には希望の丘地内に重度の障がい者の通所施設「びのほーぷ」が開設し、平成27年(2015年)4月には静岡県立掛川特別支援学校、放課後等デイサービスセンター「はるかぜ」がオープンするなど、施設等の整備は進んでいますが、障害者支援施設の一部では定員を上回る状態で、新たな利用希望の受け入れが困難な状況となっており、その解消が求められています。

また、これまでは身体・知的・精神の障がい別に相談機関を設けるなど、障がい者の不安解消に努めてきましたが、今後は、障がい者の生きがいがづくりや社会参加の場を増やすため、関係団体との連携を強化し、障がい者のスポーツ活動等を推進することも求められます。



■ 施策の方向

① 障害福祉サービス等の提供体制の整備

居宅介護や短期入所(ショートステイ)、生活介護(デイサービス)等の在宅サービスについて、ニーズを把握したうえで、障がい者やその家族が希望に応じて利用できるような施設を確保します。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス事業など、支援の必要な児童やその家族が希望するサービスを提供できるよう、施設や事業所を確保します。

② 障がい者の社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進するため、行動援護や移動支援、同行援護、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣等の提供体制を確保するとともに、タクシー料金助成、福祉施設通所費助成を継続します。

③ 障がい者の差別解消

障がい者に対する差別を解消するための取組を行うネットワークとして、地域の関係機関等による障害者差別解消支援地域協議会の設置を進めるとともに、障がい者の差別解消に向けた相談体制の充実を図ります。

■ 主要事業

事業名	事業概要
福祉施設等建設事業	・法人等が計画する福祉施設建設の支援
障害者差別解消法推進事業	・障害者差別解消支援地域協議会の設置等
手話奉仕員養成事業	・ろう者との意思疎通を行うための手話通訳者の育成
重度心身障がい者タクシー料金助成事業	・重度心身障がい者等に対するタクシー料金の一部助成



2-⑦

地域で支えあう福祉活動の推進と人権の尊重



目指す姿

・地域社会で、ともに支え合う心が生まれ、自立的に様々な福祉課題が解決できています。

現状と課題

昨今では、核家族化による高齢者独居世帯・老老世帯など、家族形態の変化により自助力の低下から、地域のつながりや、地域で支え合う相互扶助の必要性が高まっています。

このような課題に対応するため、本市では、協働のまちづくりの理念のもとに、地区まちづくり協議会や地区福祉協議会を中心とした地域福祉活動やふくしあによる包括的な支援体制づくりを進めてきました。今後は、さらに住民や地域の様々な分野の機関等が、連携、協働して主体的に参加して地域課題を解決していくための仕組みづくりやそのための支援が必要となります。

民生委員・児童委員協議会については、その活動の重要性とともに負担が増しており、民生委員以外の地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりと民生委員の負担軽減等が求められています。

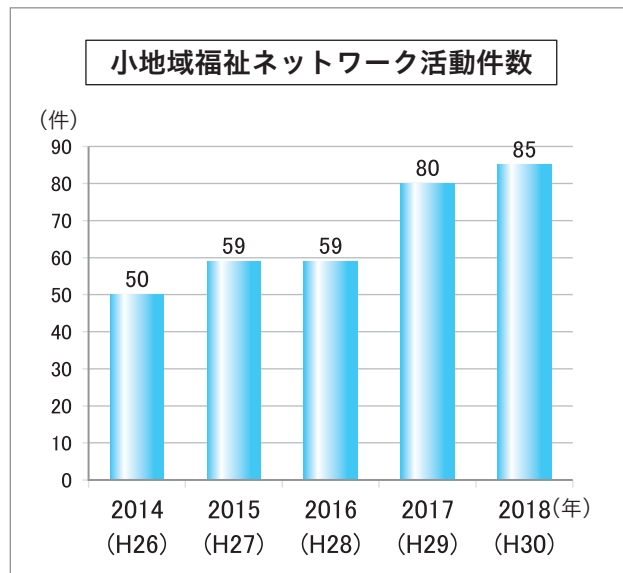
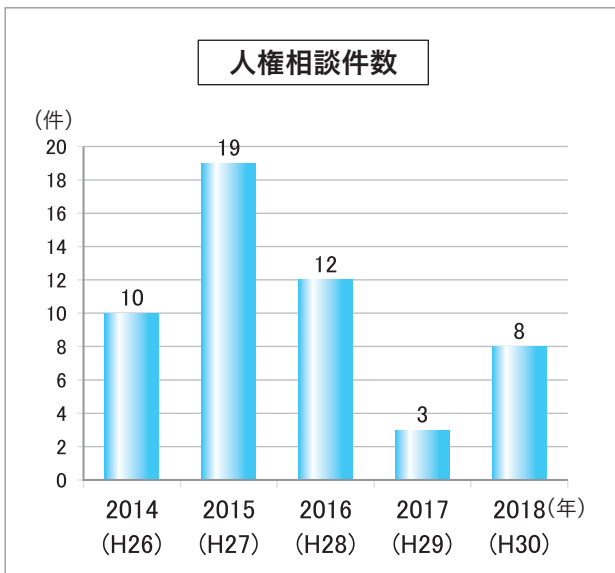
生活保護世帯に対しては、経済的な自立を支援していますが、近年では、無年金や低額年金による高齢者世帯が増加しており、経済的な自立が難しい状況にあります。また、非正規雇用者等の増加により、継続して安定した就労収入が得られず、一時的な生活困窮に陥る人もいます。そのため、関係機関の連携を強化し、必要な支援を包括的かつ早期に実施する生活困窮者の自立支援が求められています。

また、人権教育や人権擁護活動を進めてきたことにより、市民の人権に関する意識は徐々に高揚しており、今後は、関係部署や関係機関との連携をより一層強め、より効果的な取組を進める必要があります。

疾病や障がい・介護、出産・子育てなど、様々な課題が絡み合っ複雑化したり、個人や世帯が複数分野の課題を抱えたりしている状況が見られます。また、ひきこもりや8050問題など社会的孤立や身近な生活課題への支援の必要性も高まっています。さらに、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も指摘されています。

このため、市内5か所にあるふくしあでは、医療・保健・福祉・介護の総合相談窓口として、多職種連携により対応しており、今後も継続することが求められます。

特に、地域福祉については、社会福祉協議会地域福祉相談員を中心に、地区福祉協議会をはじめとする地域組織と連携し、高齢者サロン、子育てサロン、見守りネットワーク活動等、身近な支え合いネットワーク活動を推進しており、今後も継続することが求められます。



■ 施策の方向

① 地域で支え合う福祉活動の推進

ふくしあを中心に、身近な地域において、声かけや見守り活動、ちょっとした家事支援など、住民等が主体的に地域福祉活動に参加する仕組みづくりを推進します。また、地域の様々な分野の機関等のネットワーク構築を進め、地区福祉協議会や地区まちづくり協議会の活動を支援します。

② 新たな生活課題への支援

ふくしあを中心とした多職種連携により、制度の狭間の課題やひきこもり、8050問題などの新たな生活課題に対して、総合的・包括的な支援を進めます。

③ 民生委員・児童委員活動の充実

民生委員・児童委員協議会と福祉関係機関、ふくしあとの連携強化を図るとともに、静岡県民生委員・児童委員協力員制度を活用し、地域福祉活動の推進や地域福祉課題の実態把握を進めます。

④ 生活困窮者支援の充実

生活保護世帯及び生活困窮世帯の経済的な自立支援のため、ハローワークと連携しながら安定した就労を促進するとともに、福祉関係団体や民生委員、ふくしあと連携した訪問相談体制の強化を図り、自立に向けた課題解決に対する援護体制を充実します。

⑤ 人権擁護意識の啓発促進

偏見と差別のない社会構築のために、市内の幼稚園や小中高等学校等で人権教室を行い、いじめを許さない人権感覚を養うとともに、市民に対して街頭啓発活動、講演会などを開催します。

■ 主要事業

事業名	事業概要
小地域福祉ネットワーク	・地域福祉を推進する社会福祉協議会や地区福祉協議会等の活動支援
ボランティア人材の開拓、育成	・小中高校生の担い手づくりとボランティア育成講座の開催 ・青年層・壮年層がボランティアに参加しやすいシステムの構築
(仮称)ひきこもり対策協議会開催事業	・行政と関係機関が参加するひきこもり対策の協議会の開催
医療、保健、福祉、介護の総合的な相談窓口	・市内5か所の「ふくしあ」における多職種連携による総合的な相談窓口の開設
民生委員、児童委員支援事業	・地域福祉課題の実態把握や地域福祉活動の推進役である民生委員・児童委員への交付金の交付
生活困窮者自立相談支援事業	・福祉関係団体等と連携した包括的な支援による生活保護に至る前の段階での自立支援
生活困窮者家計改善支援事業	・生活困窮者への家計再建に向けたきめ細かな相談や家計再建資金貸付のあっせん等の支援
就労準備支援事業	・福祉関係団体との連携による生活困窮者への就労に向けた日常・社会的自立のための訓練等の実施
住居確保給付金	・離職により住居喪失もしくは喪失のおそれのある生活困窮者への家賃の給付
生活保護受給者等就労自立促進事業	・ハローワークとの連携による生活保護受給者等への就労のあっせん
人権身の上相談の実施	・人権擁護委員による人権問題解決のための相談窓口の定期開催
人権教室	・幼保こども園、小中高等学校を対象にした、人権問題について考えるための教室の開催
人権講演会	・人権問題に理解を深め、人権意識の高揚を図るための講演会の開催

3 美しい自然環境と共生し、エネルギーの地産地消と資源循環を実現した持続可能なまち

3-① 省エネ・省資源、再生可能エネルギー普及の促進



■目指す姿

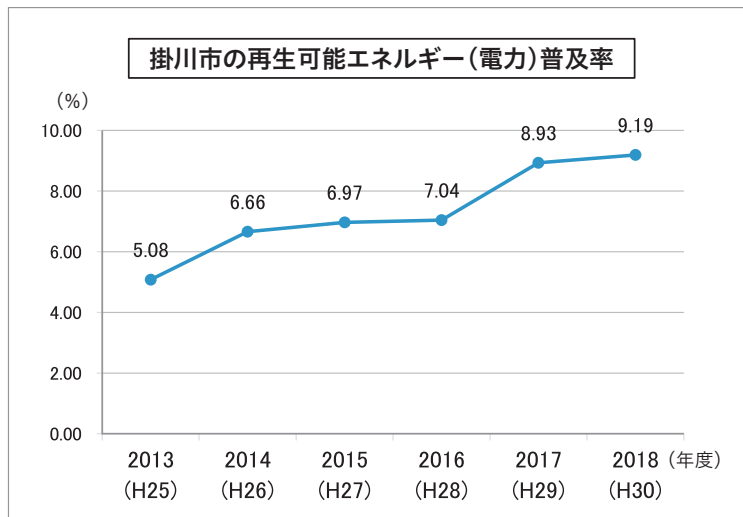
・エネルギー資源の地産地消と地域内経済循環を目的とした地域新電力事業の展開により、地球温暖化防止とかけがわ地域循環共生圏の確立が図られています。

■現状と課題

平成27年(2015年)12月に採択された「パリ協定」を受け、政府は2030年度に2013年度比26%の温室効果削減目標を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」を平成28年(2016年)5月に閣議決定しました。また、平成30年(2018年)5月に閣議決定された「第5次環境基本計画」では、「地域循環共生圏」の考え方が提唱され、地域資源を持続可能な形で最大限活用することが求められています。

環境日本一を目指す本市は、市民・事業者・行政の協働により省エネや再生可能エネルギー普及の取組を進めてきましたが、これまでになく高い温室効果ガス削減目標を実現するためには、環境・経済・社会の総合的な向上につながり、地球温暖化の緩和策、適応策双方からの視点による施策展開が必要となります。

また、ごみ減量化においては、排出量抑制を目的とした、ごみ分別の徹底や生ごみ削減の施策を進めてきました。本市においては平成24年度(2012年度)から、ごみの排出量が少ない市町村として全国第2位を維持しています。しかし、自然災害による処理量の増大や廃プラスチック問題へのソフト・ハード両面での適応策の推進、環境資源ギャラリーの耐用年数に伴う、ごみ処理システムの見直し等が新たな課題として挙げられます。また、資源の循環促進のため、K-STeP協定(かけがわ資源物店頭回収パートナーシップ協定)を現在1社と締結しており、今後は締結店の拡大が求められます。



■施策の方向

① かけがわ地域循環共生圏の推進

地域資源の有効活用による再生可能エネルギーの普及率向上と域内の経済循環、地域課題解決の同時実現を目指します。また、報徳の精神を理念として産学官民の連携によりエネルギー構造の新たなあり方を検討し、持続可能な地域社会の実現を目標とします。

② 地球温暖化防止活動の普及啓発

市民・企業・行政それぞれの立ち位置で実行可能な地球温暖化防止活動の啓発と普及を目指します。

③ バイオマス活用プロジェクトの推進

間伐材や食品残渣等の熱源利用や発電利用等、地域資源を持続的に循環できる仕組みの構築に取り組みます。

④ スマートコミュニティ化の推進

自立・分散型エネルギーのまちづくりを推進し、地域の再生可能エネルギーで電力需要を賄うスマートコミュニティ街区形成を推進します。

⑤ 家庭を対象とした環境学習の推進

環境学習の推進により、環境に対する市民意識の啓発を進め、家庭発のエコ活動を推進します。また、生ごみを代表とする可燃ごみの排出抑制や、剪定枝等の利活用を可能とする仕組みの構築に取り組みます。

⑥ 再生可能エネルギーのまちづくりへの活用

地域資源である再生可能エネルギーを活用したまちづくりにより、省エネや省資源、創エネの普及推進と森林や自然環境の保護に関する仕組みの構築に取り組みます。

⑦ ごみ減量推進

分別の啓発(食品ロス、食べ残しの抑制、紙ごみリサイクル促進、プラごみ抑制)を進め、焼却量を減らします。

⑧ 持続可能な省資源化の推進

これまで進めてきた省エネ・リサイクルに関する課題を整理し、少子高齢社会や廃プラスチック問題に適應できる省資源化の仕組みを構築していきます。また、省資源化を可能とするハード整備の手法についても調査・研究を進め、K-STEP協定を市内のスーパー、ホームセンター、ドラッグストアに拡大します。

主要事業

事業名	事業概要
シュタットベルケの推進	・地域新電力事業及び産学官民連携電力事業の推進 ・地域課題解決事業の検討と実施
再生可能エネルギーの総合的な普及	・地域新電力事業
エネルギーの地産地消の推進	・再生可能エネルギーの域内循環を可能とする仕組みの構築
スマートオフィスプラン推進事業	・庁舎または公共施設の総合的な省エネ化推進
公共施設の省エネ改修事業	・公共施設の照明、空調の改修あるいは機器運用改善によるエネルギー使用の最適化
中小企業向けESCO事業	・中小企業に対する省エネ診断と機器改修または機器運用改善
新エネ設置促進事業	・住宅用再生可能エネルギー発電設備の設置支援
公共施設への太陽光等導入事業	・公共施設への太陽光設備、蓄電池の設置または増設
環境学習推進事業	・小中学校等を対象とした環境学習講座の開催
森林、緑の保全活動事業	・間伐材利用の仕組みの構築及び持続可能な保全活動の仕組みの構築
協働による環境普及活動	・産学官民連携による環境配慮型行動の啓発
バイオマス利活用プロジェクトの推進	・未利用バイオマスの導入可能性調査及び実証実験
スマートコミュニティ化推進	・まちづくり拠点への再生可能エネルギー設備の導入
持続可能な省資源化スキームの検討	・少子高齢社会や廃プラ問題に適應した省資源化の仕組みの構築 ・省資源化を可能とするハード整備の調査、研究
次世代モビリティの導入推進	・次世代環境車や充電インフラの普及啓発
ごみ減量推進事業	・マイバッグ運動や資源回収の活用等、食品ロス食べ残しの抑制、省資源化や廃棄物発生抑制に関する啓発 ・剪定枝等の利活用方法の調査、研究
資源化物の循環促進事業	・スーパー、ホームセンター、ドラッグストアへのK-STEP協定締結に向けた調整

3-② 誰もが集える身近な公園・緑地の充実



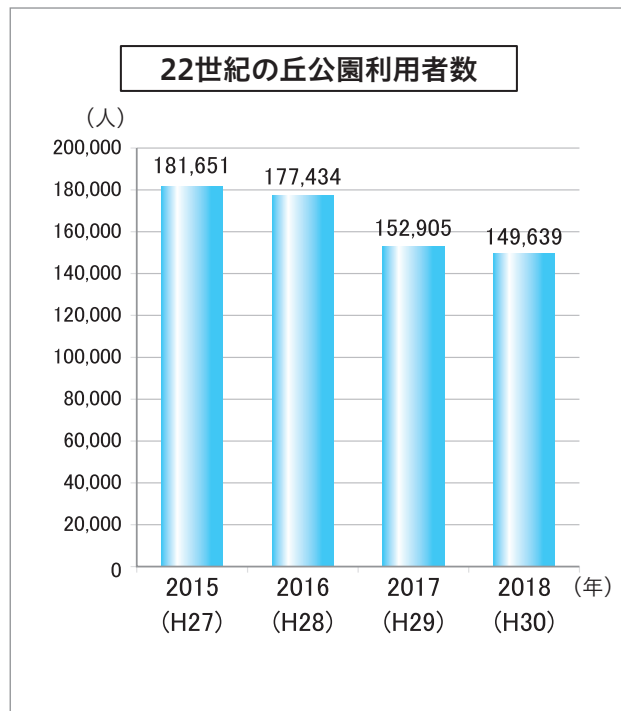
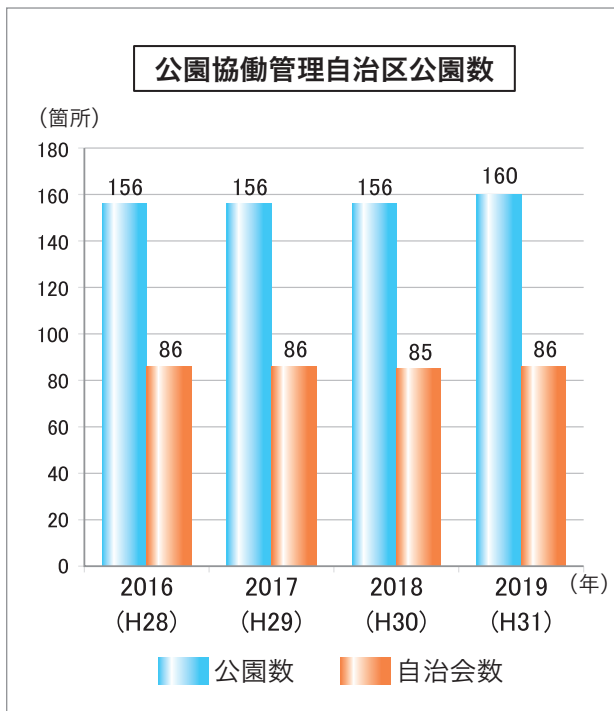
目指す姿

・地域の公園に老若男女が集い、地域住民や子育て世代のコミュニケーションの場となっています。

現状と課題

本市の都市公園総面積は約160haであり、市民一人あたりの面積は13.6㎡/人で全国平均を上回っています。しかし、遊具等の施設の老朽化や乳幼児向けの公園の不足等、市民要望に応え切れていないのが現状です。また、今後は人口減少や少子高齢化の進行が予想されており、今後の都市構造として、多極ネットワーク型コンパクトシティへの転換が求められると同時に、都市経営の観点からは、効率的な投資や維持管理費の削減が求められており、既存の公園や公共緑地等、既存ストックを活用した都市公園等の整備・充実が求められています。

さらに、既存公園については、公園施設の長寿命化や遊具等の安全確保、防災機能向上、子育て世代のニーズ等に配慮した再整備を進める必要があります。



施策の方向

①市民に親しまれる公園・緑地の整備

緑の基本計画等に基づき、計画的に都市公園の整備を進めるとともに、その他の公園・緑地の整備も進めます。整備にあたっては、総合公園、地区公園、近隣公園、街区公園等、各公園の目的に合わせて必要な機能を配置し、市民に親しまれる公園・緑地となるよう配慮します。

②既存公園の適切な維持管理と協働による公園管理の推進

既存の公園・緑地は、公園施設長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化を推進するとともに、適正な維持管理を行います。また、草刈りや清掃、ごみ拾い等の日常的な管理については、地域住民等との協働による管理を推進します。

③既存公園の活用と市民ニーズに応じた施設の再整備

既存の公園・緑地は、周辺環境や住民ニーズに配慮しつつ、レクリエーション機能や防災機能の充実等、必要に応じた再整備を進めます。再整備にあたっては、計画段階から周辺住民と協議し、愛着を高め、地域住民が主体となった継続的な維持管理につながるよう努めます。

④ユニバーサルデザインや健康づくり等に配慮した公園等の整備

高齢者や障がい者、子育て世代を含む全ての人々が、安全で快適に様々な活動を行う場となるよう、公園施設のユニバーサルデザイン化を進めるとともに、健康づくりや機能回復等の活動ができる公園の整備を推進していきます。

⑤緑の基本計画に沿った緑に関する施策の推進

緑の基本計画に示した「次世代につなげる、ふるさと掛川の緑と水辺」の将来像テーマのもと、公園の整備や緑地空間の確保、緑化意識の普及・啓発等の施策を推進していきます。

主要事業

事業名	事業概要
公園管理協働事業	・地区との協働による公園の管理
都市公園の整備	・緑の基本計画に基づく都市公園の整備
公園施設長寿命化計画の策定	・公園施設の維持管理を計画的に行うための長寿命化計画の策定



22世紀の丘公園

3-③ 美しい森林や海岸等の保全と活用の推進



目指す姿

・森林・海岸が、市民・事業者・行政の協働により適切に整備・保全・活用され、防災機能をはじめ多面的機能が保たれています。

現状と課題

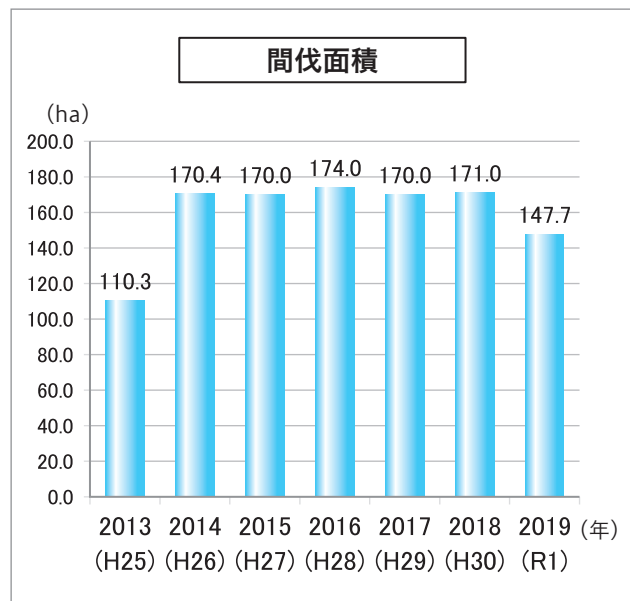
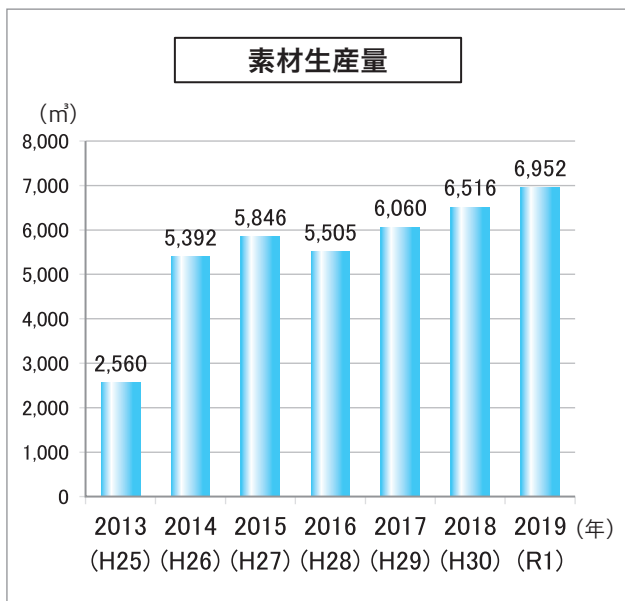
本市は、市域の43%に相当する11,296haの森林を有しており、このうち6,684haが人工林となっています。これらの森林は、戦後復興を支える木材を供給するため拡大造林されたもので、現在、その80%が一般的な伐採時期である50年生を超えて、本格的な利用期を迎えています。

さらに森林は木材の供給源としてだけでなく、水源の涵養や生物多様性の保全、地球温暖化の防止などといった多面的機能を有しています。機能を維持増進させていくためには、適切な森林の経営管理による「伐って、使って、植える」という循環利用が欠かせません。

しかし、近年の材価の低迷や林業経営への意欲低下等から、間伐等の手入れをしないまま管理放棄される森林の増加が懸念されています。また、近年はシカによる造林木被害が問題となっており、被害防止に向けた技術開発や捕獲対策が求められます。

現在、静岡県では年間木材生産量を50万m³に増大させる目標を掲げています。本市もその目標達成に向けた素材(丸太)供給量の増加が求められていることから、今後、市内での素材生産を担う人材の育成、施業の集約化による効率的な伐採等が求められます。また、掛川産材の市場拡大のためには、木材を利用した住宅などへの需要促進や公共建築物等への導入促進が必要となります。さらに、地域内で生み出される製品・サービスの付加価値をできるだけ高めるためには、地域にある森林、林業、木材産業、研究機関、NPO等の団体が、業種横断的な人的ネットワークを形成しながら、それぞれが強固に連携することが重要です。

市内の海岸防災林・森林については、荒廃・松枯れが進み、本来持ち合わせている水源機能や土砂災害防止機能、津波軽減機能が低下していることから、海岸防災林・森林の再生事業として、市民や企業等と協働で、継続的に育樹・植樹活動に取り組むことが必要です。



■ 施策の方向

① 森林の保全と活用

森林の有する多面的機能の恩恵を、市民はもとより天竜川流域の住民、林業・木材産業界が将来にわたって享受できるように、森林の適正な整備・保全を推進します。

また、成熟した森林資源を活用した林業・木材産業の更なる振興に向け、素材(丸太)の生産から製材、流通、住宅等が一体となった生産・販売の拡大を図ります。

そのため、市民が森林・林業・木材産業への理解・関心を深め、積極的に「木」に関わってもらえるような体制づくりを進めます。また、森林・林業・木材産業を担う人材の育成の取組を推進します。

② 協働による海岸保全と活用

海岸林は、市民、地域、市民活動の団体、企業、行政の協働により、今後も育樹・植樹活動を継続していきます。また、地域住民や自転車道の利用者が集い散策できるレクリエーションの場を創出します。

市南部の大浜・大須賀海岸に漂着したごみを、市民や企業との協働によって除去し、美しい海岸線を維持します。

③ 野生動植物の生息・生育環境の保護・保全

希少野生動植物の定期的なモニタリングにより、生息エリアの開発行為等を規制します。

また、生物多様性の持続性を担保するため、保全と活用の視点から掛川市版の地域戦略を策定します。



■ 主要事業

事業名	事業概要
森の力再生事業	・間伐が遅れた人工林や放置された竹林等の再生
森林環境保全整備事業	・間伐・皆伐・造林による森林の有する多面的機能の維持・増進
市民の森管理事業	・市有林の維持管理
森林経営管理事業	・森林経営管理権を設定した森林における間伐等
希望の森づくりパートナーシップ協定の締結	・パートナーシップ協定締結事業所(57事業所)による植樹祭等への参加、寄付金及び苗木の提供等
海岸清掃、全市一斉美化活動	・住民や企業等の協力による大浜・大須賀海岸(延長約10km)の清掃
海岸保全事業	・海岸浸食を防止するための海岸への堆砂垣の設置
自然環境調査事業	・定期的な自然環境状況調査の実施
生物多様性地域戦略策定・運用	・掛川市版生物多様性地域戦略の策定・運用
自然環境保全活動の推進	・市民や大学等と連携した、本市自然環境をフィールドとする調査・研究の実施と活用方法検討
自然環境保護地区指定事業	・自然環境の保全に関する条例に基づく保護地区追加等に関する計画立案や調査、手続

3-④ 清流が流れ、市民が水と触れ合える環境の整備



目指す姿

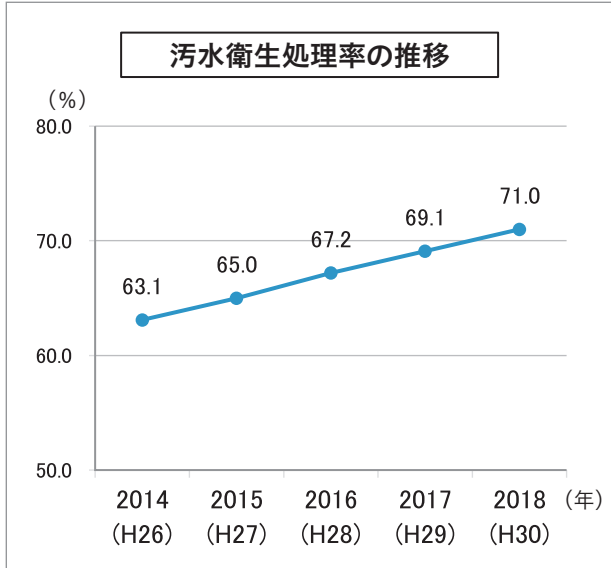
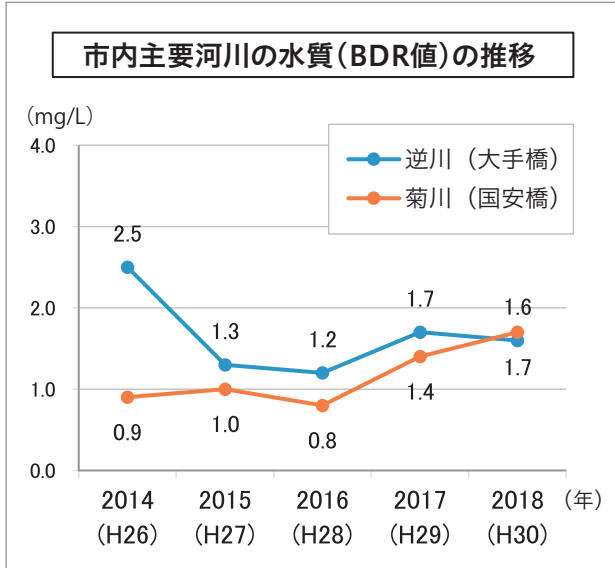
・市民誰もが適正な污水处理を行っていることで、きれいな水が流れており、自然環境に配慮した、市民が親しめる美しい水辺環境がまちにたくさんあります。

現状と課題

本市では、公共下水道事業等により污水衛生処理率は年々着実に上昇し、市内河川の水質は確実に向上しています。大手橋における逆川のBOD値(生物化学的酸素要求量)は、測定年度による変化があるものの、きれいな水質を維持しており、各種事業による一定の成果が表れています。実際に逆川では、アユの生息が確認されており、水質浄化の取組が河川環境の改善に好影響を与えていると考えられます。

今後も引き続き污水衛生処理率を向上させていくために、下水道への接続及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への積極的な切り替えの推進が求められます。また、污水处理事業の持続可能な経営のために、公共下水道事業の見直しや合併処理浄化槽の設置の積極的な推進、小規模処理施設の統合等が求められます。あわせて、生活排水対策への取組を呼びかけ、河川環境や水質浄化への市民の環境意識の向上に取り組んでいく必要があります。

河川、海岸等の水辺整備においては、津波や洪水などの災害対策を進めつつ、今後は市民が水と親しむことができる親水性の確保、生物の生育環境の保全に配慮した多自然型工法を取り入れ、市民が水辺の自然環境に親しめる環境整備を進めることが求められます。



■ 施策の方向

① 水環境に対する市民意識の向上

市内の河川の水質調査や生物調査を継続的に行い、水環境の実態を市民に継続的に発信するとともに、地域における環境学習の実施を推進し、水環境に対する市民意識の向上を図ります。

② 生活排水処理計画の見直しと合併浄化槽の設置推進

社会や財政状況の変化に合わせて生活排水処理計画を定期的に見直し、持続可能な污水处理運営を行います。見直しにあたっては、施設の整備状況や事業の優先度を考慮して整備手法を検討するとともに、将来財政負担の見通しや受益者負担のあり方を踏まえた検討を行います。また、既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替を推進します。

③ 協働による水辺環境の保全

河川や海岸が市民と水を結ぶ親水空間として活用できるように、市民団体等が行う水質浄化活動や河川美化活動、河川等の環境保全活動に対し支援を行い、市民と行政が協働で水辺環境の保全に取り組みます。



■ 主要事業

事業名	事業概要
水に関する環境教育推進事業	・水質調査や生物調査等、生活空間における水環境の実態に触れ、水環境に対する市民意識の向上
自然環境調査事業	・定期的な自然環境状況調査の実施
生活排水計画の見直し	・地域特性に応じた下水道、農集、浄化槽の各污水处理施設の整備 ・受益者負担のあり方・水準の検討
公共下水道事業	・計画的な下水道の整備 ・污水处理施設・農集等の下水道編入 ・持続可能な財政計画の策定
浄化槽整備推進事業	・既設単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替の促進
污水处理施設の管理運営	・定期点検と計画的な修繕による効率的な維持管理と施設の長寿命化
河川愛護事業	・自治会活動への支援による全市的な美化運動の推進
河川公園の維持管理	・管理委託団体との協働による効率的な維持管理の推進
リバー・ロードサポーター制度等による全市的な美化活動	・草刈り団体の活動に必要な物品を補助する制度の推進

3-⑤ お互いが快適に暮らせる生活環境の確保



目指す姿

・市民一人ひとりが互いを思いやりマナーを守り、公衆衛生の向上と生活環境の保全が図られ、健康と快適な生活環境が確保されています。

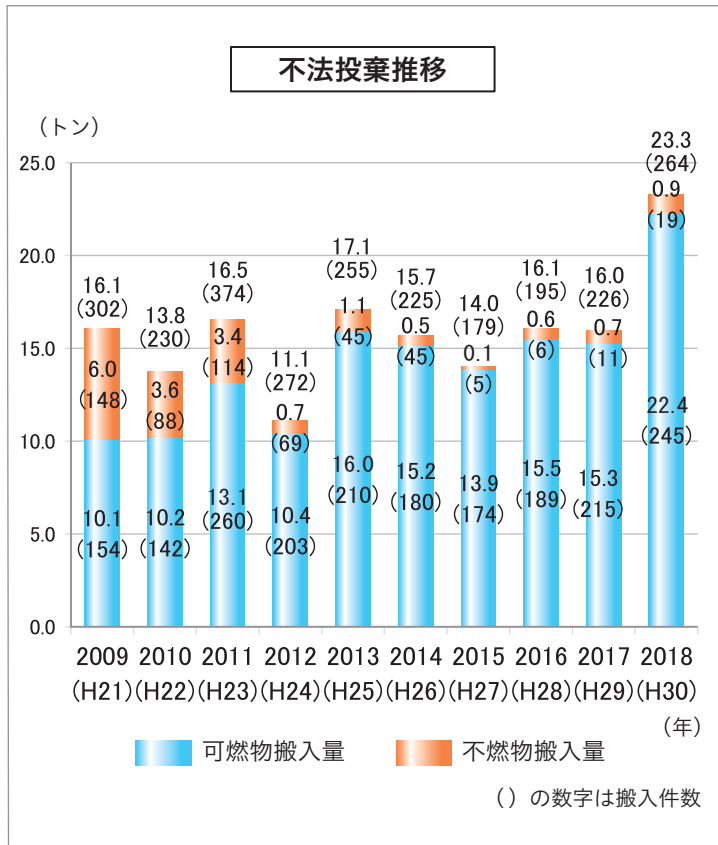
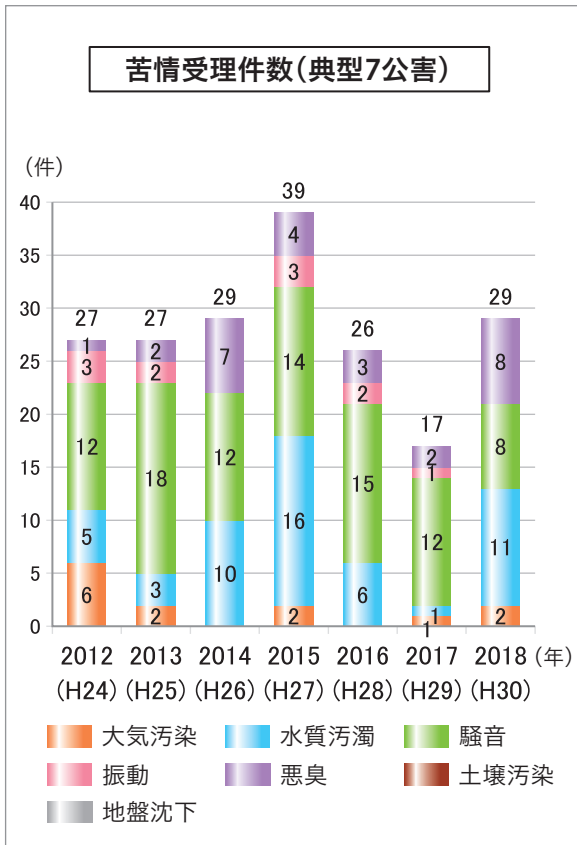
現状と課題

本市では、大気・水質・土壌汚染等、産業型公害の発生件数は少ないものの、野焼きや野良猫の糞尿、ペットの鳴き声等の生活における悪臭や騒音、ごみ等の都市生活型公害の問題は少なからず発生しています。また、イノシシやシカ等が人里近くで頻繁に出没し、住民に不安を与えるなど、野生鳥獣を起因とする事案が市民生活に大きな影響を及ぼしています。

不法投棄については、家電リサイクル法に係る品目が10年前に比べると5分の1程度に減ったものの、それ以外の不法投棄は、年間20トンを超えて推移しており、平成30年度(2018年度)は23トンと大幅増加し、これに伴い、処理費用が増加しています。

空き家住宅は、平成30年度(2018年度)の住宅・土地統計調査では、平成25年度(2013年)に比べて全国で3.2%増加しており、本市においても今後更に増加する傾向にあります。

適正に管理されていない空き家は、老朽化による倒壊の恐れ、景観の悪化、治安の低下等の問題を引き起こすことから、所有者による空き家住宅の適正な管理を促進することが求められます。



■ 施策の方向

① 産業型公害の発生防止

環境実態調査等各調査を実施するとともに、事業所との協定の締結・管理等を実施し、公害防止に努めます。

② 都市生活型公害の発生防止

「掛川市良好な生活環境の確保に関する条例」の周知を図り、身近な生活マナーと環境保全意識の向上を図ります。

③ 野生鳥獣対策の推進

個々の電気柵設置等の被害防除策とともに、鳥獣被害対策実施隊による地域ぐるみの鳥獣被害防止対策の普及、啓発を行い、あわせて小笠猟友会掛川支部、大東支部による被害防止捕獲を推進します。

④ 空き家住宅対策の推進

空き家所有者による適正な管理を促進するとともに、地域や事業者との協働による危険空き家の除却を図ります。

■ 主要事業

事業名	事業概要
不法投棄等、地域の環境見回り協定	・かけがわ美化ボランティア事業による美化活動の実施
ペットマナー向上啓発事業	・飼い主を対象とした正しい飼い方講座の開催や街頭指導の実施
有害鳥獣被害防止事業	・鳥獣被害防止対策設備設置費の補助、狩猟免許取得費、更新費の補助
空き家住宅対策事業	・空き家所有者への適正管理の啓発と法による指導等の実施



3-⑥ 安全な水を安定して供給できる水道事業の推進



目指す姿

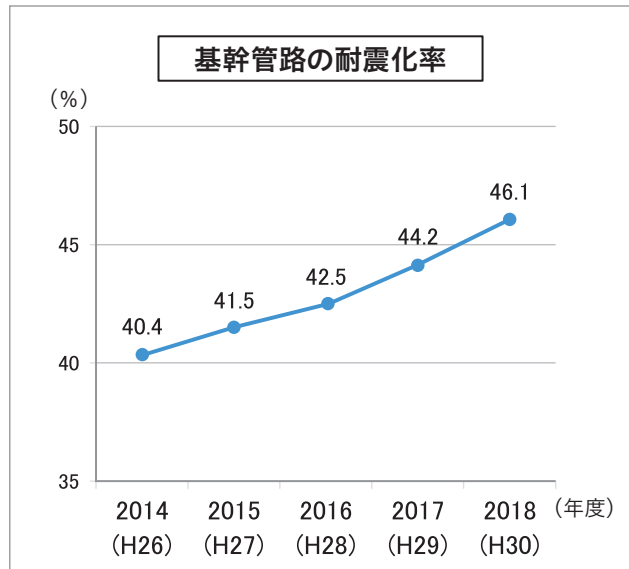
・安全、強靱、持続可能な水道事業が進められています。

現状と課題

人口減少や節水型社会の形成により使用水量の減少が続いていましたが、近年は下げ止まりの傾向も見られます。しかし、今後の見通しは不透明であり、引き続き給水収益が減少することに備え、近隣市との水道事業の広域化等安定的な事業運営が求められます。

水道施設の老朽化に伴う更新事業及び災害対策のための施設の耐震化に要する事業費の財源確保や、定期的な人事異動、定年退職に伴う直営技術力の低下など組織の脆弱化が懸念されるなかで、水道施設の適切な維持管理及び将来にわたり安定した水道サービスを維持していくことが求められます。

水資源の乏しい本市では、年間配水量の約90%を大井川に依存することで、安全・安心・安定した給水サービスを行うことができます。平成29年度(2017年度)から各方面の働き掛けにより、大井川広域水道企業団の料金引き下げ改定が実施されたため、費用全体に占める受水費の割合は約50%から、約43%に低下しましたが、依然として大きな負担となっています。加えて、リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う大井川の流量減少が懸念されており、確実に水量を確保していくよう、大井川利水関係協議会を通してJR東海と協議を継続することが求められます。



■ 施策の方向

① 水道事業の健全な経営

将来の人口推移における給水収益においても、安定的な運営基盤を継続し、需要者のニーズを的確に捉えた健全で持続できる水道事業に努めます。

② 水道施設の計画的な更新と耐震化

事業の財源を確保しつつ、計画に基づいた水道施設の更新、耐震化事業を進めます。また、需要水量の減少を踏まえ、水道施設の再構築等を考慮した事業運営を行います。

③ 危機管理対策の強化

バックアップ体制、応急給水体制などの危機管理を充実し、施設の計画的更新により耐震化を促進し、自然災害の被害を最小限に抑えられるような体制を構築します。

④ 水量の確保

大井川広域水道企業団からの安全な水を安定的に受水できる体制を強化しつつ、不測事態に備えて、既存水源の維持と確保に努めます。

⑤ 安全な水道水の供給

水道法に基づく水質検査の実施と日常点検により、水源から家庭まで良好な水質を確保し、市民がいつでも安心して飲むことができる水道水を供給します。

⑥ 包括委託を含めた技術力の維持、継承

経験、豊富な知識を有する職員の減少に伴い、若手職員への技術力継承を図るとともに、民間の技術力を活用し、技術の維持、継承に努めます。

■ 主要事業

事業名	事業概要
業務の共同化の研究	・近隣市との業務の共同化を目指した、窓口業務等の民間委託の検討
経営戦略に関わる計画の策定及び進捗管理	・施設規模の見直しによる投資計画の策定及び進捗管理 ・料金の適正化による健全な財政計画の策定及び進捗管理
基幹管路及び一般管路の耐震化事業	・被災時に影響の大きい基幹管路の布設替え及び管路全体の耐震化率の向上
管路維持管理業務の民間委託の導入	・水道本管、給水管の戸別音調及び業者常駐による漏水調査の実施
浄水場、ポンプ場及び配水池の耐震化事業	・浄水場6箇所、送水ポンプ場6箇所、配水池19箇所の耐震化の推進
水源施設への非常用電源整備事業	・主要な市内6箇所の水源に非常用電源の設置
水道施設の危機管理対策事業	・水道施設の監視体制の強化と、侵入防止対策の実施
緊急時の水の確保	・応急給水体制の強化のため加圧式給水車の追加配備
大井川広域水道企業団からの水源の確保	・配水量の約90%を占める受水量の確保と、費用の40%を占める受水費の抑制
水道事業者等を対象とした技術研修会開催事業	・水道業者の育成と、職員の技術力の向上のための研修会の開催
水道施設運転管理業務の民間委託の導入	・技術継承の一助として水道施設の運転管理を含む包括委託の実施

4 ホスピタリティによる賑わいと活力ある産業を生み出す、世界に誇れるお茶のまち

4-①

地域資源を活かした体験交流型、 広域連携型観光の推進



■目指す姿

・住んでいる人自らが地域の魅力を再発見し、市民総ぐるみで市の魅力を発信し、多くの人が訪れ、活気とうるおいに満ちた交流がなされています。

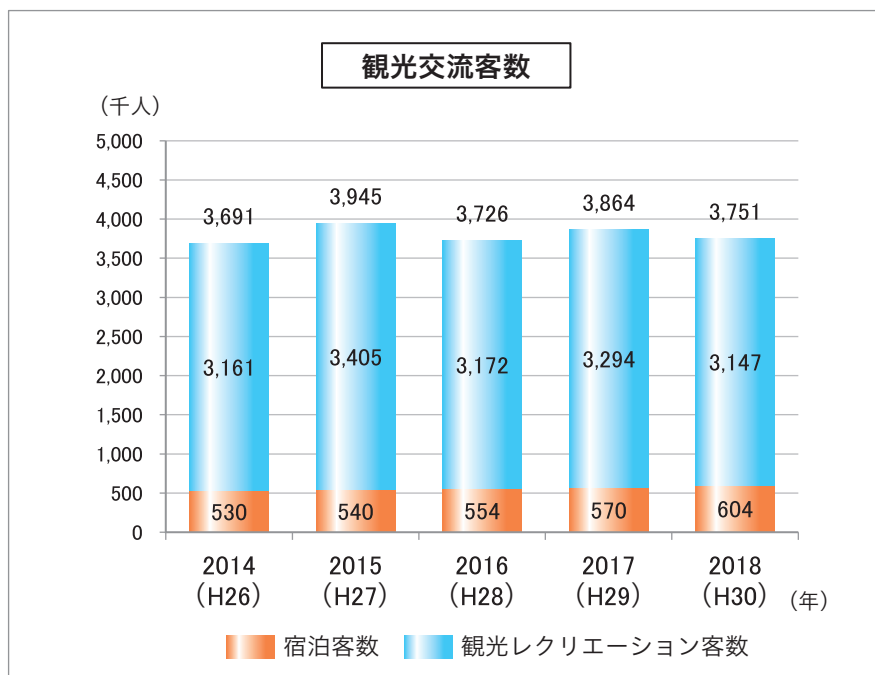
■現状と課題

我が国では、年々外国人観光客が増加しており、令和元年(2019年)のラグビーワールドカップや令和2年(2020年)の東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向け、本市においても外国人観光客の受入体制の準備を進めてきました。また、令和元年(2019年)に開催された静岡デスティネーションキャンペーンの開催に向け、観光商品を企画し、JRや旅行会社との連携により国内からの観光誘客を実施してきました。

近年では、広域連携の重要性や体験交流型の要素を取り入れた旅行形態(ニューツーリズム)による関係人口の拡大が注目されているなか、本市では、掛川の魅力に惹かれて訪れてくれる方をターゲットとすることで、市民と観光客との交流型を主体とした取組を進めてきました。また、外国人をはじめ、誘客を促進するため、富士山静岡空港周辺市町等による広域連携での観光振興、Wi-Fi整備やキャッシュレスの推進等による全市的なおもてなし体制の準備、インターネットを活用したSNSによる情報発信体制の整備と活用を進めています。

今後は、オリンピック・パラリンピック観戦客や広域による国内外セールス事業に伴う誘客が期待されるなか、スポーツ大会や合宿等を受け入れるとともに、訪日外国人を含めた多様な外国人が観光しやすい体制整備が求められています。

さらに、最近の動向として、団体から個人や少人数グループを中心とした観光が主流となり、ゆっくり滞在でき、地域資源を満喫できる体験交流型観光の充実とにぎわいづくりが求められています。そのためには、観光関係者はもとより市民がまちの魅力を再認識し、磨き上げ、積極的にプロモーションを行うことにより、市内周遊を促進していくことが必要となります。



■ 施策の方向

① 地域資源を活用した体験交流型観光の推進

伝統・文化・企業・農業・食・スポーツ等における体験交流型の観光に係る地域資源の掘り起こしと磨き上げを進めるとともに、特に「掛川茶」、「掛川駅」、「掛川三城」、「報徳の教えと生涯学習」、「自然資源」の5つの地域資源を観光振興の核とし、優先的に推進していくことで、観光と地域産業の連携を強化します。また、ターゲットを掛川ならではの魅力に惹かれて来てくれる方とし、交流人口拡大を図ります。

② 広域連携型観光の推進

周辺自治体や関係事業者との広域連携により、それぞれの自治体が持つ魅力的な地域資源を組み合わせた観光商品や観光コースの設定、観光プロモーション活動を実施し、当地を選んでもらえるような活動をしていくとともに、日本版DMOについて研究します。

③ 外国人観光客誘客の促進

増加する外国人観光客を本市に誘客するため、外国人の興味・ニーズにあわせた観光プロモーション活動の実施、観光サイトやパンフレットの充実及び観光案内看板等の多言語化への対応、人材育成等に取り組みます。

また、市内主要施設に公衆無線LANの整備を進め、外国人が常に情報を得られる環境を整えます。

④ 魅力的で効果的な観光情報の発信

観光情報に関し、ホームページやSNS、雑誌、広告等による一方的な情報発信ではなく、まずは市民が地域資源の魅力を知り、その魅力を多くの人の力でシティプロモーションにより拡げていくことで、観光情報が活性化する仕組みづくりを進めていきます。

■ 主要事業

事業名	事業概要
体験交流型観光メニューの整備と情報発信	・伝統・文化・企業・農業・食・スポーツ等を活用した体験交流型観光メニューの整備、情報発信
世界農業遺産と掛川茶の活用事業	・茶のまち掛川を体験できる環境整備やプログラムづくり ・世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の情報発信
観光プロモーション	・都市圏における商談会への参加や旅行会社への営業訪問実施 ・メディアへの情報発信 ・県観光協会との連携による外国人の興味・ニーズにあわせたファムトリップの実施や海外情報誌掲載 ・広域連携協議会等、周辺自治体や関係事業者との連携による魅力的なイベントの開催や情報発信
農泊の推進と情報発信	・掛川ならではの生活体験と人々との交流を楽しむ農泊の推進と情報発信
周遊を促すコースとサービスの提供	・掛川駅を起点とする市内周遊コースの拡大と活用 ・「掛川まる得パスポート」の利用推進
広域連携型観光事業	・遠州観光協議会等との連携による観光商品づくりと周遊を促すコースの設定 ・富士山静岡空港周辺地域観光振興研究会との連携による誘客活動の実施 ・浜名湖ガーデンツーリズムによる滞在型観光地域づくり
外国人観光客誘客の促進事業	・外国人が一人歩きできる多言語化対応推進、外国人観光客の滞在日数に見合ったルート等の設定 ・キャッシュレスの普及促進
魅力的で効果的な観光情報の発信	・掛川観光協会との連携による、公式Facebook「掛川観光ホットNEWS」やInstagramを活用した情報発信
情報インフラ等整備事業	・掛川市公衆無線LAN推進協議会との連携による、公衆無線LAN(Wi-Fi)の環境整備と普及促進、移動式Wi-Fiの活用推進

4-②

協働力によるシティプロモーションと 移住・定住の促進



目指す姿

・各世代がバランスよく住み、お互いが本市に愛着をもって協力し合いながら、地域活動や産業活動が活発に行われています。

現状と課題

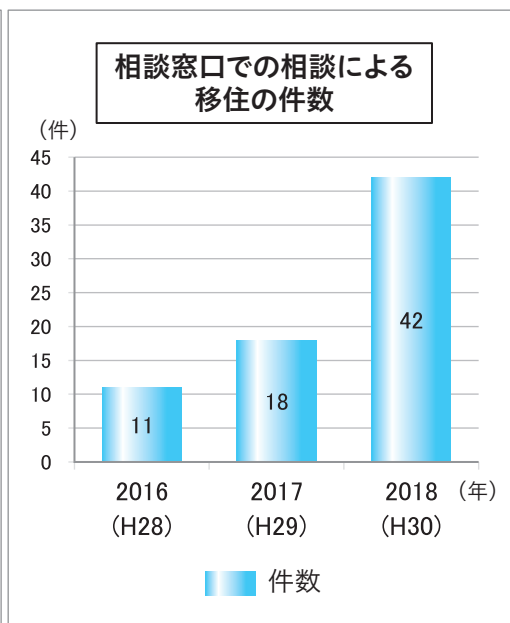
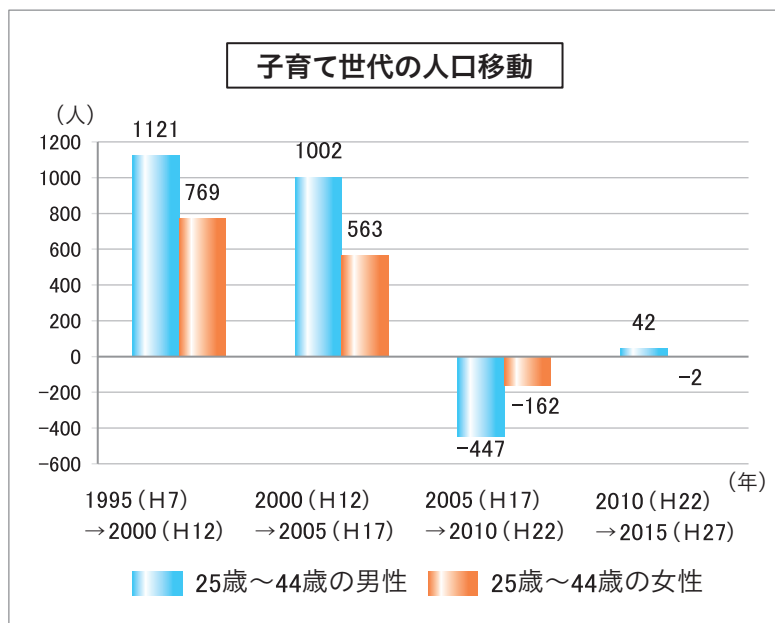
本市の人口は、平成17年(2005年)から平成27年(2015年)にかけて2.8%の減少に転じ、生産年齢人口割合は減少し、高齢化率は上昇する傾向にあります。また、社会動態をみると、平成21年度(2009年度)から平成26年度(2014年度)までは、転出が転入を上回り「社会減」が続いていましたが、平成27年度(2015年度)以降、転入が転出を上回り「社会増」が続いています。

人口の減少、特に生産年齢人口の減少は、地域活動や産業活動の停滞、社会保障の負担増大等地域の社会経済に大きな影響を与えることが予想されます。

年代別の人口移動を分析すると、平成17年(2005年)以前は、子育て世代と考えられる20代後半から40代前半の世代は転入超過にありましたが、平成17年(2005年)から平成22年(2010年)においては転出超過となり、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)においては転入超過となったものの、増加幅は少なくなっています。

また、平成27年(2015年)に実施した転入・転出者調査によると、県外や浜松市等への転出入の理由は、「就職・転職」や「転勤」等の仕事に関する理由が多い一方、近隣市町への転出入の理由は、「住宅の都合」や「結婚」が多い傾向でした。

これらの結果から、就職期・結婚期・住宅需要期を迎える若い世代が生涯の拠点として選択したくなるよう、まちの個性や魅力を積極的にプロモーションし、施策を推進していく必要があります。本市のもつローカルイズムと交通の便の良さや豊かな自然環境を生かし、定住を促すための魅力的な住宅・宅地の供給や誇りとなる故郷の個性の発信、移住を促すための情報発信や支援体制の整備等が求められます。



■ 施策の方向

① シティプロモーション戦略の推進

現在、市内に住んでいる人はもちろん、市外に住んでいる人に本市への関心や愛着を持ってもらうために、充実した就業環境や子育て環境等の情報発信、地域資源を生かしたまちのブランドイメージを形成し、市民総ぐるみでのシティプロモーションに取り組みます。

また、県外からの移住促進のため、本市のみならず静岡県内の素晴らしさや優位性を含め、広域的な視点から本市をくらしの拠点とするメリットや魅力を発信していきます。

② 移住・定住の相談窓口・支援体制の充実

移住・定住に関心のある人に、就職や住宅、生活環境等の情報提供や、移住・定住に関する相談を行う窓口を設け、住宅や就業、子育て等の支援組織との連携を推進します。あわせて、移住・定住の促進や、就業・子育て等を支援する助成制度等を研究・実施していきます。

③ ふるさと納税制度を活用した魅力の発信

ふるさと納税制度を利用する市外・県外の方に、本市の食や文化、自然等の魅力を体感できる魅力的な体験型アクティビティ等の充実を図ります。

■ 主要事業

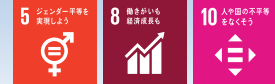
事業名	事業概要
シティセールスの推進事業	・東京や名古屋等の都市圏や、互産互消等で交流のある都市や地域におけるシティセールスの実施
市民参画によるシティプロモーション事業	・まちに愛着を持ち、魅力を語り、発信・拡散することでシティプロモーションに参画する市民の増加 ・市民、企業、学生等が参画する市民協働会議の活動を通じ、情報発信の手法や市の魅力を学ぶ機会を提供し、シティプロモーションの担い手を育成
移住促進情報サイトの充実	・移住促進情報サイトの充実(就職や住宅、生活環境等、移住希望者が必要とする情報の掲載)
移住・定住相談窓口の改善事業	・県等の関係機関と連携し、仕事や住宅等の生活情報をワンストップで提供する移住・定住相談窓口の充実
都市圏での出張相談事業	・東京や名古屋等の都市圏での移住・定住相談の実施
移住・就業支援事業	・東京圏からの移住による起業・就業者に対する支援金の交付
ふるさと納税体験型お礼の品の充実	・市外、県外の方の移住・定住につなげるためのふるさと納税の体験型メニュー等の充実



あなたの夢、
描いたつづきは
掛川で。

4-③

みんなが働ける雇用・就業の環境づくりの推進



目指す姿

・雇用の場が確保されているとともに、市民が希望する就業環境が整っており、仕事と生活が調和した働き方ができています。

現状と課題

バブル崩壊以降、社会・経済の変化に伴い、雇用形態も変化し、非正規雇用者の割合が増加するとともに、女性の社会進出も進んでいます。

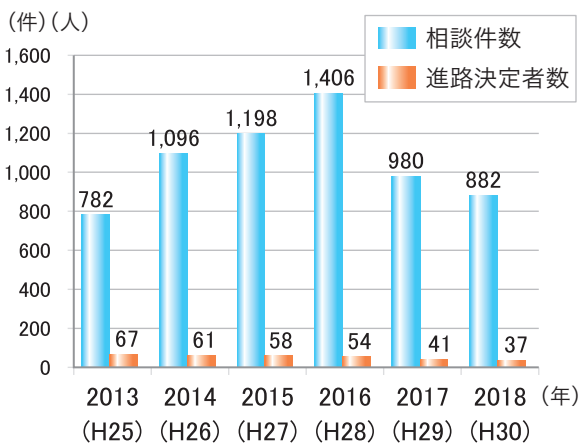
本市では、若年未就労者の職業的自立や勤労者の定住化等を図るため、これまで地域若者サポートステーションによる若年層への就業支援や勤労者に対する住宅・教育資金の貸し付け、内職の斡旋・相談、勤労者団体の事業支援等を実施してきました。

今後は、全国的な人口減少社会のなか、まちの活力を維持するため、様々な市民が希望する就業の場で安心して働く環境づくりが求められています。

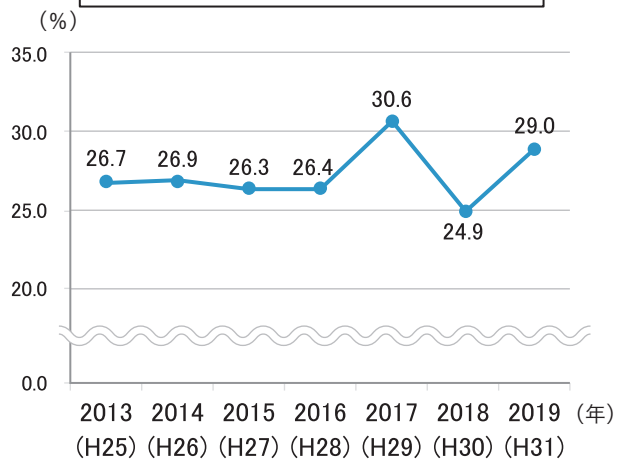
若者については、都市圏からのUIターンを促すための若者の雇用の場の創出及び新卒者や既卒者に対する就職支援等が求められています。一方、高齢者については、多くの企業で定年が延長され、寿命が大きく伸びていることから、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていくことがますます大切になってきています。そのためには、社会参加、特に第二の人生における職業(セカンドキャリア)なども重要になってきています。

また、女性が働きやすい環境づくりやワーク・ライフ・バランスの啓発、障がい者の就労促進等を市民、企業、金融機関及び関係機関等と連携しながら促進する必要があります。

地域若者サポートステーションかけがわ 相談件数・進路決定者数



市内高校卒業生の就業者全体に占める市内事業者への就職割合



■ 施策の方向

① 生涯働ける場の創出

かけがわ生涯ワーキングシステムを活用し、ベテランから若手にわたる多世代間の「事業力」の継承・向上を図るとともに、年齢に関わらず働くことのできる社会の実現に向けて、事業者や関係団体、市が連携し、雇用・就業機会の促進を支援します。

② 雇用の場の確保と就労支援の充実

労働局と締結した雇用対策協定に基づく事業を推進するとともに、ハローワーク、商工団体、市内企業と連携し、求人・求職情報の提供及び就職相談体制の充実を図り、雇用と就業のミスマッチを改善します。また、若者の就労を支援している「地域若者サポートステーションかけがわ」の活動を支援します。

クラウドソーシングを推進し、働き方の選択肢を増やし、柔軟な雇用を進めます。

シルバー人材センターは、これまで以上に多くの会員の入会を促すため、地域や会員のニーズに的確に対応した事業の開拓などを促進します。

③ 地元就職の促進

高校企業説明会の開催や都市部の大学卒業予定者へのUIターン雇用の場の確保やインターンシップ等による就職支援を促進します。

④ ワーク・ライフ・バランスの推進

市民や事業者等に対し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を進めるとともに、実現のための取組を支援します。

⑤ 障がい者も働きやすい環境の整備

障がい者の就労を促進し、企業の人手不足解消に寄与するため、行政、ハローワーク、就労支援機関、企業等が連携して障がい者が働きやすい環境を整備し、障がい者雇用を拡大するとともに、障がい者及び企業に対する定着支援を継続します。

■ 主要事業

事業名	事業概要
かけがわ生涯ワーキングシステム事業	・専門的な知識・技術を持つシニア人材等を活用した企業への実務支援
雇用対策協定推進事業	・労働局と締結した雇用対策協定の推進による若年者や高齢者、女性、障がい者、生活困窮者等の就労等の促進
シルバー人材センター助成事業	・高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会の場を提供をするシルバー人材センターへの助成
地域若者サポートステーション支援事業	・若年就労希望者への職業的自立支援活動を行う地域若者サポートステーションかけがわの活動支援
就職支援事業	・小笠地区雇用対策協議会と連携した企業説明会の開催やインターンシップの情報提供等の各種就職支援
女性就業支援事業	・女性の就業を支援するための講座の開催
障がい者就労支援事業	・就労を希望する障がい者の就労及び定着を支援するための事業所訪問、相談業務等

4-④ 掛川にしごとをつくる商工業の更なる発展



目指す姿

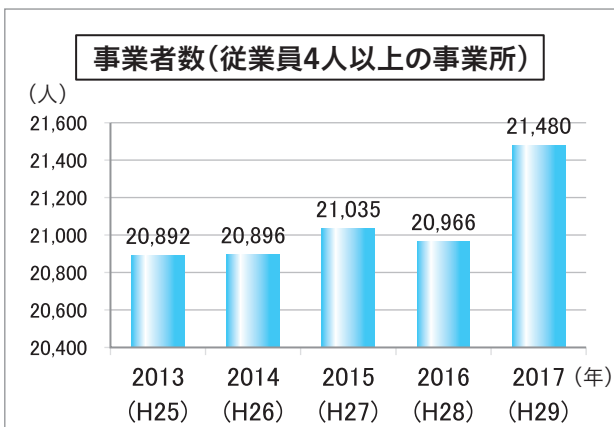
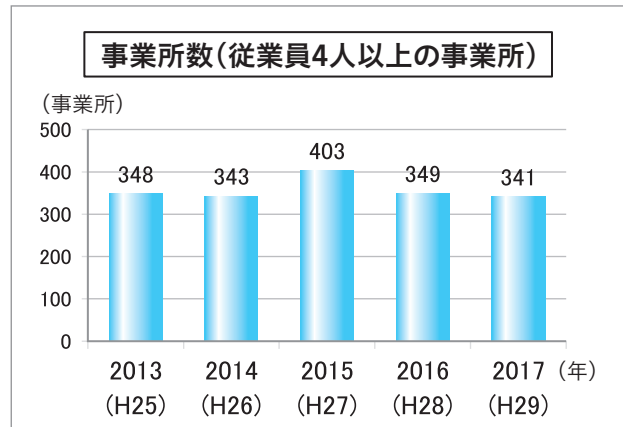
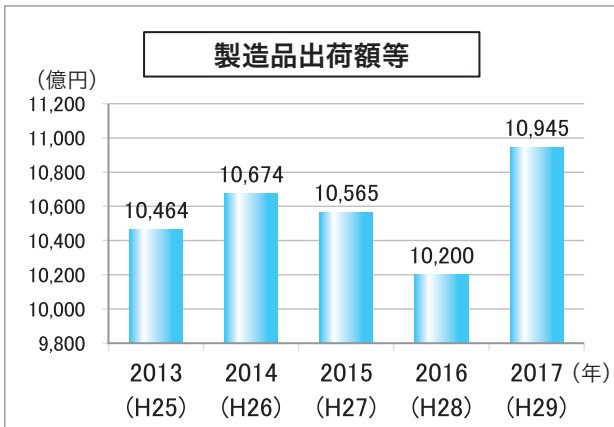
・競争力のある商工業の育成により、雇用が確保され、地域経済の活力が維持されています。また、新規創業者やベンチャー企業が育成され、地域経済が活性化しています。

現状と課題

近年、我が国の商工業を取り巻く情勢は、本格的な人口減少や少子高齢化の進行、さらに地方においては若者の大都市圏への流出等により、需要や消費の縮小、労働力不足、後継者不足といった問題が深刻化しています。一方、地域が抱えるこれらの課題の解決に向けて、IoTやAI、ロボット、ビッグデータといった新技術が目覚ましい進歩を遂げるなど、これまでの産業構造が大きく変化するなかで、商工業においても持続可能な経済成長を推進していく必要があります。また、オープンデータの公開数は増加しており、今後はデータを利活用しやすい形式や仕組みで公開し、新たなサービスや産業等に活用することが求められます。

本市では、企業立地補助制度の導入等による企業誘致を進めているほか、南部地域の活性化や創業支援センターの研究等、市内の商工業活性化の支援に努めています。そのようななかで、雇用の場の確保や税収増加を図るため、新たな工業団地（上西郷、新エコポリス第3期、大坂・土方）への企業誘致を推進するとともに、本社機能や研究・開発機能の誘致等の新たな投資の誘導、既存企業の規模拡大等への柔軟な対応等が求められています。加えて、新規投資に向けた補助制度の運用、若者や女性が働きたいと思う雇用の場の確保も必要です。また、本市周辺には、優秀なノウハウを持つ企業OBがいることから、中小企業等の地域産業力の向上に生かすことが考えられます。

一方、商業では、既存商店街はいずれも低迷し、活気を取り戻すことができない状況が続いています。そのため、商店街組合や個別店舗が行う活性化策への支援が求められています。



出典：工業統計（製造業）

■ 施策の方向

① 中小企業及び新規創業者に対する支援

掛川市協働による中小企業振興基本条例や創業支援事業計画に基づき、商工団体や金融機関、市が連携し、中小企業及び新規創業希望者に対する相談体制の充実を図るとともに、融資や民間サービス等の情報提供を行います。また、企業や新規創業者等が連携する場の提供や、先導的な企業の探索等を行い、新産業を創出します。

② オープンデータ活用の推進

地域経済の活性化を図るため、行政機関が保有する様々なデータを利活用できる形式で公開する仕組みを整備するとともに、企業や他自治体とも幅広く連携することで二次利用を推進し、イノベーションの機会を創出します。

③ 市内企業に対する支援

市内の企業が抱える課題に対し、企業OBや商工団体、金融機関等と市が連携し、それぞれの有する能力やノウハウを活用することで、経営改善や技術開発、資金調達等への支援を行います。

④ 企業誘致の推進

補助制度の充実や総合的な誘致活動の展開により、既存企業の規模拡大、あるいは、本社機能や研究・開発機能の誘致を進めるとともに、上西郷工業用地、新エコポリス工業団地第3期及び大坂・土方工業団地への企業誘致を積極的に進め、産業集積の強化を図ります。

⑤ 地域商業の活性化支援

商店街組合や個別店舗が行う集客や賑わいの創出につながるイベント開催等への支援や商工団体と連携した商業活性化事業等、地域活性化事業に取り組みます。

■ 主要事業

事業名	事業概要
創業支援事業	・創業支援事業計画に基づき、ワンストップ相談窓口を設置し、関係機関と連携した創業支援
オープンデータデイ開催事業	・オープンデータの普及や利活用促進を目的とした市民対象のイベントの開催
企業支援事業	・掛川市協働による中小企業振興基本条例に基づいた中小企業への支援 ・御用聞き型企業訪問等を通じた、企業活動の課題解決や活性化手法に関する情報提供等
企業支援補助事業	・工業用地販売促進のための企業立地促進事業費補助金及び新規設備投資と市民の新規雇用のための産業立地奨励事業費補助金の交付
工業用地整備事業	・上西郷地区、新エコ第3期地区及び大坂・土方地区における工業用地の整備
地域商業活性化事業	・集客や賑わい創出のために行う商店街の活性化事業等の支援

4-⑤

多様な担い手による 力強い農業ビジネスの確立



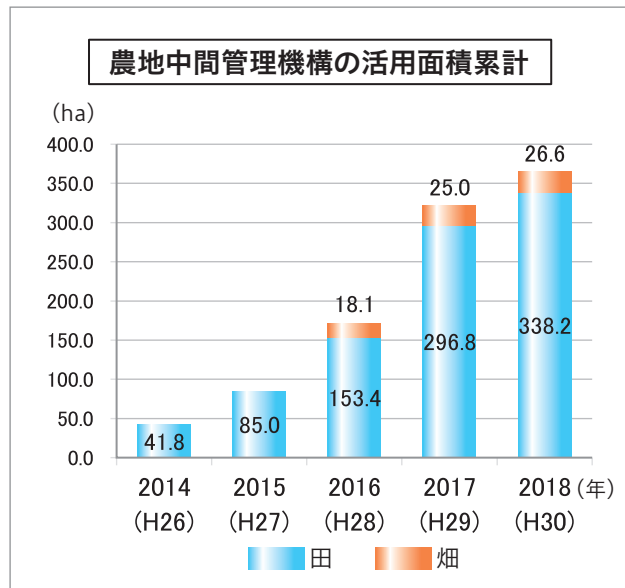
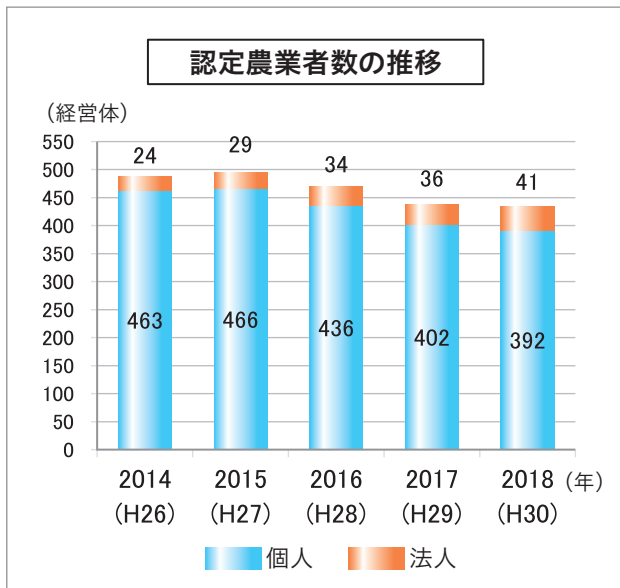
目指す姿

・多様な担い手により適正に管理された農地において、地域の特性を生かした良質な農産物が生産され、安定的で活力ある農業経営が営まれています。

現状と課題

本市では、恵まれた自然条件の下、北部のお茶、南部の大規模水田、砂地を利用した露地栽培、施設園芸等、地域の特性を生かした多彩な農業が営まれてきました。

しかし、近年、輸入農産物の増加、水稲の生産調整見直しに加え、農産物価格の低迷や、農業従事者の高齢化、後継者不足などによる荒廃農地の増加、有害鳥獣被害など、様々な問題に直面し、農業をとりまく情勢は年々厳しさを増しています。特に、中山間地などの耕作条件の不利益な地域においては、今後、急速な農地の荒廃と地域の活力低下が懸念されています。今後、強い競争力を持つ地域農業を確立するため、さらなる品質や生産性、農業者の経営体質の向上が求められています。具体的には、担い手が減少していくなか、安定した農産物の供給を図るためには、農地の集積・集約や法人化による規模拡大・効率化を進めていく一方で、それらを下支えするICT等の先進技術の普及促進や担い手となる新規就農者の育成を図る必要があります。また、多くの農業者は生産活動には精通していますが、流通、販売、消費に係る取組はあまり進んでいないことから、経営やマーケティングに関する知識・技術・情報力を向上させ、時代や消費者ニーズの変化に対応した経営手法に取り組む必要があります。さらに、国内市場の縮小が見込まれるなか、海外における和食人気や世界的な健康志向の高まりを追い風として、年々輸出量が増加傾向にあるお茶をはじめ、農産物の海外販路拡大についても推進していく必要があります。



■ 施策の方向

① 安定的な農業経営の推進

様々な農業の担い手を育成するため、国や県の事業を活用して新規就農者の就農後の早期経営安定化、農業所得の安定化を目指す農業後継者の取組及び農業法人や企業等の参入を支援します。

また、安定的な農業経営を実現するため、複合経営や6次産業化、経営の法人化を検討する農業者等の取組を支援するとともに、JA等と連携し、担い手の組織的経営への移行についての研究を進めます。

さらに、事業継続を目的とした同種事業者間の事業承継（廃業後の施設譲渡、販路譲渡等）を推進します。

② 実質化された「人・農地プラン」に基づく農業経営・農地利用の高度化

地域が主体となった将来の農地利用についての話し合いにより、「人・農地プラン」の実質化を推進するとともに、担い手への農地集積・集約や基盤整備や機械・施設、ICTやAI等の先進技術の導入等の集中的な支援を行い、農業経営・農地利用の高度化、農産物の品質の向上等を促進します。

また、生産効率の向上と、法人化等による継続的な生産体制の確立を推進するとともに、先進的な農業経営の情報収集・提供等により、農業従事者の経営意識の啓発を推進します。

③ 6次産業化等による収益性の高い農業の確立

消費者ニーズに対応した「売れる農産物」生産のためのマーケティング導入や経営の多角化、高度化を図る農業の6次産業化、農商工連携を推進し、農業者の収益向上を目指します。

また、農産物の生産段階における安全管理を確立し、信頼度の向上、販路拡大につなげる取組を支援するとともに、地産地消や互産互消、「生産者の顔の見える流通」等を支援します。

さらに、今後の需要の拡大が期待される農産物の輸出を見据え、グローバルGAP認証（G・GAP）や有機JAS等の環境に配慮した農業の組織的な取組を推進します。

④ 畜産のブランド化の推進

高収益型の畜産体制を目指し、畜産クラスターによる生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤を強化する取り組みを推進するとともに、乳製品などの畜産加工品の製造・販売の競争力強化の取り組みを支援し、畜産物のブランド化を推進します。

⑤ オリーブ産地化の推進

主力作物との複合経営作物や地域特産品として、農業者・農協、行政等と地域が一体となったオリーブ産地化の推進体制を整備し、地域リーダーの育成やほ場・加工施設等の生産基盤の整備を推進します。

また、地域の食材、人材、技術その他の資源を効果的に結びつけ、地域の個性を生かした新商品の共同開発、消費者ニーズに対応した販売戦略、地場農産物の利用拡大等を推進します。



■主要事業

事業名	事業概要
担い手育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者や新規就農者、後継者等の育成支援 ・個人経営からの法人化や企業の農業参入に必要な支援 ・県事業等を活用した農業ビジネスの展開に向けた経営力向上の支援
農地中間管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を活用した、担い手への農地集積・集約 ・将来的に残すべき農地の荒廃化を抑制するための農地の利用効率化及び高度化の促進
人・農地プランの実質化	<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランによる地域の話し合いに基づく担い手の位置づけと基盤整備等の集中的な支援
地産地消と互産互消の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・直売所等の活用による地産地消の推進 ・提携先都市と中東遠地域の地域産品の相互PR・販売 ・地域産品のロット拡大及び市民への認知度向上
オリーブ産地化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・お茶と併用した健康戦略の展開 ・ほ場整備等の経済的支援や栽培全般における技術的支援 ・オリーブの加工、販売等に関する支援 ・担い手不足解消、障害者雇用の拡大に関する農福連携支援 ・オリーブ利用に関する啓発
環境保全型農業の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全に資する農業生産活動の支援 ・有機農業の高付加価値化と海外等の新たな市場への開拓の支援



オリーブの木



4-⑥

世界に誇れる「お茶のまち」であるために 儲かる茶業と「掛川茶」を楽しむ環境づくり



目指す姿

・本市が茶産地として持続的に発展し、安定した農家所得の基に「掛川茶」のブランド化が推進され、市民をはじめ、世界中の人々がおいしい「掛川茶」を楽しめる環境を創造しています。

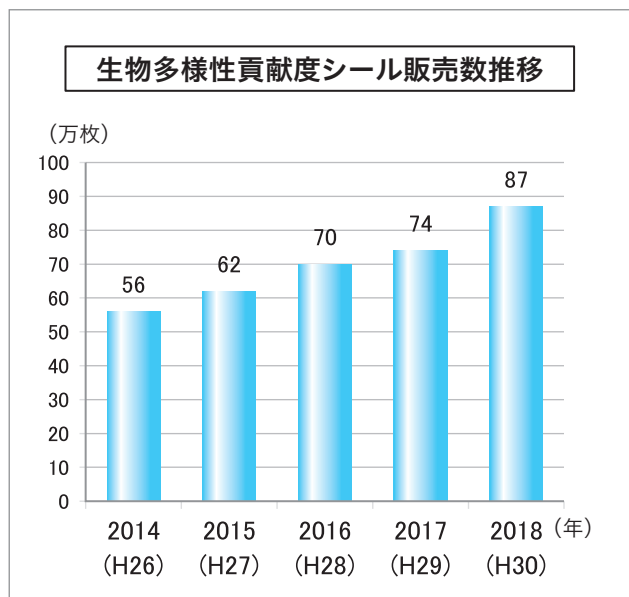
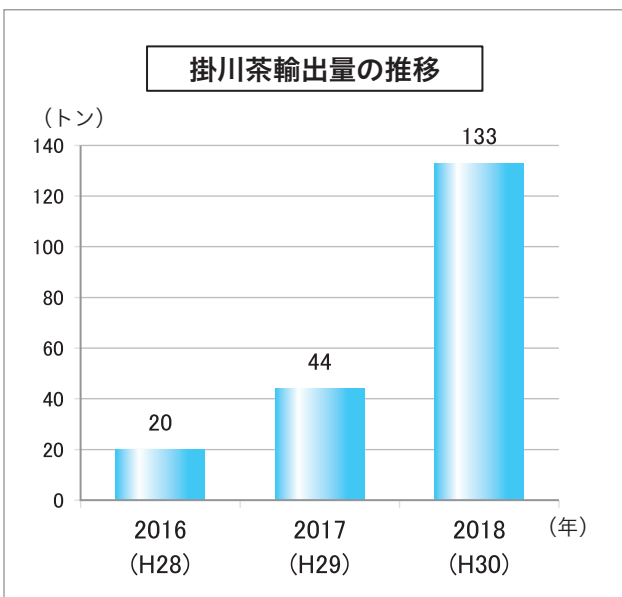
現状と課題

本市は、全国茶品評会深蒸し煎茶の部で全国最多の「産地賞」受賞回数を誇る日本一の深蒸し茶の産地です。また、市内には高い仕上げ技術を持った茶商社が多くあり、高品質なお茶が生産・販売されています。

しかし、全国的なお茶の消費量の減少や茶価の低下に伴い、本市の茶業界においても生産意欲の低下（高齢化・後継者不足）、共同工場の操業中止、茶園の耕作放棄地の増加といった負の連鎖が続く、厳しい状況にあります。

生産現場においては、これまで機械化や茶園の担い手農家への集積が進んだものの、いまだ多くの耕作茶園が点在しており、生産効率向上の効果は限定的です。担い手農家の規模拡大にも限界があり、安定的な茶生産を維持していくためには人的資源や機械等の効率的な活用を図る必要があることから、茶園集積に加えて、共同管理経営体の育成が必要です。

お茶（リーフ）の消費が低迷する一方で、原料用茶や有機栽培茶など、国内外で需要が増加傾向にあるお茶もありますが、用途に応じた生産が十分にできておらず、需要と供給にミスマッチが生じています。こうした需要の変化を捉え、柔軟な対応ができるよう、生産体制を整えていくことが必要です。「掛川茶」の消費拡大を図るためには、全国茶品評会「産地賞」の受賞、緑茶効能研究、世界農業遺産、掛川市緑茶で乾杯条例など掛川ならではの特色を生かしながら、効果的な情報発信を行い、ブランド化を推進することが求められます。また、「掛川茶」のブランド化のためには、呈茶サービス、茶摘み体験、生産者との交流などの体験を通して「掛川茶」の様々な魅力を発信していく必要があり、「掛川茶」との出会いを楽しむことができる環境の充実が求められています。また近年、日本全体で緑茶の輸出量が増加しています。掛川茶の輸出量も増加傾向にありますが、深蒸し茶の輸出量は少ないため、海外の農薬基準に適合したお茶の生産体制整備に加えて、海外での深蒸し茶の知名度向上と販路拡大が求められます。



■ 施策の方向

①「掛川茶」のブランド化の推進

22世紀も掛川が世界に誇れる「お茶のまち」であるために、「掛川茶」の生産者、茶商社、掛川茶市場、農業協同組合、消費者及び行政が一体となって、「掛川茶」の特徴を明確化することにより、更なる「掛川茶」のブランド化を推進します。特に、全国茶品評会での「産地賞」の連続受賞は、「掛川茶」の品質を示すとともに、茶産地としての知名度及び生産者の技術向上につながることから、生産者の荒茶品質の向上に向けた取組を支援します。

②高付加価値のお茶の生産体制の確立と輸出推進

お茶の品質向上に向けた取組をはじめ、茶園集積や共同管理を推進するとともに、原料用茶、有機栽培茶など、ニーズに合った高付加価値のお茶の栽培技術の普及、低コスト生産・製造技術の普及支援及び生産体制の確立を図ります。

また、海外の農業規制に適合したお茶の栽培のため、地域が一体となった農薬防除体系の構築等、生産体制を確立するとともに、海外の茶教育機関等と連携した「掛川茶」の認知度向上と販路拡大に努めます。

③健康機能等を活用した「掛川茶」の販路拡大

事業者、大学及び市が連携し、緑茶効能研究に取り組むとともに、お茶の有する健康機能を企業の健康経営と結びつける等、活用・PRすることにより、新たな商品開発や販路拡大に取り組めます。

また、静岡県人会、大手商社及び首都圏の大企業等へのお茶ひろめ隊活動などにより、消費の拡大を図ります。

④世界農業遺産の保全継承と活用

茶草場農法の維持・拡大のため、農法実践者、事業者及び世界農業遺産「静岡の茶草場農法」推進協議会（静岡県及び構成団体4市1町）が連携し、効果的な情報発信による世界農業遺産の認知度向上、茶草場ボランティアなどによる作業負担軽減、グリーンツーリズム・インバウンド等の農観連携事業を進め、茶草場農法により生産された茶のブランド化による高付加価値化を図ります。

⑤安定的な農業経営の推進【再掲】

様々な農業の担い手を育成するため、国や県の事業を活用して、新規就農者の就農後の早期経営安定化、農業所得の安定化を目指す農業後継者の取組及び農業法人や企業等の参入を支援します。

また、安定的な農業経営を実現するため、複合経営や6次産業化、経営の法人化を検討する農業者等の取組を支援するとともに、JA等と連携し、担い手の組織的経営への移行についての研究を進めます。

さらに、事業継続を目的とした同種事業者間の事業承継（廃業後の施設譲渡、販路譲渡等）を推進します。

⑥実質化された「人・農地プラン」に基づく農業経営・農地利用の高度化【再掲】

地域が主体となった将来の農地利用についての話し合いにより、「人・農地プラン」の実質化を推進するとともに、担い手への農地集積・集約や基盤整備や機械・施設、ICTやAI等の先進技術の導入等の集中的な支援を行い、農業経営・農地利用の高度化、農産物の品質の向上等を促進します。

また、生産効率の向上と、法人化等による継続的な生産体制の確立を推進するとともに、先進的な農業経営の情報収集・提供等により、農業従事者の経営意識の啓発を推進します。

⑦緑茶で乾杯文化の醸成による茶業振興

緑茶の消費拡大、緑茶で乾杯する文化の醸成及び地域活性化を図るため、「緑茶で乾杯」をお客様に推奨する店舗の増加を図るとともに、事業者、市民及び市が一体となった「掛川茶」の情報発信の取組を行います。

⑧「掛川茶」を楽しむことのできる環境作り

宿泊施設や飲食店などの事業者、茶業関係者等と連携し、呈茶サービス、茶摘み体験、生産者との交流などの「掛川茶」との出会いを楽しむことができる環境を整えるとともに、効果的な情報発信に努めます。

■ 主要事業

事業名	事業概要
掛川茶輸出戦略推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川茶ブランドを海外市場で確立していくための効果的な情報発信 ・掛川茶市場における輸出茶対応ルールの策定 ・輸出対応茶の生産拡大
掛川茶消費拡大事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緑茶の健康効能の研究及び企業の健康経営等への活用・PR ・緑茶で乾杯文化の普及 ・静岡県人会、大手商社及び首都圏の大企業等へのお茶ひろめ隊活動などの実施
世界農業遺産茶草場農法推進活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・茶草場農法の維持・拡大及びブランド化による高付加価値化 ・世界農業遺産の認知度向上 ・茶草場ボランティア等による実践者の作業負担軽減 ・グリーンツーリズムやインバウンド等の農観連携事業の推進と販路拡大
掛川茶振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・JA、生産者、茶商及び本市で組織する掛川茶振興協会を主体とした、広告宣伝、消費地対策、地域ブランド化及び地産地消推進等 ・T-1グランプリや月夜の茶摘み会などお茶のまちづくり事業の実施
日本一茶産地推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・茶園の集積、共同管理推進 ・茶品評会の支援 ・輸出に向けた生産体制の確立支援 ・低コスト製造・生産技術の普及支援
担い手育成支援事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者や新規就農者、後継者等の育成支援 ・個人経営からの法人化や企業の農業参入に必要な支援 ・県事業等を活用した農業ビジネスの展開に向けた経営力向上支援
農地中間管理事業【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を活用した、担い手への農地集積・集約 ・将来的に残すべき農地の荒廃化を抑制するための農地の利用効率化及び高度化の促進
人・農地プランの実質化【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランによる地域の話し合いに基づく担い手の位置づけと基盤整備等の集中的な支援





世界農業遺産「静岡の茶草場」と粟ヶ岳の茶文字

5 災害に強く安全で安心な暮らしを支える基盤を整えたまち

5-① 自助・共助・公助による防災・減災対策の強化



■ 目指す姿

・自助による防災対策が強化され共助・公助による防災力強化及び災害時の迅速な救出救護活動により、各種災害での死亡者がいません。

■ 現状と課題

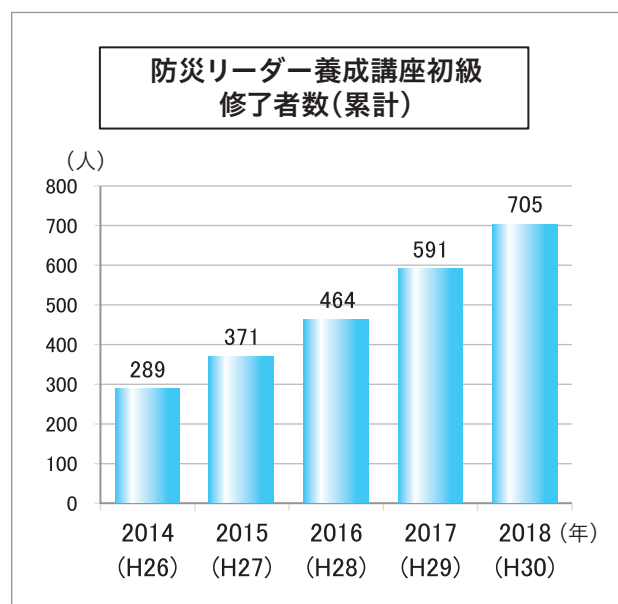
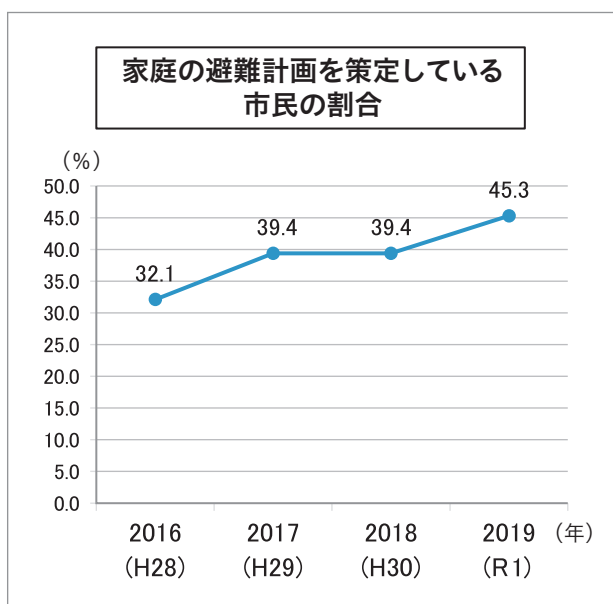
近年、全国で台風や集中豪雨などの大雨による洪水や土砂災害による甚大な被害が、毎年のように発生しています。

そのようななか、本市では、市民、事業者及び行政が一体となって日本一防災意識の高いまちを築き、全ての市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、平成31年(2019年)4月に「掛川市防災意識を高めるまちづくり条例」を施行しました。また、市民等の防災意識の向上を図るため、地域や学校、幼保園、事業所等で防災出前講座を開催するとともに、災害はいつでも起こりうることを念頭に置き、災害種別ごとの「家庭の避難計画」の作成や「自主防災会防災計画」、「地区防災計画」の策定を進めています。

また、南海トラフ巨大地震を想定した「静岡県第4次地震被害想定」や1000年に1度の最大規模の浸水想定では、本市に甚大な被害が発生するとされており、「掛川市地域防災計画」や「防災ガイドブック」の見直しが求められます。さらに「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」「掛川市国土強靱化地域計画」に基づいた防災・減災対策を進め、あらゆる自然災害による死亡者ゼロを目指した、地域防災力の強化や家庭内の安全対策、要支援者対策、外国人の防災対策の推進が必要です。

近年は、市民の防災・減災への意識は全体的に高まってきているものの、地域や各家庭における災害種別ごとの避難行動に対する認識不足、地域ごとの防災減災に対する意識に温度差がみられます。地域や家庭での防災力を高めるため、今後も市民や地区への一層の啓発や全市民参加による各種防災訓練の実施、人口減少や高齢化を見据えた地域で防災活動する人材の育成及び女性の参画を進めることが求められます。

原子力災害については、本市の全域が「緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)」に定められているため、「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」を策定しました。しかし、冬期避難や渋滞対策、要支援者対策など課題が多いことから、今後は市民への計画の周知を行うとともに、国や県、関係機関と連携して、課題の解決に向けた取組を継続的に進めることが求められます。



施策の方向

①総合的な防災・減災体制の確立

あらゆる自然災害による死亡者ゼロを目指し、「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」や「掛川市国土強靱化地域計画」を全庁横断的に取り組むとともに、「掛川市防災意識の高いまちづくりを推進する条例」に掲げているように、市民、地域、事業者等と協働で全ての自然災害について防災・減災対策を推進します。また、要支援者対策や外国人対策を進めます。

あわせて、「掛川市地域防災計画」や「掛川市防災ガイドブック」を見直すとともに、災害対策本部体制の充実を図り、防災資機材等の整備を進め災害時に備えます。

②自助を基本とする防災意識・防災力の向上

防災講座や防災訓練を通じて、自らの命は自ら守るための「家庭の避難計画」作成や家庭内の防災対策、食料やその他必要品の備蓄など事前の備えについて普及啓発し、自助による防災力の向上を図ります。

③共助による地域防災力の向上

自主防災会防災計画や地区防災計画の策定を推進し、地域での防災意識の向上や防災資機材の充実など事前の備えについて普及啓発するとともに、防災リーダーの養成や家族全員が参加する実践的な防災訓練の実施により、共助による地域防災力の向上を図ります。

④原子力災害に関する対策の推進

「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」の市民等への周知や避難訓練等を実施するとともに、要支援者対策や冬期対策、渋滞対策など課題の解決に向け、国や県、関係機関と連携した取組を進めていきます。

⑤情報発信の強化と相互受発信体制の整備

被災状況を迅速に確認するためのシステム導入を進めるとともに、同報無線、防災ラジオ、携帯メール、SNSなど情報伝達の多様化を促進し、効果的な活用を図ります。

主要事業

事業名	事業概要
アクションプログラム及び国土強靱化地域計画の推進	・「掛川市地震・津波対策アクションプログラム2014」及び「掛川市国土強靱化地域計画」の進捗管理と確実な推進
災害時要配慮者支援事業	・災害時要配慮者の避難支援体制の確立、福祉避難所の設置促進
防災教育の推進	・防災リーダーの育成、子どもへの防災教育、防災研修や出前講座の開催
家庭内防災対策推進事業	・耐震シェルター、防災ベッド、家具の固定など防災対策の啓発や利用促進、補助金の交付 ・「家庭の避難計画」の作成推進
自主防災会支援事業	・自主防災会防災計画の策定、防災資機材の整備補助、防災リーダーの育成、防災講座への講師派遣
地区防災計画策定	・地区まちづくり協議会を基本とした災害時要配慮者への支援を含む「地区防災計画」の策定
原子力災害避難体制の確立	・「掛川市原子力災害広域避難計画の方針」の市民への周知、避難訓練の実施
情報伝達機材整備事業	・防災ラジオの全戸配布(貸与)、防災メールの登録推進 ・同報無線、地域防災無線等の維持管理

5-② 災害に強い住宅や都市基盤施設等の整備



目指す姿

・住宅、公共施設や都市基盤施設の耐震化により災害に強いまちとなっています。

現状と課題

地震による倒壊被害を最小限にとどめるためには住宅の耐震化が重要ですが、家屋所有者の高齢化、多額の施工費用がかかることなどから、思うようには進んでいません。耐震化に取り組みやすい助成制度の整備や啓発を進め、耐震化率の更なる向上が必要です。

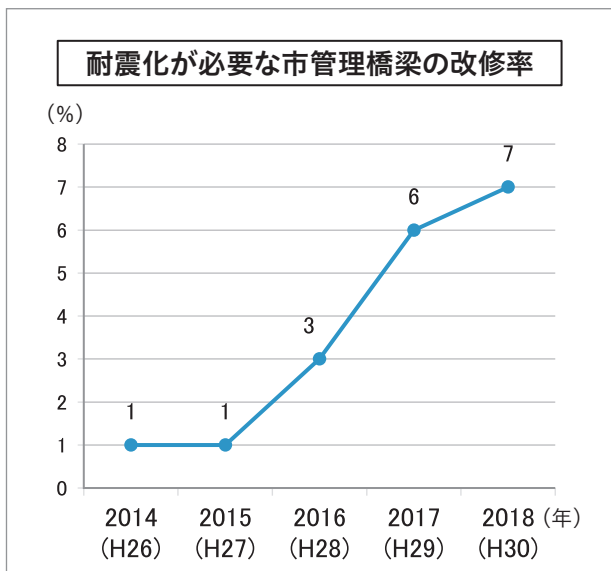
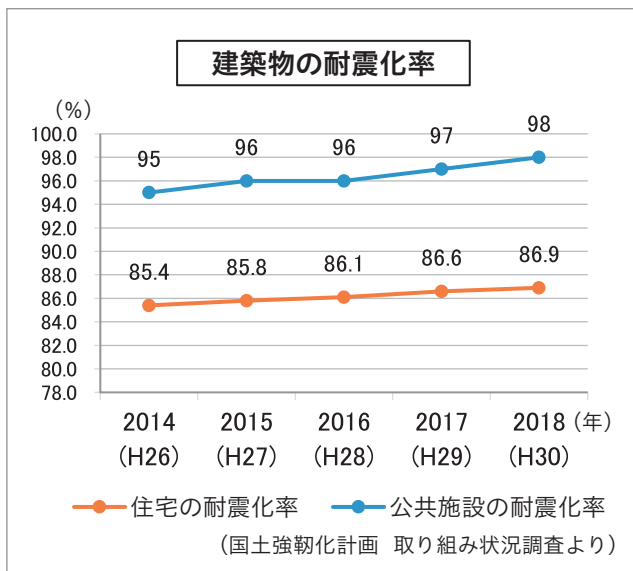
公共施設(建築物)については、耐震補強工事等が優先的に進められており、今後は行革・公共施設マネジメントの推進を図るなかで、各種施設の適切な改築、改良を進めることが求められます。

水道施設は、被災時のライフライン確保のため基幹管路を耐震管へ早期に布設替えする必要がありますが、管路耐震化は事業費が多額であり、計画的な事業推進が求められます。

道路については、緊急輸送路等の主要な道路の整備を推進するとともに、道路ネットワーク上の橋梁のうち67橋において、早期の耐震補強対策が必要です。

近年の局地的集中豪雨や台風の多発に対しては、浸水被害の軽減及び解消対策として、河道の拡幅・堤防の嵩上げ・バイパス水路等の整備が必要です。

また、東日本大地震を契機に津波に対する備えの重要性が高まっており、海岸線を有する本市において喫緊の課題であることから、津波防御機能の強化が求められています。



施策の方向

①水道施設の計画的な更新と耐震化

耐震性にすぐれた水道管路(基幹管路及び一般管路)の整備とともに、浄水場、ポンプ場、主要配水池の耐震化を計画的に進めます。

②危機管理対策の強化

主要な自己水源6箇所に非常用電源を設置し、災害発生による停電時でも取水・送水を可能とし、安定した給水を可能にします。

また、施設の危機管理対策として、各水道施設に侵入防止柵の設置を進め、施設の安全を図ります。

③ 下水道処理施設の耐震化

下水道施設の耐震化と、被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた対応を進めつつ、耐震性の劣る汚水処理施設については下水道事業へ編入して施設再編を行います。

また、地震被害によるマンホールの浮上防止、風水害や停電に備えた体制整備を進めます。

④ 住宅等耐震化の促進

住宅等の耐震化を促進します。特に、旧耐震基準により建設された(昭和56年(1981年)以前)木造住宅や危険なブロック塀については、助成制度の整備充実を図り、事業者や地域とも連携して耐震化の啓発を進めます。

⑤ 公共建築物の安全・安心の確保と適正管理

耐震性能の強化等、安全性の向上を図るとともに、公共施設の適正配置等に向けて各種施設の改築・改良を推進します。

⑥ 農業用ため池の耐震化と豪雨災害対応の推進

農業用ため池は、耐震性と被害想定を把握するとともに、堤体の補強及び危険箇所の整備を推進します。

⑦ 海岸防災林強化事業「掛川モデル」と希望の森づくりの推進

国や県事業との協力・連携、市民や企業との協働により、レベル2津波に対応した高さへ防潮堤の嵩上げを進めるとともに、希望の森づくり事業等により、海岸防災林を植樹・育樹します。また、平時には市民や自転車道利用者らが集い、散策できる森林レクリエーションや交流の場の創出を図ります。

⑧ 橋梁の耐震化の推進

大規模地震時における避難路や緊急輸送路を確保するため、橋梁の耐震化を推進します。

⑨ 河川整備の促進

台風・豪雨等の自然災害による洪水や浸水を防ぐため、河川整備の促進を図ります。

主要事業

事業名	事業概要
基幹管路及び一般管路の耐震化事業	・基幹管路(導水管、送水管、口径φ300mm以上の配水管)総延長90.0kmの布設替え及び管路全体の耐震化率の向上
浄水場、ポンプ場及び配水池の耐震化事業	・浄水場6箇所、送水ポンプ場6箇所、配水池19箇所の耐震化の推進
水源施設への非常用電源整備事業	・主要な市内6箇所の水源への非常用電源の設置
水道施設の危機管理対策事業	・水道施設の監視体制の強化と侵入防止対策の実施
汚水処理施設の耐震化と公共下水道への編入	・耐震性の劣る老朽化施設の公共下水道への編入
下水道総合地震対策事業	・重要な幹線管渠等耐震化工事、マンホールの液状化対策の実施
住宅等耐震化の促進事業	・住宅やブロック塀の耐震改修の促進 ・掛川市耐震改修促進計画の見直し(R3~R7計画) ・市民が安心して相談できる体制づくり及び助成制度の整備充実
屋内運動場改築等事業	・老朽化した屋内運動場の耐力度調査に基づく改築事業または長寿命化のための大規模改造事業の実施
ため池等整備事業	・耐震性点検及び洪水に対する予防に対応する工事の実施
海岸防災林強化事業(掛川モデル)	・レベル2に対応した防潮堤の嵩上げ、市民や事業者等との協働による植樹・育樹の実施による海岸防災林強化 ・森林レクリエーションや交流の場の整備
橋梁耐震補強事業	・耐震補強の計画的な促進
河川整備事業	・河川断面の確保・護岸整備等の河川整備の促進
浸水対策事業	・台風・豪雨時における浸水被害の軽減及び解消のための整備

5-③ 消防救急の迅速化・高度化の推進



目指す姿

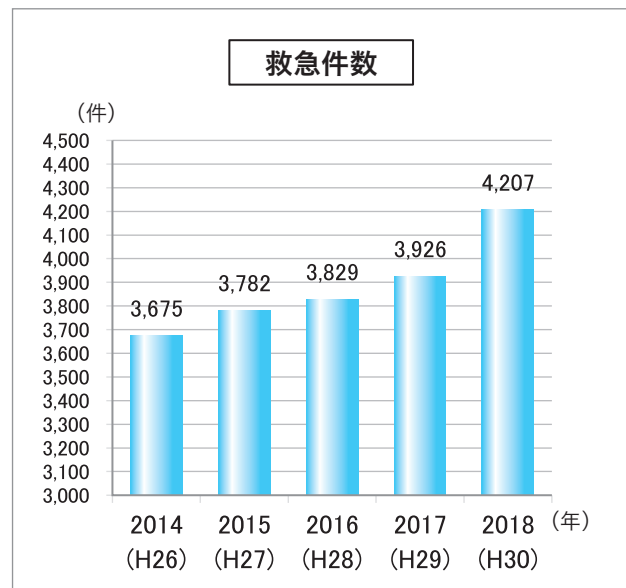
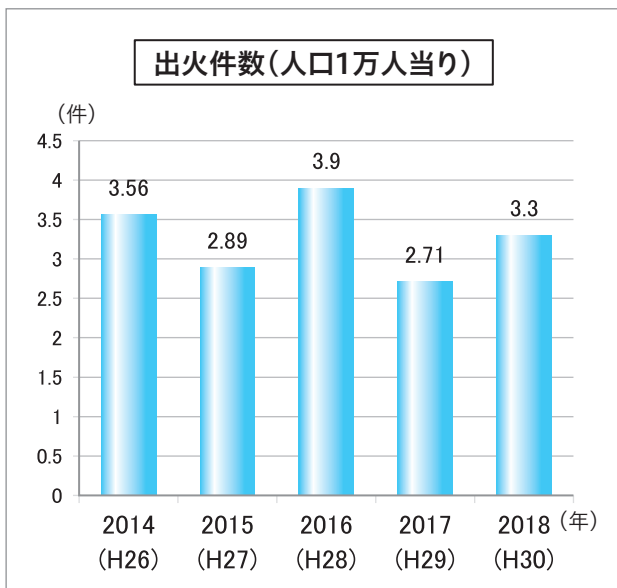
・消防救急体制の充実により、市民の生命、身体及び財産への被害が最小限に食い止められており、市民から信頼されています。

現状と課題

近年、社会情勢の変化の中で、本市においても既存の常識では予想されない災害や事故が発生する可能性があります。また、想定される南海トラフ巨大地震による甚大な被害も懸念されているため、災害対応力の強化が急務となっています。

年々増え続ける救急件数は、人口の集中する市街地への出動が多発しています。また、市民の高齢化に伴い更なる増加が予想され、救急需要への対応として、救急体制の充実や救急業務の高度化などの対策が早急に求められます。

消防においては、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、多様化する市民ニーズや期待に応えていく必要があります。加えて、少子化やコミュニティ意識の希薄化に伴う消防団員確保の問題など、魅力ある消防団づくりに向けた施策と工夫が求められます。



施策の方向

①救急体制の強化

中央消防署の救急隊を増隊し、救急体制の充実を図り、少しでも早い現場到着の実現により、救命率と社会復帰率の向上を目指します。

また、救急業務の高度化を図るため、救急救命士の養成や隊員教育、高規格救急車の配備、医療機関との連携強化を進めるとともに、市民への救命手当の普及と救急車の適正利用の啓発に努めます。

②消防力(人・機械・水)の充実

災害対応力の強化を図るため、各署所に必要な人員の配備を行うとともに、消防を担う人材の確保や育成に努めます。

また、はしご付消防車などの車両や資機材の配備、耐震性貯水槽及び消火栓の計画的な整備を進めます。

③予防体制の強化

火災から市民の生命、身体及び財産を守るため、住宅用火災警報器の設置と維持管理を推進し、住宅火災による死亡者ゼロを目指します。

また、大型店舗や大規模工場などの防火対象物に対し、予防査察による法令遵守の指導、中高層建築物の防火対策と危険物施設の安全対策の強化に努めます。

④消防の広域化

市民サービスの向上、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を目指し、広域における消防救急体制のあり方について検討を進めます。

また、広域化に向けて、近隣消防本部との一部消防業務の応援など、柔軟な連携・協力体制の構築について検討を進めます。

⑤消防団組織・活動の活性化

地域防災力の要である消防団組織を維持するため、消防団拠点施設の整備、消防ポンプ車の更新や団員の処遇の改善を行うとともに、消防団員を確保するため地域や企業への要請を継続していきます。

また、消防団の能力向上に努めるとともに、地域防災のエキスパートとして自主防災会と連携した消防団活動を推進していきます。



主要事業

事業名	事業概要
中央消防署専従救急隊2隊配備	・中央消防署への専従救急隊2隊配備
耐震性貯水槽・消火栓の整備事業	・火災による被害の軽減を図るため、「消防水利の基準」に基づく消防水利の計画的整備の推進
住宅用火災警報器の設置・維持管理の推進	・住宅所有者への住宅用火災警報器の設置と維持管理の啓発
東遠地区3消防本部による消防・救急業務の連携・協力	・消防・救急業務の一部について、柔軟な連携・協力体制整備の検討
消防団拠点施設の整備、車両更新、個人安全装備品の貸与	・老朽化した分団消防センターの改築や長寿命化 ・消防ポンプ車の更新、個人安全装備品の貸与

5-④ 交通安全と防犯の意識向上と環境整備



目指す姿

・市民や地域の交通安全と防犯への意識が高く、交通事故と犯罪に遭う市民が減り、誰もが安心して住めるまちづくりが行われています。

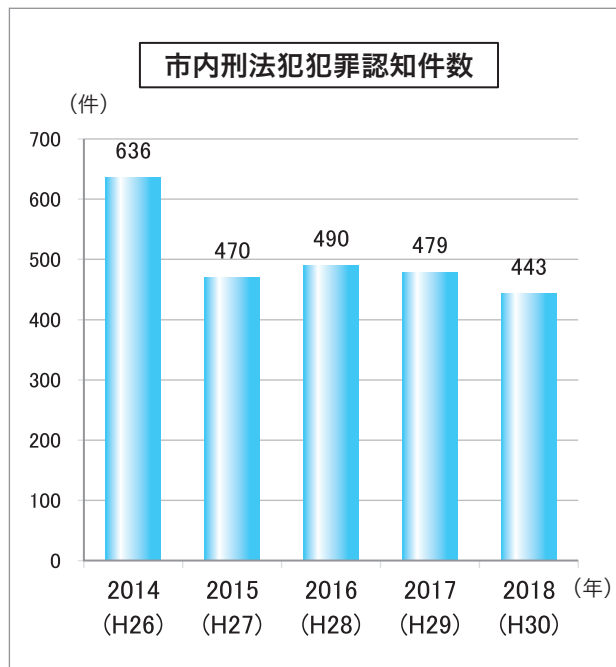
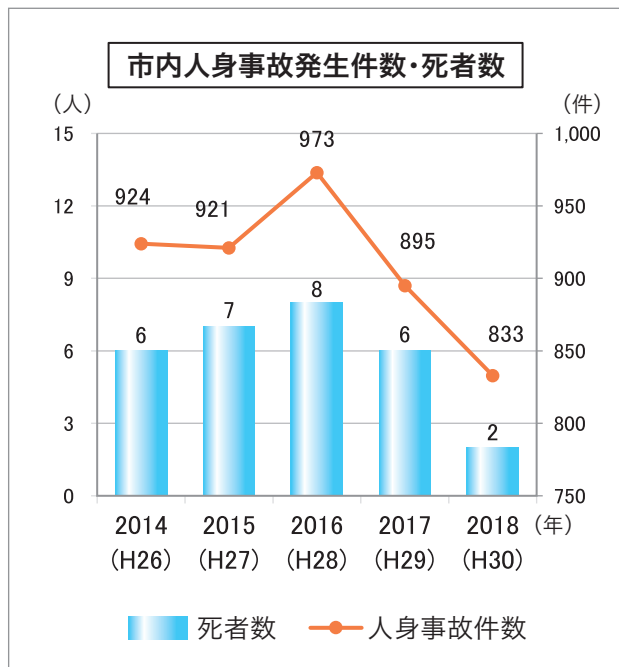
現状と課題

市内の交通事故(人身事故)は平成15年(2003年)の1,167件をピークに減少傾向が続いているものの、現在でも年間800件程度が発生しています。本市の事故の特徴は、追突事故と出会い頭事故の割合が高く、交通事故の約7割を占めており、脇見運転、ながら運転の防止啓発と「止まる、見る、待つ」の周知徹底を行う必要があります。

また、子どもや高齢者等の自発光式反射材の着用率向上を図るとともに、交通安全意識の高揚や通学路における安全施設の整備及び経年劣化等への対処による安全確保が求められています。

自転車利用については、平成31年(2019年)4月1日に「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、本市においても自転車利用者の運転マナーの向上、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進していく必要があります。

掛川警察署管内の刑法犯犯罪認知件数は、平成15年(2003年)の1,929件をピークに減少傾向にありますが、依然として空き巣、自転車盗難等の身近な犯罪が年間450件程度発生しています。また、高齢者を狙った振り込め詐欺や架空請求詐欺等、犯罪が多様化しています。子どもや高齢者等を犯罪から守るため、地域、学校、警察、行政等の関係機関と連携を強化し、一体となった取組が必要です。



施策の方向

①交通安全教育の充実等による交通安全意識の高揚

学校、自治区、警察、交通安全協会掛川地区支部等の関係機関と連携し、交通安全指導員による交通安全教室

の開催により、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、自発光式反射材の着用推進を継続して推進します。特に子どもと高齢者を対象とした交通安全教育を進めます。

②交通安全推進団体等による交通安全推進への取組支援

掛川市交通指導員会、掛川市交通安全母の会、交通安全協会掛川地区支部等、関係機関と連携し、家庭や職場、各地域における交通安全推進活動を支援します。

③交通安全施設の整備と維持管理

市内各自治区からの要望を踏まえ、道路標識、道路標示、横断歩道、カーブミラー、その他の安全施設整備を進めます。特に通学路やお散歩ルート(幼保園)の安全対策については、関係機関と連携し、早期改善に努めます。

④高齢運転者の事故防止の推進

高齢者やその家族からの安全運転相談に応じアドバイス等を行います。また、「高齢者安全運転自主宣言書」の提出を呼び掛け、安全運転の意識高揚と交通事故抑止を図ります。

さらに、アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故防止を図るため、車両への急発進・誤発進防止装置の普及に努めます。

⑤自転車安全利用の推進

学校、警察、交通安全協会掛川地区支部等の関係機関と連携し、自転車運転マナーの向上と自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図ります。

⑥防犯体制の強化

掛川市防犯リーダーの会等の自主的な防犯活動に取り組む団体の育成・支援を推進するとともに、警察、自治区、掛川地区防犯協会等の関係機関との防犯体制の強化を図ります。

また、駅周辺の市街地に街頭防犯カメラの設置を推進するとともに、自治区が設置する防犯灯への補助事業を継続して行います。

⑦地域防犯力の向上

防犯リーダーの育成や掛川地区防犯協会、防犯リーダーの会等関係機関との連携により、犯罪を未然に防ぐ対策や犯罪に遭わないまちづくりを推進します。

また、自治区による街頭防犯カメラの設置について、補助制度の創設を引き続き検討します。

⑧家庭内防犯力の向上

防災(交通安全・防犯)メールマガジンへの登録を推進し、メールマガジンによる不審者出没等の情報提供と注意喚起を呼びかけます。また、高齢者がいる世帯を対象に詐欺電話防止装置の普及を図ります。

主要事業

事業名	事業概要
交通安全運動推進事業	・春、夏、秋、年末等の交通安全運動計画を策定し、警察、関係団体とともに市内全域で様々な運動を展開
交通安全教育事業	・子どもや高齢者等を対象とした、学校や自治体、事業所等による交通安全教育の実施
交通安全活動団体支援事業	・掛川市交通指導員会、交通安全協会掛川地区支部、掛川市交通安全母の会等の交通安全推進活動に対する支援金の交付
交通事故相談事業	・交通事故当事者に対する、示談や事務手続きに関する相談窓口の設置
高齢者安全運転自主宣言事業	・75歳以上の高齢運転者に「補償運転」の実行宣言への啓発及び認定証の交付
自転車の安全利用推進	・小、中学生、高校生を中心に自転車利用時のマナー向上、点検整備の推進や万が一の事故に備えた損害賠償責任保険への加入推進
防犯団体支援事業	・掛川地区防犯協会や各地区において自主的な防犯パトロールを実施する団体への支援金の交付及び備品等の貸与
防犯灯設置支援事業	・新たにLED防犯灯を設置する自治区に対する補助
防犯リーダーの育成	・防犯リーダーの育成及び犯罪防止活動への活用
街頭防犯カメラ設置事業	・自治区による街頭防犯カメラ設置への補助
詐欺電話等対策機器購入費支援事業	・詐欺電話等対策機器設置の補助制度の創設

5-⑤ 人が集い、賑わいを生む中心市街地の再形成



目指す姿

・中心市街地は市の玄関口及び歴史・文化を背景とした情報発信地として、人が集い、賑わいがあふれています。

現状と課題

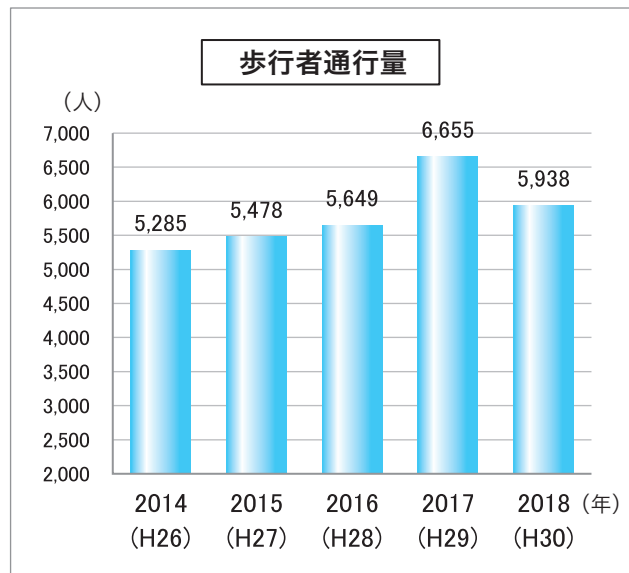
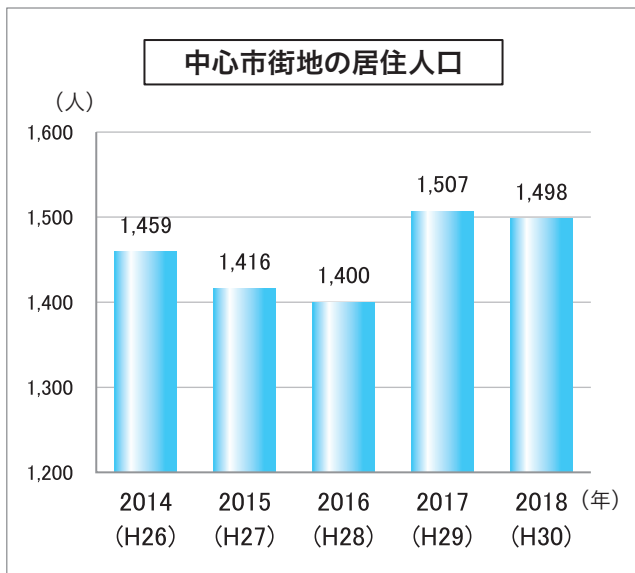
掛川駅周辺に広がる本市の中心市街地では、定住人口の減少、少子高齢化の進行、空き店舗の増加、賑わいの低迷等が起こっています。

それらの課題に対応するため、既に駅前東街区再開発事業により商業施設や住宅が整備され、駅前西街区開発事業では民間施設を核に子育て支援関連施設の設置が計画されていることから、今後も事業を着実に推進していくことが重要です。

また、これまでは車優先の都市構造や道路構造でまちづくりが進められてきましたが、駅周辺のまちなかにおける地域消費の拡大や交流人口の増加を促進するため、人々が集い、憩い、多様な活動を展開しやすい街路空間への転換が求められています。

一方で、近年では中心市街地の賑わいを創出する取組として、「けっトラ市」や「納涼まつり」等のイベントが根付き、今後も継続的な実施が求められます。

さらに、空き店舗を活用した魅力ある店舗の誘致や来訪者が利用しやすい憩いの場づくり等、来訪者の滞在時間を延ばし、地域を回遊させる工夫が求められます。



資料：かけがわ街づくり(株)通行量調査
中心市街地主要7地点定点観測調査

施策の方向

① 中心市街地における活発な人の交流促進及び賑わい創出

本市の財産である掛川城周辺の地域資源を積極的に活用し、観光客をはじめ、様々な文化活動に市民が積極的に参加できる仕組みを整えます。

あわせて、「けっトラ市」や「納涼まつり」など、まちなかに賑わいをもたらすソフト施策の実施を推進します。

② 中心市街地居住の推進

多極ネットワーク型コンパクトシティの構築に向け、中心市街地居住を推進していくため、都市拠点として都市機能の整備促進を図るとともに、空き店舗の解消、駅前西街区開発事業を着実に推進し、駅前東街区との相乗効果により生活利便性の向上を図ります。

③ 居心地が良く歩きたくなるまち「ウォークブル推進都市」の構築

まちなかの公共空間を車中心から人中心の空間へ転換し、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成することにより、多様な人々の交流を促し、まちが持つ魅力を向上させ、様々な人を惹きつける好循環を生み出します。

また、空間整備にあたり、市民や観光客等の来訪者にも利用しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮し、移動経路のバリアフリー化を推進するなど、歩きやすい歩行空間の実現を目指します。

主要事業

事業名	事業概要
けっトラ市等歩行者天国イベント開催事業	・「けっトラ市」や「納涼まつり」など、まちなかに賑わいをもたらすイベントの開催
空き店舗等創業支援事業	・空き店舗を活用した物販や飲食などの創業支援、テナントミックス等の実施による空き店舗解消、賑わいの創出
西街区開発事業	・民間のノウハウや資金を活用した、子ども館、多目的ホール、駐車場等の整備
ウォークブル推進都市に基づく事業の推進	・街路空間を再構築し、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの取組を進め、まちなかを車中心から人中心の空間への転換の推進



「けっトラ市」

5-⑥ 快適な都市環境づくりの推進



目指す姿

・高度に機能集積された市街地から郊外の農村集落まで、地域それぞれの特性が生かされた快適な居住環境で市民が暮らしています。

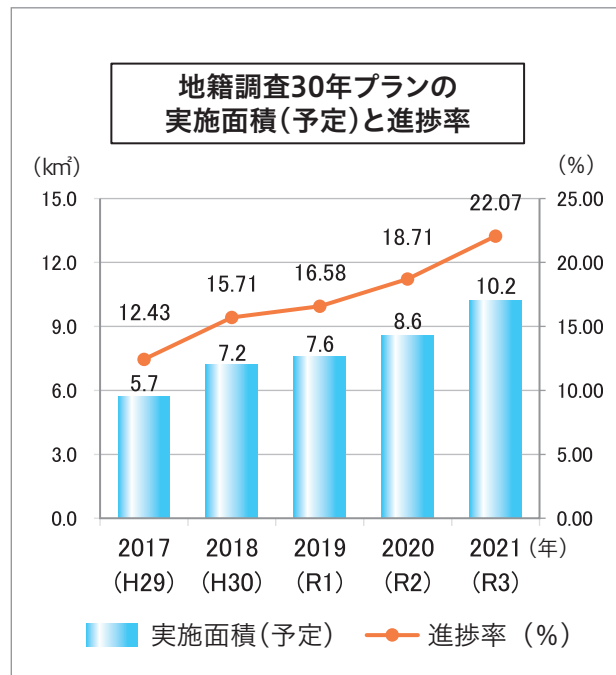
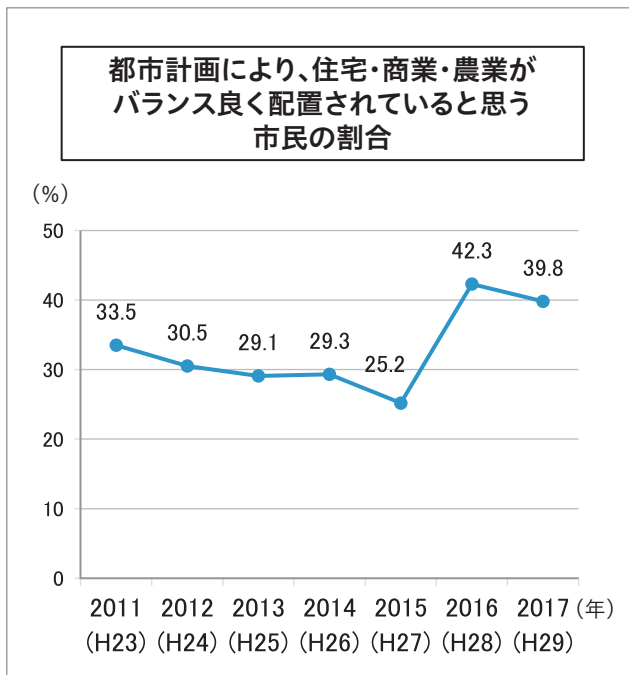
現状と課題

少子高齢・人口減少社会が到来するなかで、一定の区域においては人口密度を保ち、都市として必要な機能を維持し、持続可能で快適な都市環境づくりを推進するコンパクトな都市構造への転換が求められます。

さらに、景観や歴史的な資源は、市民共有の財産であるという意識を持ち、保全や維持向上を図るとともに、地域資源として活用するに努めることが求められます。

また、土地の境界の明確化と保全により、土地異動の円滑化や災害復旧等に対応するための地籍調査事業の推進が必要です。

生涯学習まちづくり土地条例に基づく特別計画協定区域においては、協定締結後、10年以上経過している場合があり、地区の現状を踏まえて、協定内容を見直すなど、協定に基づき、適切に土地利用を誘導していくことが求められます。



施策の方向

①多極ネットワーク型コンパクトシティの推進

多極ネットワーク型コンパクトシティの都市構造を目指し、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づく都市構造の転換に加え、地域公共交通ネットワークの構築を図ります。

②良好な都市景観の形成

景観計画及び屋外広告物の適正な管理による良好な景観形成の推進に加え、歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致の維持向上を図ります。

③地籍調査30年プランに沿った事業の推進

地籍調査事業においては、適切な事業区域の設定と調査業務の効率化により、事業の進捗を図るとともに、地籍調査事業以外の測量・調査についても同等以上の成果がある地区として指定を受ける(国土調査法第19条第5項指定制度)ことで、地籍調査30年プランの効率的な事業の推進を図ります。

④住民主体のまちづくりの促進

生涯学習まちづくり土地条例に基づく特別計画協定区域については、地区の現状を踏まえて協定内容を見直すなど、住民が参画する適切な土地利用の誘導を進め快適なまちづくりを推進します。

主要事業

事業名	事業概要
都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づく事業	・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づく事業の実施
立地適正化計画の推進	・立地適正化計画の周知 ・居住誘導区域内の居住メリットを高め、区域内への居住を促す支援の実施
都市計画事業の実施	・未整備の都市計画事業(道路、公園及び駐車場等)の実施
スマートIC設置事業	・東名高速道路及び新東名高速道路のスマートICの設置及びIC周辺の土地利用の方向性の検討
街なみ環境整備事業の実施	・道路や公園等の公共施設や住宅等の修景整備
都市景観形成事業	・景観計画に基づく施策の推進
違反屋外広告物の指導	・違反屋外広告物の是正指導の強化
歴史まちづくり推進事業	・歴史的風致維持向上計画に基づく事業の推進
地籍調査30年プランの推進	・地籍調査や各種事業等による地籍の明確化
特別計画協定区域における届出制度による土地利用の規制・誘導	・協定区域の協定内容の見直し及び協定に基づく土地利用の誘導

5-⑦

地域の足となる公共交通の整備・利用促進



目指す姿

・通勤、通学、通院、買い物など市民生活に必要な移動手段が確保され、市民が不便を感じません。

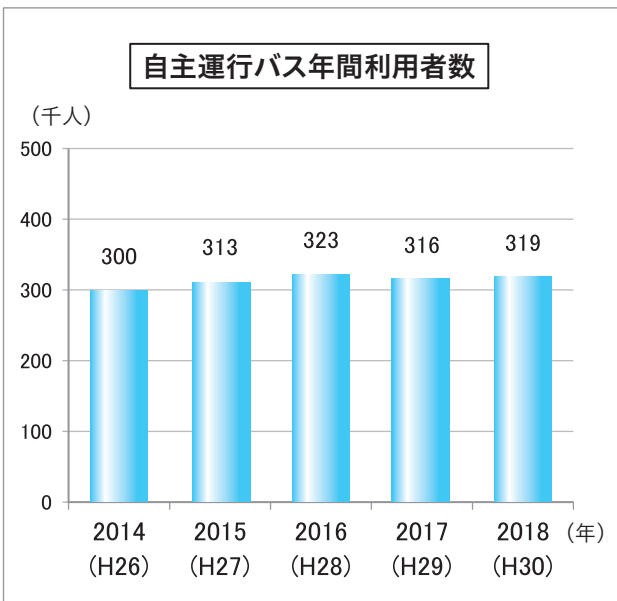
現状と課題

本市は、東名高速道路及び新東名高速道路のIC、JR東海道本線及び東海道新幹線掛川駅を擁し、東には富士山静岡空港が近接、西に向かっては天竜浜名湖鉄道が伸びるなど、恵まれた交通体系を持っています。これまで、天竜浜名湖鉄道、路線バス、自主運行バス、デマンド型乗合タクシーが市内の主な公共交通機関としての役割を果たしてきました。しかし、少子高齢やモータリゼーションの進展などにより利用者の減少が続き、行政による財政負担も大きくなってきています。また、最寄りの公共交通機関までの移動手段が無い高齢者世帯等が増加しています。

このようななか、地域との協働による交通弱者の移動手段確保策として、中地区、原田地区、倉真地区で、道路運送法に基づく制度により地区が主体となって運行する生活支援車を導入しています。

市内の各地域では、地理的条件や人口密度等が異なり、公共交通に対する考え方にも相違があることから、各地域の地域交通協議会等において地域住民が主体となって、地域事情・特性を踏まえた移動手段を検討する必要があります。

また、異なる交通手段の連携や多極ネットワーク型コンパクトシティの実現に向けた施策の検討が求められています。



施策の方向

①利用しやすい地域公共交通の構築

交通事業者、関係市町、県と連携し、各路線の維持・改善を図るなど、地域公共交通全体を考えるなかで、市民にとって利用しやすい持続可能な地域公共交通網の形成を目指していきます。また、自動運転等の実用化を見据え、移動手段の最適化を検討します。

②天竜浜名湖鉄道の利用促進

天竜浜名湖鉄道の利用促進を図るため、観光客のみならず、通勤・通学利用者の利用促進に向けた施策を積極的に天竜浜名湖鉄道市町会議に提案します。

③交通弱者の移動手段の確保

運転免許返納時のサポート制度を活用し、高齢者の免許返納を促進するとともに、公共交通への転換を支援します。

デマンド型乗合タクシー及び生活支援車の運行改善や地域の実情に応じた交通手段の導入等を検討します。

④地域公共交通の利用促進

公共交通協働エリア内で、地域、交通事業者、行政が連携し、公共交通の利用促進や公共交通に愛着をもってもらう取組を実施するとともに、分かりやすい公共交通の情報提供を行います。

主要事業

事業名	事業概要
利用しやすい地域公共交通の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・掛川市、交通事業者、関係市町、県などとの連携による軸線に位置づけた鉄道やバスの各路線の維持・改善 ・菊川市、御前崎市、袋井市、森町と連携した地域公共交通ネットワークの検討 ・自主運行バスの路線改善や運行方式等の検討
交通弱者の移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者免許返納支援制度を活用した高齢者の免許返納の促進及び公共交通への転換を促す支援 ・デマンド型乗合タクシー及び生活支援車の運行改善や地域の実情に応じた交通手段の導入検討 ・市民にとって利用しやすい料金体系の検討
天竜浜名湖鉄道利用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用促進に向けた施策の検討及び天竜浜名湖鉄道市町会議への提案
地域公共交通利用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・定期券、回数券、車体ラッピング等への、マスコットキャラクター・ロゴマークの積極的活用 ・「広報かけがわ」などを通じた公共交通の情報提供や、乗換案内サイトへの時刻情報の提供
広域交通利便性向上の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・東海道新幹線掛川駅への「ひかり」の停車についての研究

5-⑧ 定住を促進する良質な住宅・住宅地の供給と空き家対策の推進



目指す姿

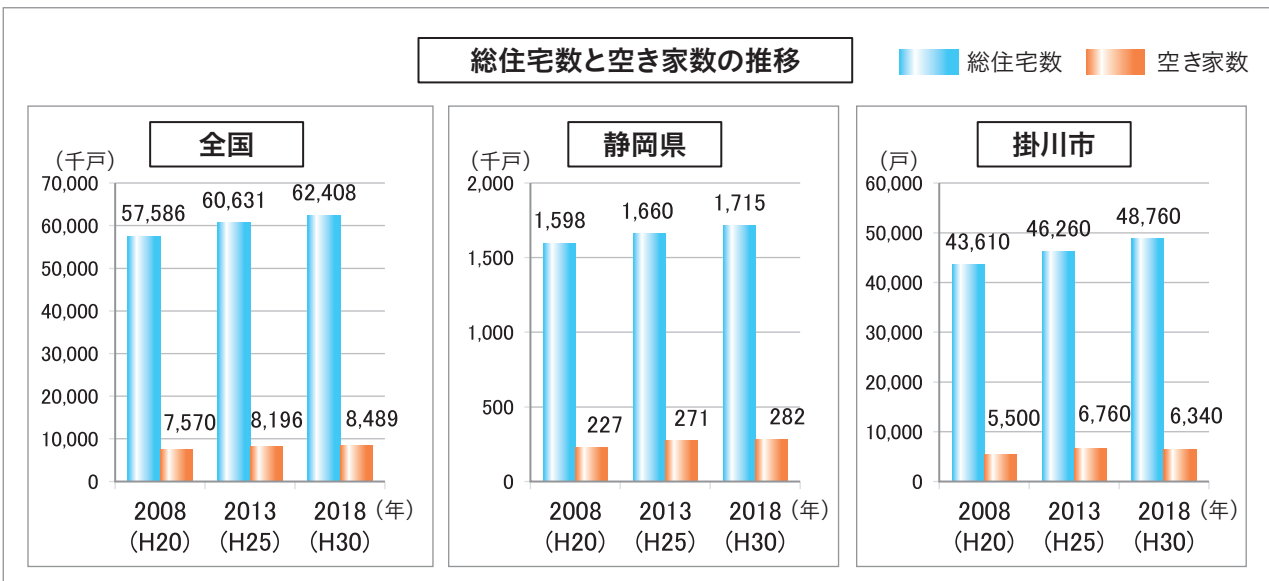
・良質な住宅が十分に供給され、誰もが安全で快適な居住環境の中で暮らしています。

現状と課題

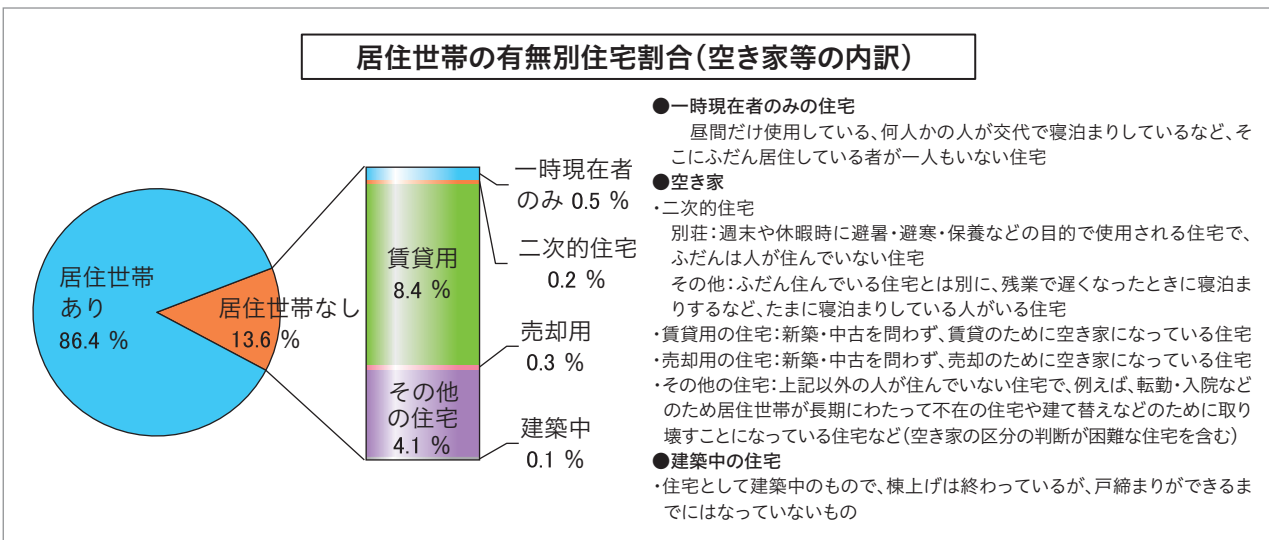
人口が減少傾向に転じているなかで、定住人口を維持していくための一つの手段として、居住誘導区域内における民間による宅地開発の誘導を進めるとともに、用途地域内に残る未利用地の利用促進や良質な宅地や住環境の維持・改善に取り組んでいく必要があります。

公営住宅については、単身高齢世帯の需要の増加など社会情勢にあった良質で安全な公営住宅の供給に努める必要があります。

平成30年度(2018年度)の住宅・土地統計調査によると、本市の空き家(共同住宅等の空室を含む)は6,340戸であり、そのうち、賃貸・売却用等を除いた一戸建住宅は2,150戸、さらに腐朽や破損している住宅は970戸あります。これらの空き家への対策として、危険空き家の撤去や、空き家の活用(中古住宅の流通・リフォーム推進等)が求められます。



出典：平成30年住宅・土地統計調査



施策の方向

①魅力的な住宅地の供給の推進

社会経済情勢、地域の現状等から将来的な住宅需要を的確に予測し、民間活力を積極的に生かし、移住・定住の場として選ばれる魅力のある住宅地の供給や住環境の整備を図ります。

②用途地域内低・未利用地における宅地の整備促進

社会情勢や市場ニーズに基づく土地区画整理事業の見直しと地区計画の策定等による良好な環境の整備、都市計画事業の実施や居住誘導の支援を行うなど、用途地域内における低・未利用地の効果的な活用を促進します。

③既存市営住宅の適切な維持管理

市営住宅は、社会情勢にあった運営を行うため、適切な維持管理を推進するとともに、適正なストックや配置を検討するなかで、既存施設の有効活用や集約を検討していきます。

④空き家活用の推進

増加傾向にある空き家について、撤去しなければならない物件、活用できる物件を仕分けし、活用できる物件については地域資源と捉え、所有者や地域と協力して活用を促進します。

主要事業

事業名	事業概要
都市計画マスタープランに基づく都市計画の見直し	・未整備の土地区画整理事業の見直しや地区計画制度を活用したまちづくりの推進
民間開発による住宅地供給の促進	・未整備都市計画道路区間の整備促進等による、民間事業者の宅地開発の整備促進
市営住宅等長寿命化及び再編計画の策定	・市営住宅のストック及び配置の検討や既存施設のユニバーサル化、長寿命化を図るための計画策定
空き家カルテの作成事業	・空き家の所有者や状態などをとりまとめた空き家カルテの作成
空き家等適正管理マネジメント事業	・危険空き家の撤去及び空き家活用に関する相談会の開催 ・空き家情報の発信 ・NPO団体との協働による啓発活動の推進



5-⑨ 中山間地域の生活環境の保全と維持



目指す姿

・中山間地域の豊かな自然環境や歴史・文化、景観が保全され、それらを生かしたくらしや営みが維持されています。

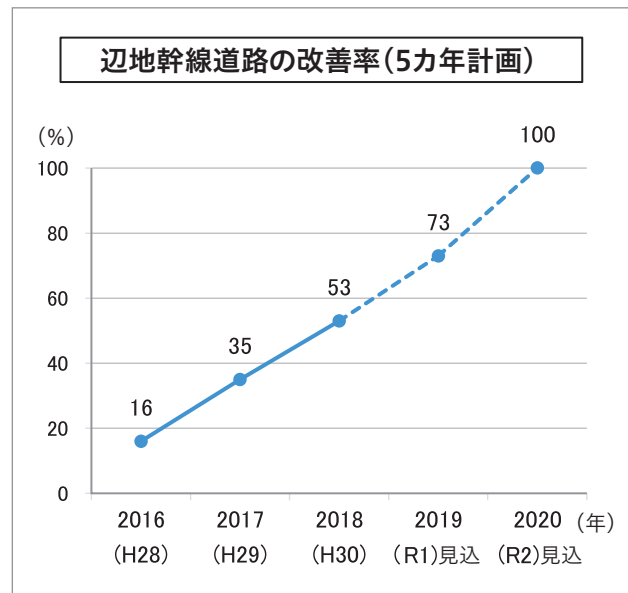
現状と課題

本市に存在する中山間地域は、平地部に比べ地理的に条件不利地域であるため、人口流出が著しく、少子高齢化が進んでいます。このような地域では、将来的にコミュニティの維持が困難になる恐れがあり、NPO法人など新たな地域の担い手を育成する必要があります。

一方で、中山間地域は、田舎暮らし希望者に注目されている地域でもあります。倉真や原泉等の一部の中山間地域では、地域団体が移住・定住の相談を受けたり、移住者を受け入れたりしています。地域の観光施設やふじのくにフロンティア推進区域の指定等を生かすとともに、中山間地域の魅力をアピールする方策を検討し、中山間地域居住をより一層推進することが求められます。

また、地理的条件の問題から、大規模災害時に集落が孤立することが想定されます。辺地総合整備計画に基づいた生活道路の整備を推進しているものの、事業期間が長期化していることから、孤立集落の発生防止に向け、中山間地域の暮らしを支える道路等の生活基盤の整備が求められます。

それらに加え、森の都ならこの里(ならこの里キャンプ場、温泉館)等の施設が老朽化していることから、施設の延命化、長寿命化を図り、更なる中山間地域の活性化に寄与することが求められます。



施策の方向

①中山間地域居住の推進

中山間地域の移住・定住の促進を図るため、市内外及び県内外の移住希望者に対して、中山間地域の空き家情報を地域や市民団体と協働で提供します。

②道路等生活基盤施設の整備

災害時における孤立集落の発生防止及び都市と山村との交流促進、生活環境向上のため、生活基盤施設の整備を推進します。

③観光レクリエーション施設の整備

施設の延命化、長寿命化を図るため、森の都ならこの里(ならここの里キャンプ場、温泉館)等の改修・改築を推進します。

主要事業

事業名	事業概要
中山間地域の居住・定住の促進事業	・中山間地域の居住・定住の促進に資する中山間地域の空き家情報の発信
多面的機能交付支払交付金	・農地の多面的機能を支える共同活動の支援
辺地対策道路整備事業	・中山間地域の暮らしを支える生活基盤整備
中山間地域の観光レクリエーション施設等の改修・改築	・「森の都ならこの里」等の中山間地域の観光レクリエーション施設の改修・改築



「森の都ならこの里」

5-10 活発な交流を支える幹線道路の整備



目指す姿

・市民の生活圏や物流の広域化に対応し、渋滞の無い快適な道路交通が確保され、人・もの・情報が活発に行き来しています。

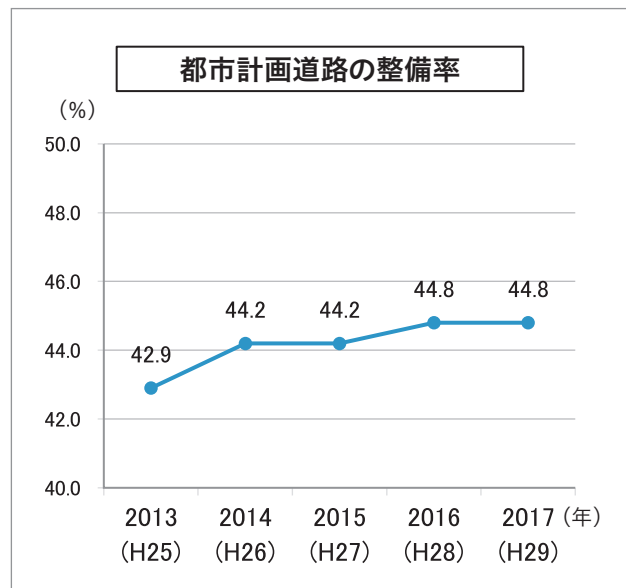
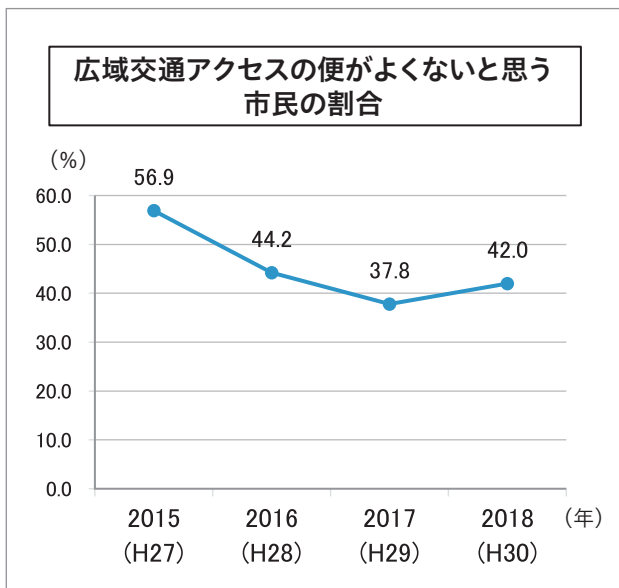
現状と課題

本市では、これまで主要幹線道路の自然渋滞箇所の整備を着実に進めており、現在は、本市の南北を結ぶ南北幹線道路や東西方向の大動脈である国道1号線を中心に整備が進められています。

近年は、新東名高速道路、中東遠総合医療センター、工業団地等が新たに開発され、交通情勢は変化してきています。また、ふじのくにフロンティア推進区域の指定(寺島・幡鎌地区、倉真第2PA地区)により、新東名高速道路周辺の整備促進が図られています。

一方で、交通混雑の解消や防災面等から、道路整備に対する地元要望は多く、未着手路線が増加しています。

このような状況を踏まえ、多極ネットワーク型コンパクトシティを目指し道路整備プログラムに位置づけられた優先順位等に基づき、幹線道路の整備を計画的に推進することが求められます。



施策の方向

① 国道、県道の整備促進

整備が求められている国道、県道について、事業実施主体である国や県に対して、市や期成同盟会から積極的に働きかけるとともに、地区及び地権者との調整を推進します。

② コンパクトシティに向けた必要な道路の選定

都市計画道路の見直し等を進め、新たな道路体系を構築します。

③ 都市計画道路や幹線道路の整備推進

道路整備プログラムに位置づけられた優先順位等に基づき、幹線道路の整備を計画的に推進します。また、高速道路へのスマートIC設置に向けて検討します。

主要事業

事業名	事業概要
国道、県道事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国道や県道整備の事業実施主体である国や県に対して、市や期成同盟会から積極的に働きかける ・地区及び地権者との事業化に向けた調整の実施
広域連携道路ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の見直し及び新たな道路体系の構築
道路整備プログラムの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の見直しと道路整備に関する計画の再評価
幹線道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備プログラムに基づいた幹線道路整備
スマートIC設置	<ul style="list-style-type: none"> ・東名高速道路及び新東名高速道路へのスマートIC設置に向けた検討



5-11

歩行者も車も安全に通行できる生活道路の整備



目指す姿

・市民誰もが、市民生活を支える身近な道路を安全に、安心して利用しています。

現状と課題

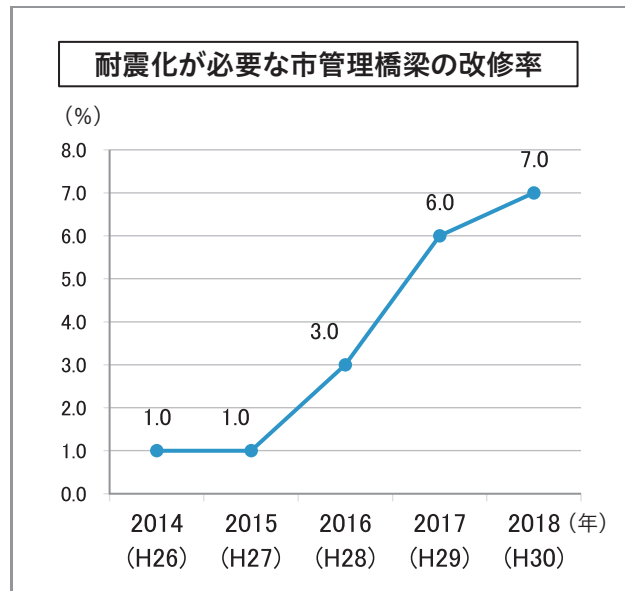
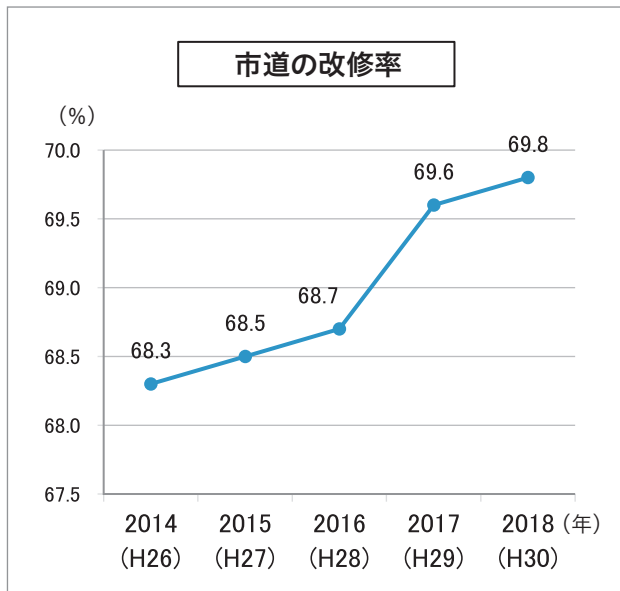
利便性が高く、安全で円滑な地域内交通を実現するためには、幹線道路整備に加え、市民生活に最も密接した生活道路の整備が求められています。特に、子どもの通学路や散歩コースとなっている箇所では、安全な歩行空間の確保が重要性を増しており、通学路交通安全プログラムに基づき通学路を中心とした合同点検（警察、教育委員会、道路管理者）を実施し、危険箇所の早期改善が必要です。

また、市街地の生活道路における歩行者の安全確保のために、警察と連携して“ゾーン30”の区域を設定し、整備を実施しています。

市内の既成住宅地においては、緊急車両（消防車、救急車）が進入できない区域があるとともに、排水施設が整備されていない区域も多いことから、道路拡幅等を合わせた道路側溝等の整備が求められています。

また、大規模工場の通勤ルートやショッピングセンター周辺、福祉施設周辺等においては、渋滞緩和、あるいは自転車、歩行者の安全確保が求められています。さらに災害時の緊急車両通行のために、広域避難所等への避難路の整備や橋梁の耐震化も進める必要があります。

これらの整備においては、ユニバーサルデザインに配慮しつつ、効率的かつ効果的な事業推進のために、緊急性、必要性等を考慮した計画的な道路整備を行う必要があります。



施策の方向

① 市民ニーズを反映した安全で安心できる生活道路整備の推進

暮らしやすいまちづくりを目指し、市民生活を支える快適で安全な生活環境の整備推進を図ります。

② 歩道等の歩行空間の安全性の確保

通学路や散歩コースを中心に、歩行者等の安全を考慮した道路・歩道の整備を図ります。

③ 産業を支え、周辺生活環境を維持する道路の整備

工場、流通、商業施設周辺における経済活動の促進と生活環境を守るため、必要な道路整備を進めます。

④ 高齢者や障がい者等に配慮した道路整備

高齢者や障がい者等が安全に利用できる、ユニバーサルデザインに配慮した道路整備を図ります。

⑤ 身近な避難路の確保

災害に強い安全・安心なまちづくりを目指し、避難場所への円滑かつ迅速な避難が行えるよう各地域の避難路となり得る生活道路の整備推進を図ります。

主要事業

事業名	事業概要
生活道路新設改良事業	・安全な歩行者空間の確保や道路の拡幅など、地域の要望、緊急性、必要性に応じた道路の新設・改良等
交通安全施設整備事業	・通学路や散歩コースでの道路、歩道整備、交通安全施設(区画線、防護柵、グリーンベルト等)の整備、改修
都市再生整備計画事業	・市街化区域内の一定地域における、幹線道路、生活道路等の整備、改修
事業関連道路改良事業	・施設整備や河川改修等、環境の変化に伴い必要となる道路の整備、改修



5-12

安全確保と長寿命化に向けた 道路施設の維持管理の推進



目指す姿

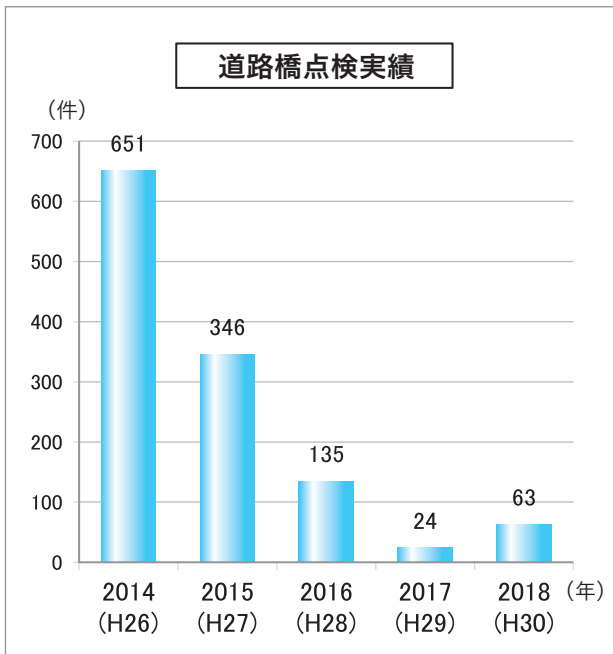
・効率的かつ計画的な維持管理により、道路を安全・安心に利用できます。

現状と課題

道路施設の全体量の増加に伴い、維持管理業務も増加傾向にあることから、道路台帳や施設台帳の適切な整備により、効率的、計画的な維持管理を行う必要があります。

国の予算も新設改良型から維持管理型にシフトしてきており、橋梁、トンネル、横断歩道橋、門型標識等の構造物については、法令により定期的な点検が義務付けられ、全国的には事後保全型から予防保全型への取組に移行しています。静岡県においても道路メンテナンス会議等、維持管理に対する体制が強化され、本市においても、橋梁長寿命化計画等に基づき、計画的な補修を行っています。

一方、高齢化や人口減少等により、草刈り等、道路やその周辺の維持管理をする担い手が減少しています。道路管理に対する市民ニーズは多様化、複雑化しており、それらに応えるためには、市民、事業者、行政が協働で、維持管理を進めることが重要となります。今後も、多数の道路施設を中長期的に管理していく体制を整え、予防保全に努めていく維持管理のあり方を確立することが求められます。



道路構造物点検の結果

対象施設	点検実施済	判定区分			
		I	II	III	IV
橋梁	1,219	290	771	157	1

2018 (H30) 末実績

判定区分

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている。または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

施策の方向

①道路等の効率的かつ計画的な維持管理

道路台帳の更新及び施設台帳の整備を推進します。また、優先順位に基づく事後保全的、予防保全的な管理の整理を行い、効果的な維持管理の実現と計画的な修繕による経費の節減を図ります。

②協働による維持管理の推進

道路等の定期的なパトロール、点検等による危険箇所の早期発見と解消、修繕を実施するとともに、草刈り等の日常管理においては、住民、地域の事業者、行政等の協働により適切な維持管理を図ります。

③道路施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減

橋梁、トンネル、横断歩道橋、道路標識等について、定期的な点検に基づく計画的な修繕を推進します。また、予防保全型の施設管理を推進し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

主要事業

事業名	事業概要
道路台帳整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 道路台帳の更新及び整備 道路整備の優先順位及び事後保全的、予防保全的な管理の整理
かけがわりバー・ロードサポーター制度活用事業	<ul style="list-style-type: none"> 市道等の草刈り団体の活動に必要な物品を補助するかけがわりバー・ロードサポーター制度に基づく協定締結地域の拡大
地域協働環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 地区要望に応じた小規模な維持修繕工事と生コンクリート等、道路用資材の支給
橋梁長寿命化修繕事業	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化する道路橋の急速な増大に対する、計画的な修繕実施
橋梁点検・補修	<ul style="list-style-type: none"> 市内の全橋梁における5年毎の法定点検実施
道路施設点検・補修	<ul style="list-style-type: none"> 市内のトンネル、横断歩道橋、大型カルバート、門型標識をはじめとする道路施設の点検及び補修
舗装改良事業	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化により平坦性が悪く、ひび割れ等が発生している路面の計画的な点検・補修



6 協働と連携によりふれあい豊かな地域社会を創り、世界と繋がるまち

6-① 多文化共生のまちづくりの推進



■ 目指す姿

・外国人市民と日本人市民が、相互に理解を深め、異なる文化をもつ人々が共生しています。

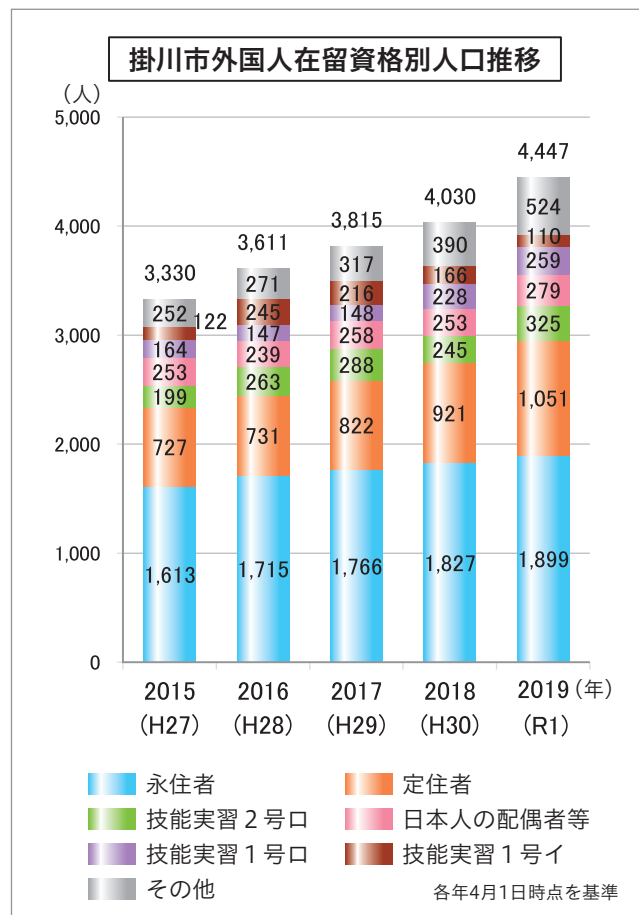
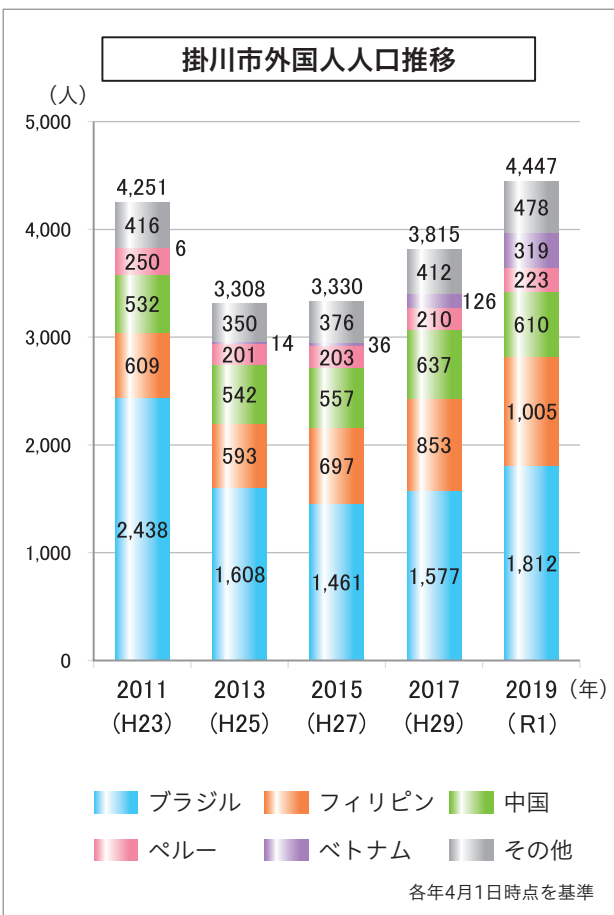
■ 現状と課題

我が国では、平成20年(2008年)の世界同時不況や平成23年(2011年)の震災の影響で外国人人口は減少傾向にありましたが、平成26年(2014年)を境に再び増加傾向となり、平成31年(2019年)4月の出入国管理及び難民認定法の一部改正の施行にともない、さらに増加することが予想されています。本市の外国人人口の推移を見ても、平成27年(2015年)から増加しています。

多文化共生社会の実現には、外国人市民が日本語や日本社会について理解を深めると同時に、受け入れ側である日本人市民にも外国人市民がもつ文化的背景や習慣への理解が求められます。今後、外国人市民が日本人市民とともに地域を支えていく仲間として、自治会活動への参加者を増やす取組などにより、多文化共生の意識が地域に根付き、多様性を生かしたまちづくりにつなげていくことが求められます。

外国人を雇用している企業においては、日本語学習機会の提供や支援、言語や住居・ごみの出し方など、生活習慣に関する問題を雇用するうえでの課題としてとらえており、地域における生活者としての相談窓口や支援体制の充実が求められます。

国際交流については、社会全体のグローバル化が進むなか、国際社会で活躍できるグローバルな人材育成が必要となります。



■ 施策の方向

① 総合的な多文化共生社会の推進

外国人市民の生活や就労などの実態を把握し、外国人市民の行政サービスへの理解を促す多言語ややさしい日本語による情報提供や外国人市民の政策形成過程への参加を推進するなど、多文化共生への取組を行います。さらに、多文化共生意識の高揚を図り、外国人市民と日本人市民がともに地域の一員として、まちづくりに参画することを推進します。

② 外国人市民の日本への理解を深める取組と教育環境の整備

外国人市民が日本の生活や習慣・文化、日本語を習得できる機会を増やし、外国人児童生徒が学校生活へ円滑に参加できるよう支援します。

③ 国際性豊かな人材の育成

グローバル化が進んでいく社会経済のなかで、国際姉妹都市との交流を促進するとともに、多様な文化、言語に触れる機会を充実させ、国際感覚豊かな人材の育成をします。

④ 国際交流の推進

市民主体の国際交流が進むよう外国人市民との交流の機会を創出し、異文化等への理解を促すとともに、世界に向けて本市の魅力を発信することにより、交流人口の拡大や経済交流を推進します。

■ 主要事業

事業名	事業概要
協働による多文化共生事業	・在住外国人市民の活躍の場の創出 ・外国人市民等の参画による掛川市多文化共生社会推進協議会の開催、多文化共生推進プランの進捗管理及び推進
多文化共生事業の広域化	・近隣市町との連携による情報の共有化 ・広域化による外国人市民への相談窓口等サービスの充実 ・多文化共生への理解促進を図る広域での研修会の開催
多言語による情報提供	・広報かけがわ等のあらゆる提供情報の多言語化
多文化共生研修会開催事業	・多文化共生への理解促進を図る研修会の開催
日本語教室開催事業	・日本語及び日本の習慣等に関する学習機会の提供
外国人生活支援事業	・外国人児童生徒に対する就学・生活等の相談支援 ・外国人市民の生活相談体制の多言語対応の充実 ・外国人市民への情報発信、地域社会活動への参加促進
就学支援事業	・初期日本語指導教室(虹の架け橋教室)への案内等、就学案内の充実・促進
国際姉妹都市交流事業	・姉妹都市提携、海外姉妹都市訪問団の派遣・受入及び多様な交流活動の推進と交流会等の開催
国際交流事業	・食文化等、異文化に触れ合う機会の創出

6-② 多様性に富み個性と能力を発揮できる社会の実現



■目指す姿

・各々が個性と能力を十分に発揮しつつ、自らの意思により仕事や社会活動に参画し、活躍しています。

■現状と課題

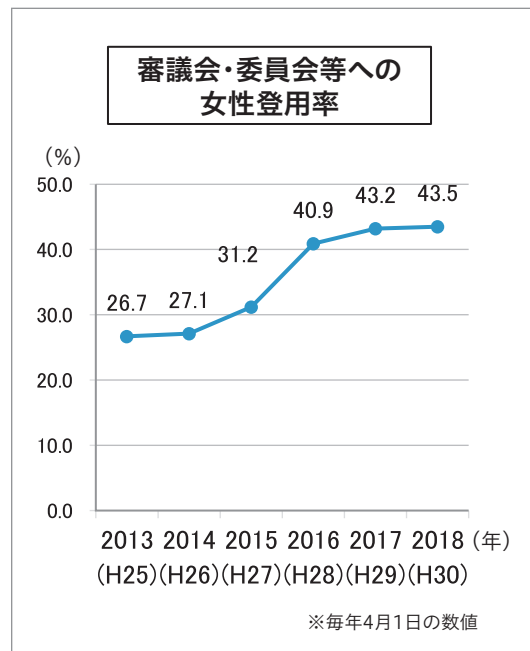
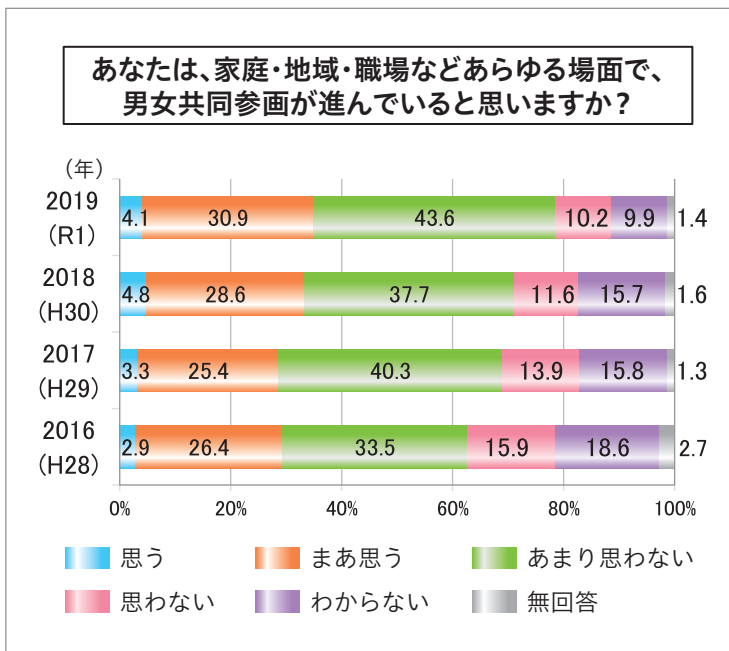
人口減少社会の中、労働力の確保だけでなく、社会経済を活性化する観点からも誰もが個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備していく必要があります。

本市の市民意識調査においては、「男女共同参画が進んでいると思う割合」は29.3%（平成28年度（2016年度））から35.0%（令和元年度（2019年度））に上昇しているものの、過半数に達していません。多様性に富み個性と能力を発揮できる社会の実現には、生活習慣の中で無意識に身につけていく性別による固定的役割分担意識の解消や男性の家庭参画への促進が必要であり、若年層からの意識啓発が重要です。

また、市の審議会・委員会等への女性登用については、近年横ばい状況であり、政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいません。今後は、地域づくりや防災など、これまで女性の参画が少なかった分野においても、女性の意見を取り入れたまちづくりを進めていくことが、誰もが暮らしやすい社会の実現につながります。あらゆる分野における女性の参画拡大を図るため、地域や企業などにおいて意欲ある女性が活躍できる機会の創出や誰もが結婚、出産、子育てなどのライフイベントに合わせた柔軟な働き方を実現できる就業環境づくりへの取組が求められます。

また、民間の調査※によると、LGBTなどの性的少数者は人口規模の約8%との報告があり、性自認や性的指向などを理由に困難な状況に置かれている方々についての社会的認識を深めるとともに、誰もが自分らしく生きられるよう、多様な生き方に対する理解促進と配慮の視点が求められています。

※出典：平成28年5月株式会社LGBT総合研究所によるインターネット調査結果



■施策の方向

①地域や職場等における男女共同参画の推進

性別による固定的な役割分業意識にとらわれず、誰もが様々な分野に参画できるように、地域や職場等の慣行等の見直しを促進し、市民の意識改革を進めます。

②自らの意思により社会活動に参画し、活躍できる社会の推進

自らの意思であらゆる分野に参画し、男女が対等な立場でいきいきと活躍し続けることができる環境の整備を進めます。また、子どもや若者に対して、男女共同参画に関する理解の促進や意識啓発を図ります。

③柔軟な働き方を実現できる就労環境の推進

誰もが仕事、家庭生活、地域活動等にバランスよく参画できるよう、セミナーの開催や情報誌の発行等により、働き方の見直しやテレワーク等の多様な働き方等を啓発します。

④個性を十分に発揮できる社会の推進

性別による差別無く、誰もが個人として尊重されるとともに、多様な生き方を自らの意思で選択できる環境を整備します。また、LGBTなどの性的少数者への理解促進を図ります。

■主要事業

事業名	事業概要
男女共同参画関連講座事業	・男女共同参画推進に関する各種講座や意識啓発セミナー、働き方セミナー等の開催
男女共同参画の啓発事業	・男女共同参画に関する情報誌の発行
働き方セミナー開催事業	・ワーク・ライフ・バランスの啓発を促すためのセミナーの開催
女性相談事業	・家庭や仕事等に悩みを持つ女性に対して相談の実施



6-③

市民、自治組織、市民活動団体等の協働によるまちづくりの推進



目指す姿

・公共的活動が、地区、市民、企業、行政など、自立した多様な担い手によって支えられています。

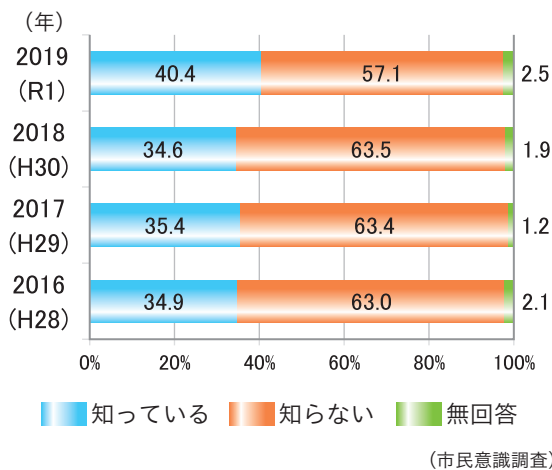
現状と課題

本市では自治基本条例及び協働によるまちづくり推進条例を制定し、地域が主体となり、多様な主体と連携しつつ、人づくりやまちづくりのあるべき姿を共有しながら、自ら決める住民自治の実現を目指していく「協働によるまちづくり」を推進しています。

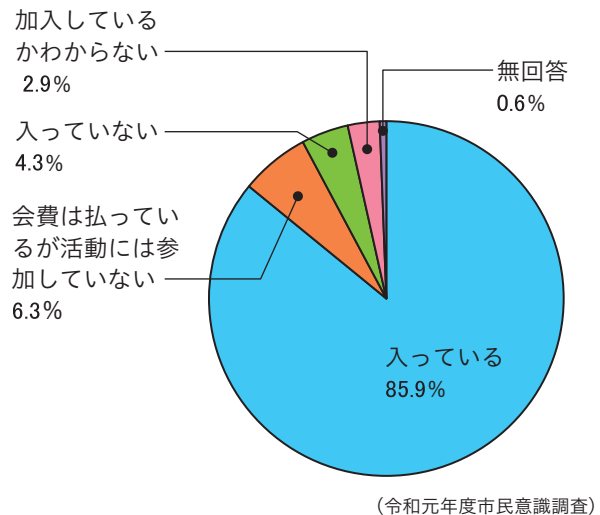
現在、「協働によるまちづくり」は、市民、地区まちづくり協議会、自治区及び市民活動団体の活動とともに発展を続けており、地域の課題解決に取り組む活動が増え、住民の自治への関心度は高まりつつあります。しかし、具体的な行動に結びついていないケースや、世代間によって自治活動（地域活動）への関心度に格差が見受けられるほか、自治区加入率も少しずつ低下しているなど、更なる地区のまちづくりに対する意識の醸成や自治活動の活性化に係る取組が必要となっています。

また、今後、市民自治を推進していくためにも、行政と市民の役割を明確にし、協働によるまちづくりが積極的に進むように環境を整備することが求められるとともに、地域がさらに輝き、市民の暮らしを豊かにしていくために、地域の稼ぐ力や課題解決の手法を多方面から考えていくことも必要になります。

掛川市が「協働によるまちづくり」を進めていることを知っている割合



自治区に加入している割合



■ 施策の方向

① 地区まちづくり協議会の活性化

多機能型地縁組織として様々なまちづくりが実施できるよう、地区まちづくり協議会が法人化されることを最終目標に掲げ、そのために必要な取組として、事務局組織の強化とコミュニティビジネスの実施を目指した有償ボランティア事業の実施等による自主自立化を推進します。

② 公共サービスの地域社会への転換

NPO法人等や企業への公共サービス委託化促進と、地区まちづくり協議会への活動を支援し、公共サービス分野の充実強化を推進します。

③ 市民活動団体等の活性化

市民、NPO法人等の非営利団体、市民活動団体、企業等、国や県及び市が、様々なまちづくりのテーマごとに連携して課題解決に取り組めるよう、事業実施に向けた取組支援の充実に加え、同じまちづくりのテーマで活動する人々をつなぐ機会を創出します。

④ 協働の担い手の育成と地域力の向上

報徳や生涯学習の考え方を基礎に、若者から高齢者まで全ての年代の市民があらゆる機会・場所において学習するとともに、その成果を生かして地区のまちづくりに参画し、生きがいや絆づくりにつなげることができるよう、地域や市民活動団体等と連携し、協働の担い手づくりを進め、地域力の向上を図ります。

⑤ 持続可能な自治組織の構築

地域住民の安全・安心・快適で幸せな暮らしづくりに重要な役割を果たす、基礎的地縁団体である自治区組織を育成するとともに、自治区活動拠点の整備改修を進め、自治区活動の充実強化を支援します。

また、転入者などに自治区の重要性の周知を図り、自治区加入を促していきます。

■ 主要事業

事業名	事業概要
地区まちづくり協議会への支援	<ul style="list-style-type: none"> 地区まちづくり計画の実施に対する活動支援及び交付金の交付 まちづくりの担い手の発掘、育成とまちづくりに関する多彩な学びの機会の提供を目的とした講座等の開催
まちづくり協働センターの運営	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの疑問等に対する相談窓口の開設や諸団体同士の意見交換、学び合う機会の提供 ホームページやSNSを通じた各地区まちづくり協議会や団体の活動情報の発信 NPO法人への資金計画や事業運営等へのアドバイス
市民活動活性化推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や他の団体のモデルとなる市民活動団体等への事業計画アドバイス、補助金交付等の活動支援 市内における先進的、具体的なまちづくり活動の発表会等の開催 市民活動団体が自由に活動できる交流センターの維持管理
地区区長会及び自治区への支援	<ul style="list-style-type: none"> 自治区組織活動の中心となる地区区長会への活動支援 持続可能な組織体制構築に向けた自治区(単位自治会)への各種支援 リーフレットの配付等による転入者への自治区の役割等の理解普及と自治区加入促進に向けた啓発
コミュニティ施設整備への支援	<ul style="list-style-type: none"> 集会所の新築、改築、耐震補強、ユニバーサルデザイン化工事等に対する事業費補助

6-④

計画的・効率的で適正な行政経営に向けた改革の推進



目指す姿

・市民ニーズや社会経済状況に対応して、既存事業の見直しや公共サービスの民間開放等を進め、将来の債務残高を削減し、健全で計画的な行政経営を行っています。

現状と課題

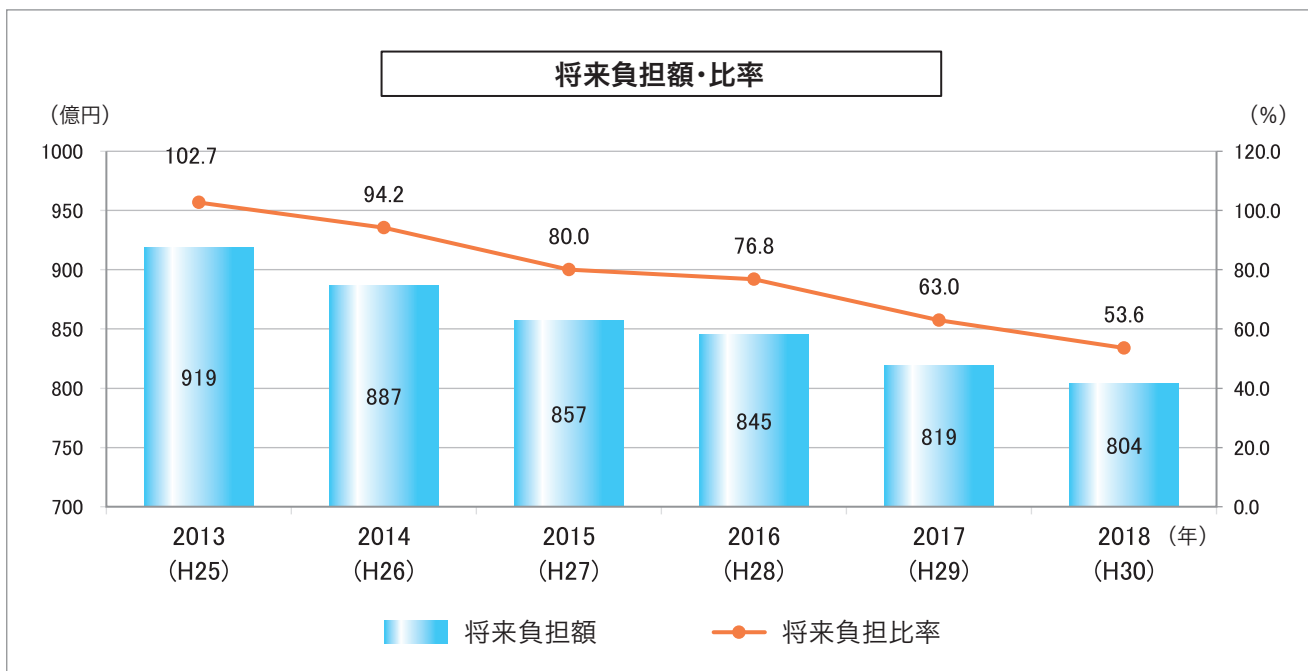
適正な行財政運営のために、複雑・多様化する業務プロセスの徹底した可視化とそれに伴う見直しが求められるとともに、それらの成果を質の高い市民サービスとして提供することが求められます。そのためには、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ等に柔軟に対応できる政策形成能力と意欲の高い職員が必要です。また、その能力を十分に発揮できる組織力の強化及び職場環境の整備に取り組む必要があります。

本市の財政に関しては、これまでの行財政改革により、人件費や公債費等の経常経費、起債残高等は減少するものの、令和元年度(2019年)以降の歳入見通しとして、市税収入は減少し、普通地方交付税についても今後も減少する見込みです。

一方、歳出面では社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費は増加すると考えられ、自主財源の増強策や事業の選択と集中を、更に進めていくことが求められます。特に、公共施設の多くが昭和50年代に整備されており、近い将来、大規模改修や建替が集中することが見込まれ、全ての施設を現状のまま維持するためには多額の維持更新費用を要します。また、少子高齢化の進展に伴う市民ニーズの変化への対応も求められます。

多様化する市民ニーズや公共的課題を解決するためには、市民と行政との情報共有が不可欠であり、行政は市民等からの意見や要望等を的確に施策へ反映し、新しい政策や制度等が市民に周知されるよう、迅速かつ確実に発信する必要があります。特に、若い世代を中心に情報格差が生まれている近年において、SNSをはじめ、ICT、IoT、AIなどの最新技術を活用した適切な情報発信を進める必要があります。

加えて、「ひと」や「しごと」の流れは、周辺地域等との連携が必要とされています。現在も一部事務組合等を構成して、病院・火葬・ごみ処理等を周辺市町と共同で行っていますが、今後は、多文化共生の推進、商工業振興や広域観光等、個別の政策課題において、有効な広域連携を積極的に推進することが求められます。



■施策の方向

①公共施設マネジメントの推進

既存の公共施設等のあり方を見直し、現在のニーズに即した形に改めることで、公共施設等の安全・安心を確保するとともに、機能と利用圏域の重複する施設等の「統合、複合化、廃止、譲渡」等の検討を進めます。

②計画的な財政運営

長期的な視点に立ち、市財政が健全に運営されるよう、中長期の財政見通しを定期的に見直すとともに、地方公会計制度に基づく財務書類を活用し、計画的、効率的な財政運営及び債務の削減に努めます。

③行政経営の抜本的な見直し

持続可能な行政経営を行うために、職員の人材育成や年功序列の職員配置、給与体系、市民参画による行政評価、計画的・効率的な財政運営、公共サービスの適正化等、行政経営の根幹をなす仕組みについて、見直しを進めます。

④組織力・職員力の向上

組織目標と職員個々の目標を連動させ、役割と責任を明確にし、個人の能力を最大限発揮できる環境を整えます。さらに適材適所に職員を配置し、目標を達成できる組織を目指します。

また、個々の職員が将来予想される社会変化を見極め、新たな行政経営に求められるスキルの獲得、向上に取り組める環境づくり、あるいは、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場環境の整備を図ります。

⑤市税及び税外債権の適切な徴収

公平適切な市税の徴収とともに税外債権の全庁横断的な回収業務の推進を図ります。

⑥質の高い窓口サービスの提供

窓口手続きの一元化やネット上での窓口サービスの開設等、市民の満足度向上に向けた窓口対応と適切な業務遂行に努めます。

⑦投票率の向上

中学校・高等学校での選挙出前授業など若年層への選挙啓発を推進するとともに、市民全体の投票率向上のために、投票環境の改善や、選挙に関する幅広い情報提供に努めます。

⑧行政情報の発信と共有

行政情報の発信と共有のため、従来方式に加え、ICTやIoTなどの最先端技術を最大限活用し、多様な手法により幅広い立場・年齢の方へ情報発信、意見収集を進めていきます。

⑨広域連携の推進

効率的かつ効果的な行政経営を進めるため、周辺市町と共同による事業展開、あるいは地域課題や施策の情報共有等、広域行政を推進します。

また、姉妹都市等との広域連携の推進により、経済や文化、「ひと」や「しごと」に関する相互交流を進めます。



■主要事業

事業名	事業概要
公共施設マネジメントの推進	・公共施設再配置計画に基づく計画的な改修や更新等の実施
市財務状況の把握及び資産・債務管理	・財務書類による市財政状況の把握及び資産、債務管理 ・公共施設等総合管理計画との連携を図りつつ、計画的かつ効率的な財政運営
行政評価	・各施策の成果目標の達成状況の把握と見直し、新規事業等の立案、検討
人事給与制度	・職員個々の適性と意欲の向上に資する人事配置と給与制度の運用及び評価制度の見直し
職員採用	・市政に携わることの魅力の発信により採用試験応募者を集め、優秀な人材を確保 ・多様な任用形態による高い専門性の確保
人材育成	・対人関係能力の向上、高度な専門知識の習得などに関する職員研修の実施 ・個々の職員の能力開発や目標達成支援に資する研修の実施や情報の提供による管理職員のマネジメント力の強化
債権回収対策事業	・債権の適切な管理及び回収の取組強化の推進のための対策会議や研修会の開催
選挙啓発事業	・中高生を対象とした選挙出前授業の開催 ・市ホームページを活用した選挙や投票方法等に関する情報の発信
広報広聴活動事業	・「広報かけがわ」(紙・電子広報)やSNS等を活用した情報発信、市ホームページや市民会議などを活用した広聴活動の実施
広域連携の推進	・個別の政策課題における広域連携の推進

第4章 計画の推進にあたって

第1節 計画の推進にあたって

1 戦略的かつ計画的な施策の推進

本計画で掲げられている多様な施策を効果的に推進するためには、多様な施策の戦略的かつ計画的な推進が求められます。

市域を取り巻く社会情勢、市の財政状況を踏まえつつ、施策の目的や内容を明らかにし、同時に推進すべき施策や段階的に推進すべき施策を時間軸の枠の中で総合的に捉え、施策効果が十分に発揮できるよう、関係する施策間の連携を強化するとともに、有機的な施策推進に配慮します。

また、個々の施策については、確実に目標を達成するための推進プログラムを綿密に練り上げ、推進を図ります。

2 広域連携の推進

「ひと」や「しごと」の流れは、ひとつの市の中で完結するものではありません。互いに切磋琢磨しつつ、各市町の取組等についての情報共有と研究を進め、本市が周辺地域とともに発展していけるよう、有効な連携を推進していきます。

今後の各施策の目標達成のために、施策効果が波及すると想定される市町には、本市から連携を呼びかけ、それらの市町及び関係機関等によって必要な体制の整備を図ります。

3 庁内連携の強化

本計画に位置付けられた個別施策においては、関係課が複数にわたるものがあります。また、関係する施策間の連携を強化するとともに、有機的な施策の推進を図っていくためには、庁内関係各課の連携が必要不可欠です。

個別施策の推進にあたっては、プロジェクトチームを組織するなど必要な体制を整えるとともに、積極的な情報共有を進め、庁内連携の強化を図り、職員が一丸となって、着実な施策の推進を図ります。

4 成果重視及び市民参画による進捗管理

本計画の推進にあたっては、掛川市の将来像の実現を目指し、着実に成果を上げていくことが重要です。そのため、具体的な成果を表す成果指標を設定し、成果指標の達成状況等を基に、事業の進捗・効果等について効果検証を着実にを行い、必要に応じて見直しを行います。

また、掛川流「協働力」を発揮するためには、本計画の進捗管理においても、様々な関係者とともに行っていくことが不可欠です。そのため、本計画の推進状況について積極的に情報発信をするなど情報共有に努めるとともに、効果検証・見直しは、基本理念である「協働のまちづくり」に基づき、行政だけで行うのではなく、市民や外部有識者等関係者の参画を得て行います。

資料編

SDGsと基本計画との対比一覧表

SDGs17の目標と169のターゲット		施策の方向	
目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる			
1-1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。	2-② 2-②	① 子育て世代の経済的負担の軽減 ⑥ 児童虐待の防止
1-2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	2-② 2-② 2-②	⑦ 子どもの貧困対策の推進 ⑨ 子どもの健全な成長・発達の支援
1-3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	2-⑦ 2-⑦	② 新たな生活課題への支援 ④ 生活困窮者支援の充実
1-4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。		
1-5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。		
1-a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。		
1-b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。		
目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する			
2-1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	2-② 2-② 2-②	③ 幼児教育・保育サービスの充実 ⑤ 放課後等の子どもたちの安全な居場所の確保 ⑥ 児童虐待の防止
2-2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。	2-② 2-② 2-③ 2-③	⑦ 子どもの貧困対策の推進 ⑨ 子どもの健全な成長・発達の支援 ③ 健康づくり・食育の推進 ⑦ 健康づくりを応援する事業所、飲食店の支援・拡大
2-3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	2-⑦ 4-⑤ 4-⑤ 4-⑤	② 新たな生活課題への支援 ① 安定的な農業経営の推進 ② 実質化された「人・農地プラン」に基づく農業経営・農地利用の高度化 ③ 6次産業化等による収益性の高い農業の確立
2-4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。	4-⑥ 4-⑥ 4-⑥	① 「掛川茶」のブランド化の推進 ⑤ 安定的な農業経営の推進【再掲】 ⑥ 実質化された「人・農地プラン」に基づく農業経営・農地利用の高度化【再掲】
2-5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。		
2-a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。		
2-b	ドーハ開発ラウンドのマandatに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。		
2-c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。		

目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

3-1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。	○	2-② ⑨ 子どもの健全な成長・発達の支援 2-③ ④ 健康相談・健康教育の実施による健康意識の向上
3-2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。	○	2-③ ⑤ 健診及び保健指導体制の充実 2-④ ③ 適正な医療のかかり方や知識の普及推進 2-④ ④ ジェネリック医薬品の普及促進 2-⑤ ② 認知症の共生と予防
3-3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。	○	2-⑤ ③ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 2-⑤ ④ 介護給付の適正化と介護サービスの質の向上
3-4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	○	5-④ ① 交通安全教育の充実等による交通安全意識の高揚 5-④ ② 交通安全推進団体等による交通安全推進への取組支援 5-④ ③ 交通安全施設の整備と維持管理
3-5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	○	5-④ ④ 高齢運転者の事故防止の推進 5-④ ⑤ 自転車安全利用の推進
3-6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。	○	5-⑦ ③ 交通弱者の移手段の確保
3-7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人が利用できるようにする。	○	
3-8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	○	
3-9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。	○	
3-a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。	○	
3-b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。	○	
3-c	開発途上国、特に後開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。	○	
3-d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	○	

目標4 すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

4-1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。	○	1-① ① 持続可能な社会の担い手を育成するための教育の充実 1-① ② 小中一貫教育の推進に配慮した学校再編の検討 1-① ③ 特別支援教育の体制の強化
4-2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。	○	1-① ④ 「かけがわ型スキル」を重視した確かな学力の向上と、豊かな人間性と創造性を備えた児童・生徒の育成 1-① ⑤ 外国人児童生徒の教育環境の充実
4-3	2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	○	1-② ① 生涯学習機会の充実 1-② ② 地域の情報の拠点づくり 1-② ③ 読書活動の推進
4-4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	○	1-③ ① 文化芸術に親しむ機会の充実 2-① ① 安心して子育てできる家庭の子育て力、教育力の向上 2-① ③ 青少年の健やかな成長の促進
4-5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。	○	2-② ② 子育て支援施設の充実 2-② ④ 外国人未就園児の円滑な就園支援 2-② ⑤ 放課後等の子どもたちの安全な居場所の確保
4-6	2030年までに、全ての若者及び大多数(男女ともに)の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。	○	2-② ⑥ 児童虐待の防止 2-② ⑦ 子どもの貧困対策の推進 2-② ⑧ ひとり親家庭の自立支援
4-7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	○	2-② ⑨ 子どもの健全な成長・発達の支援 2-⑦ ⑤ 人権擁護意識の啓発促進 6-① ② 外国人市民の日本への理解を深める取組と教育環境の整備

4-a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。		
4-b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術(ICT)、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。		
4-c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。		

目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

5-1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。	2-① 2-②	⑤ 仕事と子育ての両立ができる就労環境の実現 ③ 幼児教育・保育サービスの充実
5-2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。	2-② 2-⑦	⑤ 放課後等の子どもたちの安全な居場所の確保 ⑤ 人権擁護意識の啓発促進
5-3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。	4-③ 4-③	④ ワーク・ライフ・バランスの推進 ⑤ 障がい者も働きやすい環境の整備
5-4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。	6-② 6-② 6-② 6-②	① 地域や職場等における男女共同参画の推進 ② 自らの意思により社会活動に参画し、活躍できる社会の推進 ③ 柔軟な働き方を実現できる就労環境の推進 ④ 個性を十分に発揮できる社会の推進
5-5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	○	
5-6	国際人口開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。		
5-a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。		
5-b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。		
5-c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。	○	

目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

6-1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ公平なアクセスを達成する。	○	3-④ ① 水環境に対する市民意識の向上 3-④ ② 生活排水処理計画の見直しと合併浄化槽の設置推進
6-2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。	○	3-④ ③ 協働による水辺環境の保全 3-⑥ ① 水道事業の健全な経営 3-⑥ ② 水道施設の計画的な更新と耐震化
6-3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。	○	3-⑥ ③ 危機管理対策の強化 3-⑥ ④ 水量の確保 3-⑥ ⑤ 安全な水道水の供給
6-4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。		3-⑥ ⑥ 包括委託を含めた技術力の維持・継承 5-② ① 水道施設の計画的な更新と耐震化 5-② ③ 下水道処理施設の耐震化
6-5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。		
6-6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。	○	
6-a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。		
6-b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。	○	

目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

7-1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。	○	3-① ① かけがわ地域循環共生圏の推進 3-① ③ バイオマス活用プロジェクトの推進
7-2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	○	3-① ④ スマートコミュニティ化の推進 3-① ⑥ 再生可能エネルギーのまちづくりへの活用
7-3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。		

7-a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。		
7-b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。		

目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

8-1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。	1-③	① 文化芸術に親しむ機会の充実 ② 文化芸術を創造する機会の充実
8-2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	1-③	③ 文化芸術に関する積極的な情報発信 ④ 文化芸術活動の支援
8-3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	1-③	⑥ 郷土の歴史と文化に関する資料の管理・活用
8-4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。	2-⑥	② 障がい者の社会参加の促進
8-5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	4-①	① 地域資源を活用した体験交流型観光の推進 ② 広域連携型観光の推進
8-6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	4-①	③ 外国人観光客誘客の促進
8-7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。	4-①	④ 魅力的で効果的な観光情報の発信
8-8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	4-②	① シティプロモーション戦略の推進 ② 移住・定住の相談窓口・支援体制の充実
8-9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。	4-②	③ ふるさと納税制度を活用した魅力の発信
8-10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。	4-③	① 生涯働ける場の創出 ② 雇用の場の確保と就労支援の充実
8-a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク(EIF)などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。	4-③	③ 地元就職の促進 ④ ワーク・ライフ・バランスの推進
8-b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関(ILO)の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。	4-③	⑤ 障がい者も働きやすい環境の整備
		4-④	① 中小企業及び新規創業者に対する支援 ② オープンデータ活用の推進
		4-④	③ 市内企業に対する支援 ④ 企業誘致の推進
		4-④	⑤ 地域商業の活性化支援
		4-⑤	① 安定的な農業経営の推進 ② 実質化された「人・農地プラン」に基づく農業経営・農地利用の高度化
		4-⑤	③ 6次産業化等による収益性の高い農業の確立 ④ 畜産のブランド化の推進
		4-⑤	⑤ オリーブ産地化の推進
		4-⑥	① 「掛川茶」のブランド化の推進 ② 高付加価値のお茶の生産体制の確立と輸出推進
		4-⑥	③ 健康機能等を活用した「掛川茶」の販路拡大 ④ 世界農業遺産の保全継承と活用
		4-⑥	⑤ 安定的な農業経営の推進【再掲】
		4-⑥	⑥ 実質化された「人・農地プラン」に基づく農業経営・農地利用の高度化【再掲】
		4-⑥	⑦ 緑茶で乾杯文化の醸成による茶業振興
		4-⑥	⑧ 「掛川茶」を楽しむことのできる環境作り

目標9 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

9-1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。	3-⑥	② 水道施設の計画的な更新と耐震化 ③ 危機管理対策の強化
9-2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。	3-⑥	④ 水量の確保 ⑤ 安全な水道水の供給
9-3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。	4-④	① 中小企業及び新規創業者に対する支援 ② オープンデータ活用の推進
9-4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	4-④	③ 市内企業に対する支援 ④ 企業誘致の推進
9-5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。	4-④	⑤ 地域商業の活性化支援
		4-⑤	② 実質化された「人・農地プラン」に基づく農業経営・農地利用の高度化
		4-⑤	③ 6次産業化等による収益性の高い農業の確立
		4-⑥	⑥ 実質化された「人・農地プラン」に基づく農業経営・農地利用の高度化【再掲】
		5-⑤	① 中心市街地における活発な人の交流促進及び賑わい創出 ② 中心市街地居住の推進
		5-⑤	③ 居心地が良く歩きたくなるまち「ウォークアップ推進都市」の構築
		5-⑥	① 多極ネットワーク型コンパクトシティの推進
		5-⑥	② 良好な都市景観の形成

9-a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラ開発を促進する。	5-⑥ ③	地籍調査30年プランに沿った事業の推進
9-b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。	5-⑥ ④ 5-⑦ ① 5-⑦ ② 5-⑦ ③ 5-⑦ ④ 5-⑧ ③ 5-⑨ ② 5-⑩ ① 5-⑩ ② 5-⑩ ③ 5-⑪ ① 5-⑪ ② 5-⑪ ③ 5-⑪ ④ 5-⑪ ⑤ 5-⑫ ① 5-⑫ ② 5-⑫ ③	住民主体のまちづくりの促進 利用しやすい地域公共交通の構築 天竜浜名湖鉄道の利用促進 交通弱者の移動手段の確保 地域公共交通の利用促進 既存市営住宅の適切な維持管理 道路等生活基盤施設の整備 国道、県道の整備促進 コンパクトシティに向けた必要な道路の選定 都市計画道路や幹線道路の整備推進 市民ニーズを反映した安全で安心できる生活道路整備の推進 歩道等の歩行空間の安全性の確保 産業を支え、周辺生活環境を維持する道路の整備 高齢者や障がい者等に配慮した道路整備 身近な避難路の確保 道路等の効率的かつ計画的な維持管理 協働による維持管理の推進 道路施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減
9-c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。		

目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する

10-1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。	1-① ⑤ 2-② ④ 2-⑥ ① 2-⑥ ③ 2-⑦ ⑤	外国人児童生徒の教育環境の充実 外国人未就園児の円滑な就園支援 障害福祉サービス等の提供体制の整備 障がい者の差別解消 人権擁護意識の啓発促進
10-2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	4-① ③ 4-③ ① 4-③ ④ 4-③ ⑤	外国人観光客誘客の促進 生涯働ける場の創出 ワーク・ライフ・バランスの推進 障がい者も働きやすい環境の整備
10-3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。	5-③ ① 5-⑪ ④	救急体制の強化 高齢者や障がい者等に配慮した道路整備
10-4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。	6-① ① 6-① ② 6-① ③ 6-① ④	総合的な多文化共生社会の推進 外国人市民の日本への理解を深める取組と教育環境の整備 国際性豊かな人材の育成 国際交流の推進
10-5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。		
10-6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。		
10-7	計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。		
10-a	世界貿易機関(WTO)協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。		
10-b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助(ODA)及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。		
10-c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。		

目標11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

11-1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	1-③ ⑤ 1-③ ⑥	文化財や史跡の調査・保存・活用 郷土の歴史と文化に関する資料の管理・活用
11-2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。	1-③ ⑦ 3-② ① 3-② ② 3-② ④	身近な歴史資源の保全・活用に対する支援 市民に親しまれる公園・緑地の整備 既存公園の適切な維持管理と協働による公園管理の推進 ユニバーサルデザインや健康づくり等に配慮した公園等の整備
11-3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	3-② ⑤ 3-⑤ ② 3-⑤ ④	緑の基本計画に沿った緑に関する施策の推進 都市生活型公害の発生防止 空き家住宅対策の推進
11-4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。	5-① ①	総合的な防災・減災体制の確立
11-5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	5-① ② 5-① ③ 5-① ④	自助を基本とする防災意識・防災力の向上 共助による地域防災力の向上 原子力災害に関する対策の推進
11-6	2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。	5-① ⑤ 5-② ① 5-② ②	情報発信の強化と相互受発信体制の整備 水道施設の計画的な更新と耐震化 危機管理対策の強化

11-7	2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。	○	5-② ③ 下水道処理施設の耐震化 5-② ④ 住宅等耐震化の促進
11-a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。		5-② ⑤ 公共建築物の安全・安心の確保と適正管理 5-② ⑥ 農業用ため池の耐震化と豪雨災害対応の推進 5-② ⑦ 海岸防災林強化事業「掛川モデル」と希望の森づくりの推進 5-② ⑧ 橋梁の耐震化の推進
11-b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ(レジリエンス)を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。	○	5-② ⑨ 河川整備の促進 5-③ ① 救急体制の強化 5-③ ② 消防力(人・機械・水)の充実 5-③ ③ 予防体制の強化 5-③ ④ 消防の広域化 5-③ ⑤ 消防団組織・活動の活性化
11-c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靱(レジリエント)な建造物の整備を支援する。	○	5-⑤ ① 中心市街地における活発な人の交流促進及び賑わい創出 5-⑤ ② 中心市街地居住の推進 5-⑤ ③ 居心地が良く歩きたくなるまち「ウォークアブル推進都市」の構築 5-⑥ ① 多極ネットワーク型コンパクトシティの推進 5-⑥ ② 良好な都市景観の形成 5-⑥ ③ 地籍調査30年プランに沿った事業の推進 5-⑥ ④ 住民主体のまちづくりの促進 5-⑦ ① 利用しやすい地域公共交通の構築 5-⑦ ② 天竜浜名湖鉄道の利用促進 5-⑦ ③ 交通弱者の移手段の確保 5-⑦ ④ 地域公共交通の利用促進 5-⑧ ① 魅力的な住宅地の供給の推進 5-⑧ ② 用途地域内低・未利用地における宅地の整備促進 5-⑧ ④ 空き家活用の推進 5-⑨ ① 中山間地域居住の推進 5-⑩ ① 市民ニーズを反映した安全で安心できる生活道路整備の推進 5-⑩ ② 歩道等の歩行空間の安全性の確保 5-⑩ ③ 産業を支え、周辺生活環境を維持する道路の整備 5-⑩ ④ 高齢者や障がい者等に配慮した道路整備 5-⑫ ② 協働による維持管理の推進 6-④ ① 公共施設マネジメントの推進 6-④ ② 計画的な財政運営 6-④ ③ 行政経営の抜本的な見直し

目標12 持続可能な生産消費形態を確保する

12-1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。		3-① ③ バイオマス活用プロジェクトの推進 3-① ⑤ 家庭を対象とした環境学習の推進 3-① ⑦ ごみ減量推進
12-2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。		3-① ⑧ 持続可能な省資源化の推進
12-3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。		3-⑤ ① 産業型公害の発生防止 4-⑥ ⑦ 緑茶で乾杯文化の醸成による茶業振興 5-⑨ ③ 観光レクリエーション施設の整備
12-4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	○	
12-5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	○	
12-6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。		
12-7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。		
12-8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。	○	
12-a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。		
12-b	雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。	○	
12-c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。		

目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

13-1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	○	3-① 5-①	② ①	地球温暖化防止活動の普及啓発 総合的な防災・減災体制の確立
13-2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。		5-①	② ③	自助を基本とする防災意識・防災力の向上 共助による地域防災力の向上
13-3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。	○	5-① 5-①	④ ⑤	原子力災害に関する対策の推進 情報発信の強化と相互受信体制の整備
13-a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。		5-② 5-② 5-② 5-② 5-② 5-② 5-②	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	水道施設の計画的な更新と耐震化 危機管理対策の強化 下水道処理施設の耐震化 住宅等耐震化の促進 公共建築物の安全・安心の確保と適正管理 農業用ため池の耐震化と豪雨災害対応の推進 海岸防災林強化事業「掛川モデル」と希望の森づくりの推進
13-b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。		5-② 5-② 5-② 5-② 5-③ 5-③ 5-③ 5-③	② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ② ⑤	河川整備の促進 消防力(人・機械・水)の充実 身近な避難路の確保

目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

14-1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	○	3-③ 3-④	② ①	協働による海岸保全と活用 水環境に対する市民意識の向上
14-2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性(レジリエンス)の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	○	3-④ 3-④ 3-④ 5-②	② ③ ③ ⑦	生活排水処理計画の見直しと合併浄化槽の設置推進 協働による水辺環境の保全 海岸防災林強化事業「掛川モデル」と希望の森づくりの推進
14-3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。				
14-4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。				
14-5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。				
14-6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関(WTO)漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制(IUU)漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。				
14-7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。				
14-a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。				
14-b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。				
14-c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約(UNCLOS)に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。				

目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

15-1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。	○	3-① 3-① 3-③	① ⑥ ①	かけがわ地域循環共生圏の推進 再生可能エネルギーのまちづくりへの活用 森林の保全と活用
15-2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。	○	3-③ 3-⑤ 4-⑥	③ ② ④	野生動植物の生息・生育環境の保護・保全 都市生活型公害の発生防止 世界農業遺産の保全継承と活用

15-3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。	○	5-②	⑦	海岸防災林強化事業「掛川モデル」と希望の森づくりの推進
15-4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。				
15-5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。	○			
15-6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。				
15-7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。				
15-8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。	○			
15-9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。	○			
15-a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。				
15-b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。				
15-c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。				

目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

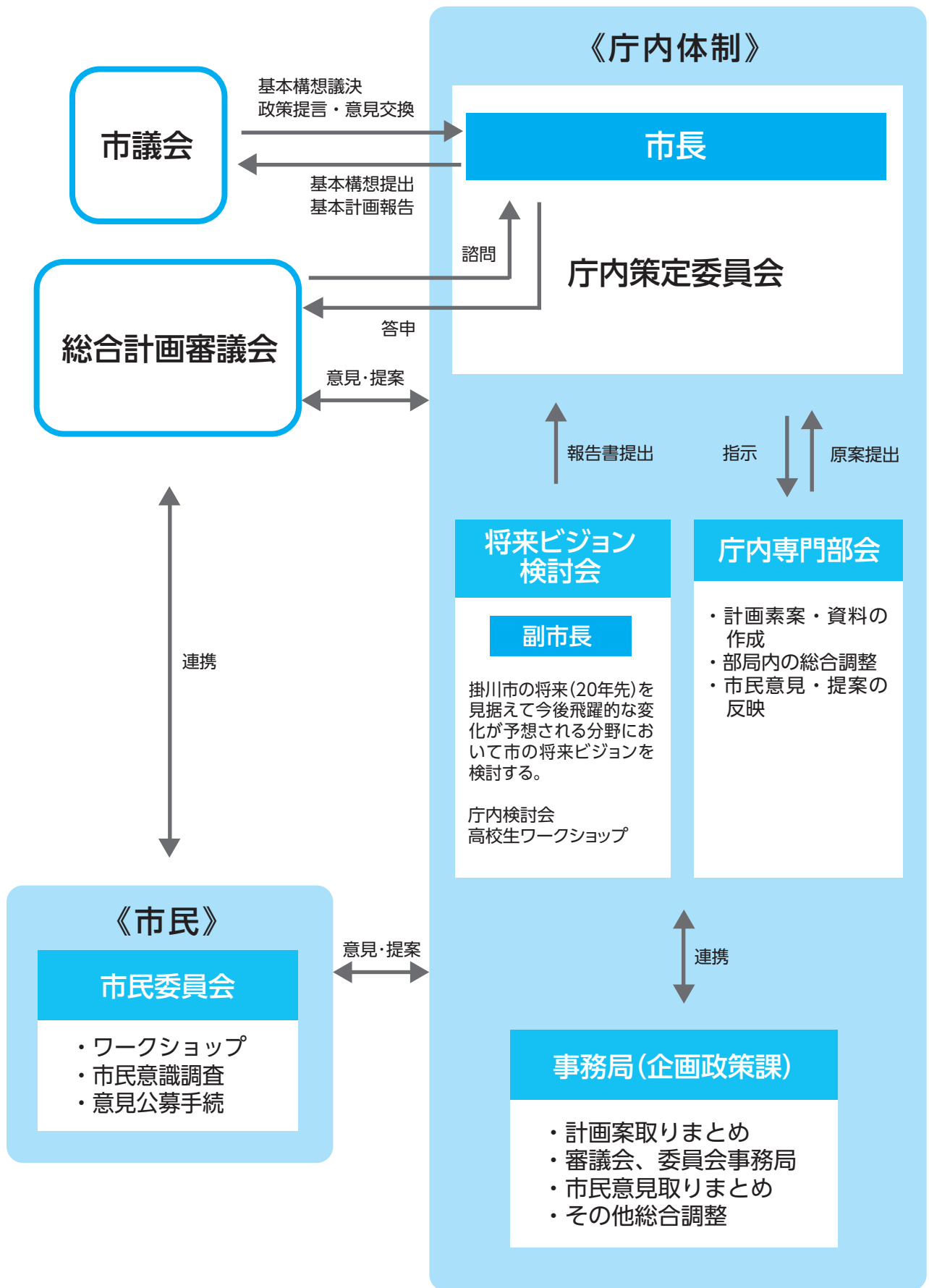
16-1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。	○	2-① 2-⑦	③ 青少年の健やかな成長の促進 ⑤ 人権擁護意識の啓発促進
16-2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	○	5-④ 5-④	⑥ 防犯体制の強化 ⑦ 地域防犯力の向上
16-3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。		5-④ 6-④	⑧ 家庭内防犯力の向上 ④ 組織力・職員力の向上
16-4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。		6-④	⑤ 市税及び税外債権の適切な徴収 ⑥ 質の高い窓口サービスの提供
16-5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。		6-④	⑦ 投票率の向上 ⑧ 行政情報の発信と共有
16-6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。	○	6-④	⑨ 広域連携の推進
16-7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。			
16-8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。			
16-9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。			
16-10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。			
16-a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。			
16-b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。	○		

目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

17-1	課税及び徴税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。		1-① 1-②	⑥ 学校・家庭・地域が連携した子どもを育む教育の推進 ① 生涯学習機会の充実
17-2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成すると多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。		1-④ 2-① 2-① 2-③ 2-③	③ スポーツ指導者、スポーツ関係団体の育成・支援 ② 地域や市民の主体的な子育て支援の充実 ④ 子育てに優しい企業の増加促進 ② まちづくり活動の中での健康増進事業の推進 ③ 健康づくり・食育の推進

17-3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。	2-③ ⑥	健康課題解決に向けた、ビジネスモデル研究に関わるフィールド提供
17-4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。	2-③ ⑦	健康づくりを応援する事業所、飲食店の支援・拡大
		2-④ ①	地域医療体制の向上
		2-④ ②	「ふくしあ」による地域包括ケアシステムの充実
17-5	後発開発途上国のための投資促進枠組みを導入及び実施する。	2-④ ③	適正な医療のかかり方や知識の普及推進
		2-⑤ ①	高齢者と多様な世代の交流の促進
17-6	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。	2-⑦ ①	地域で支え合う福祉活動の推進
		2-⑦ ②	新たな生活課題への支援
		2-⑦ ③	民生委員・児童委員活動の充実
17-7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。	3-① ①	かけがわ地域循環共生圏の推進
		3-① ⑥	再生可能エネルギーのまちづくりへの活用
17-8	2017年までに、後発開発途上国のための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術(ICT)をはじめとする実現技術の利用を強化する。	3-② ②	既存公園の適切な維持管理と協働による公園管理の推進
		3-② ③	既存公園の活用と市民ニーズに応じた施設の再整備
17-9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をばった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	3-③ ②	協働による海岸保全と活用
		3-④ ③	協働による水辺環境の保全
		3-⑥ ⑥	包括委託を含めた技術力の維持・継承
17-10	ドーハ・ラウンド(DDA)交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	4-② ①	シティプロモーション戦略の推進
		5-① ①	共助による地域防災力の向上
17-11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。	5-② ⑦	海岸防災強化事業「掛川モデル」と希望の森づくりの推進
		5-③ ④	消防の広域化
17-12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含み世界貿易機関(WTO)の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	5-③ ⑤	消防団組織・活動の活性化
		5-④ ①	交通安全教育の充実等による交通安全意識の高揚
17-13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	5-④ ②	交通安全推進団体等による交通安全推進への取組支援
		5-④ ③	交通安全施設の整備と維持管理
17-14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	5-④ ④	高齢運転者の事故防止の推進
		5-④ ⑤	自転車安全利用の推進
17-15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	5-④ ⑥	防犯体制の強化
		5-④ ⑦	地域防犯力の向上
17-16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補充しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	5-④ ⑧	家庭内防犯力の向上
		5-⑥ ④	住民主体のまちづくりの促進
17-17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	5-⑦ ①	利用しやすい地域公共交通の構築
		5-⑦ ③	交通弱者の移動手段の確保
17-18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	5-⑦ ④	地域公共交通の利用促進
		6-③ ②	協働による維持管理の推進
17-19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	6-③ ①	地区まちづくり協議会の活性化
		6-③ ②	公共サービスの地域社会への転換
		6-③ ③	市民活動団体等の活性化
		6-③ ④	協働の担い手の育成と地域力の向上
		6-③ ⑤	持続可能な自治組織の構築
		6-④ ⑨	広域連携の推進

第2次掛川市総合計画改定に係る体制



掛川市総合計画審議会条例

平成 17 年 7 月 1 日掛川市条例第 212 号

改正 平成19年 3月 23日掛川市条例第 10号
平成22年 3月 31日掛川市条例第 1号
平成26年 10月 6日掛川市条例第 31号

(設置)

第1条 掛川市総合計画を策定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、掛川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、掛川市長（以下「市長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 掛川市自治基本条例（平成 24 年掛川市条例第 29 号）第 13 条第 1 項の基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関する事。
- (2) 基本構想に基づく基本計画の策定に関する事。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、総合計画に関し市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 公共的団体等の役員
- (3) 学識経験を有する者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条各号に掲げる事項に係る調査審議が終了する日までとする。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 19 年 3 月 23 日掛川市条例第 10 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 22 年 3 月 31 日掛川市条例第 1 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 10 月 6 日掛川市条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

掛川市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

職	氏名	役職等
会長	日詰 一幸	静岡大学 人文社会科学部長
副会長	中村 隆哉	掛川市地区まちづくり協議会連合会 会長
委員	伊藤 敏子	掛川市社会福祉協議会
〃	木野 章博	株式会社静岡銀行掛川支店 支店長
〃	鈴木 一郎太	株式会社大と小とレフ 取締役
〃	鈴木 緑	掛川市社会教育委員会 委員長
〃	高橋 由利子	静岡県西部県民生活センター 次長
〃	田中 里佳	国土交通省浜松河川国道事務所 所長
〃	樋代 典子	NPO法人掛川国際交流センター
〃	平松 季哲	掛川みなみ商工会 副会長
〃	星之内 進	一般社団法人中東遠タスクフォースセンター 理事長
〃	村上 文洋	株式会社三菱総合研究所 主席研究員
〃	守屋 治代	東京女子医科大学看護学部 教授
〃	山本 美鈴	株式会社山本製作所 専務取締役

第2次掛川市総合計画改定市民委員会委員名簿 (敬称略)

(50音順)

氏名	備考
渥美 亮子	
小澤 達也	
甲斐 茂幸	
近藤 沙世子	
齋藤 公乃	
中原 佳菜	
松本 飛鳥	
山崎 好江	
河合 秀和	
中村 雅之	
大石 藤男	
萩田 結葉	高校生
玉谷 双葉	高校生
高塚 光	高校生
増田 理沙	高校生
杉山 いづみ	高校生
片桐 菜花	高校生
堀岡 唯	高校生
山田 瑠伽	高校生
佐野 柚月	高校生
鳥居 晃	高校生
中山 和哉	高校生
田辺 エミ	市民ファシリテーター
土井 あずさ	市民ファシリテーター
榛葉 さつき	市民ファシリテーター
山崎 美代子	市民ファシリテーター
宮城 真由子	市民ファシリテーター

将来ビジョン検討会 名簿

(庁内検討会)

	所属	氏名
1	副市長	久保田 崇
2	管財課	望月 久美子
3	市長政策室	戸塚 雄二
4	生涯学習協働推進課	石山 和史
5	生涯学習協働推進課	菅原 雄太
6	文化振興課	石黒 翔子
7	スポーツ振興課	戸塚 昭吾
8	環境政策課	松永 真也
9	環境政策課	石原 基弘
10	福祉課	小長井 里佳
11	福祉課	石川 宏美
12	健康医療課	古市 安由美
13	健康医療課	榛葉 馨
14	長寿推進課	泉田 由妃
15	長寿推進課	名倉 史枝
16	長寿推進課	藤田 一嘉
17	長寿推進課	鈴木 真帆
18	国保年金課	山田 信哉
19	国保年金課	小林 愛実
20	地域包括ケア推進課	高橋 瞳
21	中東遠総合医療センター	岡本 和浩
22	産業労働政策課	溝口 尚美
23	産業労働政策課	藤田 哲義

	所属	氏名
24	産業労働政策課	榛葉 貴博
25	観光・シティプロモーション課	高川 佳都夫
26	都市建設部	良知 孝悦
27	都市政策課	森長 亨
28	都市政策課	原 太一
29	都市政策課	山内 弘幸
30	都市政策課	久田 大健
31	土木課	渡邊 誠市
32	土木課	廣瀬 良祐
33	維持管理課	伊藤 敦毅
34	出納局	田辺 翔也
35	教育政策課	松村 納菜美
36	社会教育課	山本 邦一
37	中央消防署	酒井 浩章
38	中央消防署	山城 強
39	中央消防署	赤堀 由樹
40	中央消防署	後藤 成吾
41	中央消防署	枝村 公一
42	南消防署	栗田 孝尚
43	企画政策課	戸塚 芳之
44	企画政策課	春田 敬年
45	企画政策課	縣 直弥

(高校生ワークショップ)

(敬称略)

	所属等	氏名
1	高校生	伊藤 和暉
2	高校生	大澤 隼風
3	高校生	岡田 尚真
4	高校生	栗林 沙羅

	所属等	氏名
5	高校生	高橋 佳子
6	高校生	米山 禅琉
7	市民ファシリテーター	田辺 エミ
8	市民ファシリテーター	宮城 真由子

第2次掛川市総合計画改定庁内策定委員会 委員名簿

(各部政策官ほか)

	所属・役職	氏名
1	市長	松井 三郎
2	副市長	久保田 崇
3	教育長	佐藤 嘉晃
4	戦略監	鈴木 哲之
5	理事兼総務部長	高柳 泉
6	企画政策部長	山本 博史
7	協働環境部長	栗田 一吉
8	健康福祉部長	松浦 大輔
9	健康福祉部付参与	大竹 紗代子
10	こども希望部長	山崎 浩
11	産業経済部長	大石 良治
12	産業経済部付参与	岡田 美穂
13	都市建設部長	良知 孝悦
14	上下水道部長	林 和範
15	危機管理監兼危機管理部長	浦野 正守
16	南部行政事務局長	佐藤 正弘
17	会計管理者	久野 文義
18	教育部長	榛葉 貴昭
19	議会事務局長	岩井 政昭
20	消防長	大石 和博
21	行政課長	高塚 茂樹
22	財政課長	都築 良樹
23	市長政策室長	牧野 明
24	企画政策課長	平松 克純

	所属・役職	氏名
1	総務部政策官	鈴木 千里
2	企画政策部政策官	戸塚 雄二
3	協働環境部政策官	深田 康嗣
4	健康福祉部政策官	土屋 信二郎
5	こども政策課主幹	大石 哲也
6	産業経済部政策官	岡田 正浩
7	都市建設部政策官	岡田 隆巳
8	下水道課主幹	小野田 良
9	危機管理課主幹	水野 正幸
10	教育部政策官	尾崎 和宏
11	消防総務課主幹	山本 圭吾

第2次掛川市総合計画改定専門部会 委員名簿

重点施策1

「掛川への新しいひとの動きをつくる」

所 属	氏 名
協働環境部	深 田 康 嗣
企画政策部	戸 塚 雄 二
行政課	寺 田 翔 之 介
生涯学習協働推進課	石 山 和 史
文化振興課	湯 澤 智 美
スポーツ振興課	小 野 田 貴 文
環境政策課	山 下 一 寛
環境政策課	戸 塚 奨 一
産業労働政策課	永 田 雄 哉
観光・シティプロモーション課	中 村 光 宏
農林課	赤 堀 純 久
都市政策課	西 村 旬
下水道課	竹 内 翔
企画政策課	藤 川 拓 也
企画政策課	佐 藤 雄 三
企画政策課	戸 塚 芳 之

重点施策2

「掛川にしごとをつくり安心して働けるようにする」

所 属	氏 名
産業経済部	岡 田 正 浩
市長政策室	牧 野 明
福祉課	中 根 裕 子
産業労働政策課	藤 田 哲 義
産業労働政策課	榛 葉 貴 博
観光・シティプロモーション課	平 野 真 己
農林課	吉 沢 一 仁
農林課	三 浦 正 和
お茶振興課	萩 田 佳 宏
企画政策課	山 田 京 子
企画政策課	縣 直 弥
企画政策課	戸 塚 芳 之

重点施策3

「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

所 属	氏 名
こども政策課	大 石 哲 也
教育委員会	尾 崎 和 宏
福祉課	大 村 裕 子
健康医療課	櫻 井 郁 美
こども希望課	竹 原 俊 輔
都市政策課	戸 塚 桂 子

所 属	氏 名
都市政策課	原 太 一
教育政策課	山 本 加 代 子
学校教育課	戸 塚 宏 之
社会教育課	山 本 邦 一
図書館	鳥 居 久 美 子
企画政策課	長 井 彩 美
企画政策課	鈴 木 直 子
企画政策課	戸 塚 芳 之

重点施策4

「明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る」(ハード)

所 属	氏 名
都市建設部	岡 田 隆 巳
危機管理課	水 野 正 幸
都市政策課	廣 岡 邦 彦
環境政策課	杉 山 公 彦
環境政策課	石 原 基 弘
土木課	野 地 邦 明
土木課	糸 田 進
維持管理課	鈴 木 健 一 郎
水道課	川 嶋 正 広
消防総務課	山 本 圭 吾
企画政策課	山 崎 徹
企画政策課	石 川 直 輝
企画政策課	戸 塚 芳 之

重点施策4

「明日の掛川をつくり豊かで潤いのある安心な暮らしを守る」(ソフト)

所 属	氏 名
総務部	鈴 木 千 里
健康福祉部	土 屋 信 二 郎
生涯学習協働推進課	片 山 能 志 晴
スポーツ振興課	富 田 徹
福祉課	内 田 達 也
健康医療課	榛 葉 馨
長寿推進課	泉 田 由 妃
地域包括ケア推進課	平 川 歩
水道課	松 下 正 芳
危機管理課	佐 藤 行 秀
企画政策課	青 野 沙 穂 里
企画政策課	住 本 啓
企画政策課	戸 塚 芳 之

※専門部会の重点施策は第2次掛川市総合計画を参考にした。

第2次掛川市総合計画改定 事務局名簿

役 職	氏 名
企画政策課長	平 松 克 純
地域創生戦略室長兼経営戦略係長	山 田 京 子
主査	戸 塚 芳 之
主任	春 田 敬 年
主事	藤 川 拓 也
主事	縣 直 弥
主事	長 井 彩 美

第2次掛川市総合計画改定経過

年月日	内容
平成31年 4月	・総合計画改定市民委員会委員公募開始
4月26日～ 令和元年 6月10日	・市民意識調査の実施 市民2,500人を対象とし、実施。回収数は1,014票(回収率40.6%)
5月29日	・庁内専門部会全体説明会 以後、5つの専門部会に分かれ、7月30日までに個別施策素案表を取りまとめる。
6月 4日	・政策官会議 庁内専門部会での取りまとめ方法について協議。
6月 6日	・第1回庁内策定委員会 改定に関する基本方針(改定の方向性、計画の体系、検討体制、スケジュール等)について協議。
6月24日	・第1回総合計画審議会 委員委嘱の後、総合計画改定の基本方針について確認。
7月14日	・第1回市民委員会 委員委嘱の後、「掛川の得意なこと」「私の好きな掛川」をテーマに意見交換。
8月 3日	・第2回市民委員会 掛川の現状について伝えた後、掛川市の行っていることで身近に感じることに ついて意見交換。
8月 6日	・政策官会議 専門部会からの個別施策素案表の確認依頼と今後のスケジュールについて 共有。
8月 8日	・部長会 将来ビジョン検討会について協議。
8月17日	・第3回市民委員会 グループごとにそれぞれのテーマを100倍楽しむアイデアについて意見交換。
8月22日	・第2回庁内策定委員会 改定の施策体系の考え方、将来ビジョン検討会の内容について協議。
8月30日	・第2回総合計画審議会 20年後を見据えた方向性について協議。
9月 5日	・第1回将来ビジョン検討会高校生ワークショップ 委員委嘱の後、20年後について想像して意見交換。

年月日	内容
9月 7日	<ul style="list-style-type: none"> 第4回市民委員会 前回からのアイデアをまずは身の丈からどんなことができるのかアイデアを出し、今から始めることを宣言。
9月10日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回将来ビジョン検討会高校生ワークショップ それぞれが考える20年後について意見交換。
9月12日	<ul style="list-style-type: none"> 第3回庁内策定委員会 専門部会で取りまとめた個別施策素案表について協議。
9月13日	<ul style="list-style-type: none"> 第1回将来ビジョン庁内検討会 20年後の想像される未来の課題や状況について共有し、意見交換。
9月24日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回将来ビジョン庁内検討会 20年後の想像される未来について分野ごとに分かれて意見交換。
10月 1日	<ul style="list-style-type: none"> 第3回将来ビジョン庁内検討会 20年後の姿とそのために行政として行うことについて意見交換。 第3回将来ビジョン検討会高校生ワークショップ それぞれが考える20年後の意見をまとめる意見交換。
10月15日	<ul style="list-style-type: none"> 将来ビジョン庁内検討会(健康・医療ヒアリング) 中東遠総合医療センターの宮地企業長兼院長より未来に向けた健康・医療についてヒアリングを行う。
10月18日	<ul style="list-style-type: none"> 将来ビジョン庁内検討会(移動・交通ヒアリング) 東京大学生産技術研究所の伊藤特任講師より未来に向けた移動・交通についてヒアリングを行う。
10月29日	<ul style="list-style-type: none"> 第4回将来ビジョン庁内検討会 資料の取りまとめを行う。 第4回将来ビジョン検討会高校生ワークショップ 資料の取りまとめを行う。
11月 6日	<ul style="list-style-type: none"> 将来ビジョン検討会高校生ワークショップ 高校生の取りまとめた「20年後の掛川市」について市役所にて発表を行う。
11月12日	<ul style="list-style-type: none"> 部長会 基本構想の戦略について協議。
11月19日	<ul style="list-style-type: none"> 政策官会議 総合計画改定案について協議。 部長会 総合計画改定案について協議。
11月28日	<ul style="list-style-type: none"> 第4回庁内策定委員会 総合計画改定案について協議。
12月13日	<ul style="list-style-type: none"> 第3回総合計画審議会 総合計画改定案について協議

年 月 日	内 容
12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会全員協議会 総合計画改定案について中間報告
12月20日～ 令和 2年 1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画改定案について意見公募を実施 総合計画改定案をホームページや市内各所に掲示し、意見公募。 6人から26件の意見あり。
1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回庁内策定委員会 総合計画改定案(諮問案)について協議。
1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会全員協議会 総合計画改定案について報告
1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回総合計画審議会 総合計画改定案を市長から掛川市総合計画審議会に諮問。
2月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回総合計画審議会 総合計画審議会から市長に総合計画改定案についての答申。
2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会定例会 上程
3月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会本会議 基本構想が議決される。

諮問書

掛企経第72号
令和2年1月24日

掛川市総合計画審議会
会長 日 詰 一 幸 様

掛川市長 松 井 三 郎

第2次掛川市総合計画改定(案)について(諮問)

本市における総合的かつ計画的な行政運営の指針となる第2次掛川市総合計画改定版を策定したいので、掛川市総合計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

答申書

答 申 書

令和2年2月4日

掛川市長 松 井 三 郎 様

掛川市総合計画審議会
会 長 日 詰 一 幸

第2次掛川市総合計画改定(案)について(答申)

掛川市総合計画審議会条例第2条の規定に基づく令和2年1月24日付け掛企経第72号による第2次掛川市総合計画改定(案)の諮問について慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

なお、計画の推進には、当審議会の審議過程を十分尊重するとともに、下記の事項に留意されるよう要望します。

記

1 大きな変革への対応

令和の時代になり、人生100年時代やSociety5.0の到来、SDGsの推進、自然災害の大規模化等、大きな変革が起きつつあります。そのような時代であっても、SDGsにあるように地域の持続可能性や多様性を尊重し、一人も取り残さない優しい社会づくりを進めること。また、ホスピタリティ溢れるまちづくりを進め、今後増加が見込まれる外国人も共生できる社会となるよう努力すること。

2 協働によるまちづくりの進化

協働のまちづくりの基本理念に基づき、市民等の様々な関係者との連携により持続可能なまちづくりへ進化させるとともに、掛川市が培ってきた報徳や生涯学習を活かしたまちづくりを進めること。

用語解説

あ行

●IoT

Internet of Thingsの略で、様々な「モノ」がインターネットに接続されることで、それぞれのモノから個別の情報を取得でき、その情報を元に最適な方法でそのモノを制御できるという仕組み。

●ICT

Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術を表す言葉。日本ではIT (Information Technology) が同義で使われているが、ITにCommunication (コミュニケーション)を加えたICTの方が、国際的には定着している。

●アウトリーチ

芸術家や公的文化施設などが、通常の活動の場で接する機会の少ない人々に対して、出張コンサートやイベントなどを催すこと。

●イノベーション

新技術の発明や新規のアイデア等から、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。

●インバウンド

元々は「外から中に入り込む」という意味だが、一般的に外国人の訪日旅行の意味で使われることが多い。対義語は、日本からの海外旅行を指すアウトバウンド(outbound)。

●ウォーカーブル推進都市

国土交通省で進めている新たな都市再生プログラムで、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、街路空間を車中心から“人間中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組のこと。

●駅型保育

鉄道会社が駅ビルなどの駅施設内に開設している保育所のこと。近年、多くの地域で待機児童の問題が深刻化しているが、この駅型保育によって、待機児童解消の効果が期待されている。

●SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略で、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイト。代表的なSNSには、Facebook、Twitter、Instagramなどがある。

●ESCO事業(エスコじぎょう)

Energy Service Company事業の略で、省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。

●SDGs(エスディーゼーズ)

Sustainable Development Goalsの略で、持続可能な開発目標(SDGs)のこと。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。

●NPO

Non Profit Organizationの略で、特定非営利活動法人のこと。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

●LGBT

レズビアン(Lesbian:女性同性愛者)、ゲイ(Gay:男性同性愛者)、バイセクシュアル(Bisexual:両性愛者)、トランスジェンダー(Transgender:心身の性別不一致を感じる人)の英語の頭文字を取った性的少数者の総称のこと。

●AI

artificial intelligenceの略で、人工知能のこと。コンピュータがデータを分析し、推論(知識を基に、新しい結論を得ること)や判断、最適化提案、課題定義や解決、学習(情報から将来使えそうな知識を見つけること)などを行う、人間の知的能力を模倣する技術を意味する。

●ALT

Assistant Language Teacherの略で、外国語指導助手のこと。小学校、中学校、高等学校、教育委員会等で語学指導(日本人教師の外国語授業の補助)等を担う。

●屋外広告物

看板、立看板、広告塔、はり紙など、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されたもの。

●汚水衛生処理率

実際に汚水処理(下水道施設へ接続)されている人の割合を指す。

●お達者度

静岡県が、県内の市町別に65歳における平均自立期間(介護を受けたり病気で寝たきりになったりせず、自立して健康に生活できる期間)を算出したもの。県内市町の介護認定の情報、死亡の情報をもとに、生命表を用いて算出する。

●オープンデータ

「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のこと。

か行

●街区公園

主として徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を0.25haとする都市公園のこと。

●皆伐

林業で、森林などの樹木を全部または大部分伐採すること。

●学齢期

学齢とは学校に就学して教育を受けることが適切とされる年齢のことで、日本においては義務教育期間と同一のものを指している。

●かけがわ学力向上ものがたり

掛川市教育委員会が、学力について学校・家庭・地域で共通理解をするため、学力の向上に向けた理念や方法等を「ものがたり」としてまとめたもの。

●かけがわ型スキル

これからのグローバル社会を生き抜くために求められる思考力や問題解決能力、人とかかわるコミュニケーション能力など、次代を担う子どもたちが身につけるべきスキルとして、掛川市教育委員会が定めた6項目のこと。

●掛川協働保育園

一定の基準を満たす認可外保育施設のこと。掛川協働保育園認証事務要綱に基づき市長が認証した施設であり、令和2年3月現在で、市内には「掛川にじいろ保育園」と「大浜愛保育園」の2園がある。

●掛川市中心市街地活性化基本計画

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき策定する計画で、内閣総理大臣が認定を行うもの。掛川市では、平成21年3月から平成26年3月を計画期間とする計画があったが、新たな計画を策定し、平成27年3月27日付けで新計画が認定された。

●掛川市緑茶で乾杯条例

掛川市独自の条例。緑茶等(緑茶並びに緑茶を使用した飲料及び酒類)による乾杯の文化を広めることにより、緑茶の消費の拡大及び新たな付加価値の創出並びにお茶の文化の醸成を図るとともに、地域経済の活性化に寄与することを目的として制定された。

●掛川スタディ

東北大学、九州大学、野菜茶業研究所、掛川市が協力して取り組む緑茶の健康増進効果を解明する研究のこと。平成21年6月末より、掛川市民を対象として大規模な栄養疫学研究を実施しており、農林水産省の委託事業(新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業)として行われている。

●かけがわ道德

郷土を誇る心を持ち、夢に向かってたくましく生きる子どもを育てるために、掛川市の子どもたちが地域の先人の生き方に触れ、様々な体験活動を通して自己の生き方についての考えを深める道德教育のこと。

●かけがわ乳幼児教育未来学会

質の高い保育・教育を目指す教育研究組織(平成28年12月発足)のこと。乳幼児保育・教育関係者が協働の理念でつながり、市や教育委員会と連携しながら掛川らしい乳幼児保育・教育に係る事業を行う。

●かけがわりバー・ロードサポーター制度

市道や市が管理する河川の草刈りなどを行う団体を支援する制度で、草刈り機や軍手など活動に必要な物品補助をするほか、傷害保険による補償などを支援する。希望に応じて団体名の入った認定プレートの設置も行う。

●合併処理浄化槽

し尿に加え、台所、風呂、洗濯などからの生活雑排水を戸別に処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。沈殿分離、あるいは微生物の作用による腐敗又は酸化分解などの方法によって排水を処理し、それを消毒して放流する。単独浄化槽に限っては、平成11年から大手メーカーの自主的な製造中止がはじまり、平成12年度には浄化槽法の改正が行われ、設置が禁止されることとなった。

●カルバート

道路の下を横断させて人や車を通行させたり、水路として機能したりする構造物のこと。日本語では「函渠(かんきょ)」という。

●関係人口

移住した「定住人口」や観光にきた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面しているが、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されている。

●間伐材

材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不要木など林木の一部を伐採することで発生する木材。

●既存ストック

市街地において今まで整備されてきた道路、公園、下水道などの都市基盤施設や、住宅、商業施設、業務施設、工業施設などのこと。

●機能回復

損なわれた身体機能を回復すること。

●希望の丘

閉院した掛川市立総合病院の跡地を活用する取組で、「健康医療日本一のまち・掛川」を実現させることを目的として、医療、保健、福祉、介護、教育に関する施設を一体的に整備するもの。

●希望の森づくり

市民・NPO団体・企業・行政が協働で行う森林再生プロジェクトのこと。協定を結んだ企業は、掛川市及び森林保護団体等の主催する植樹祭・イベントへの参加、運営費・開催費用の協力、苗木の育成などに協力する。

●救急のコンビニ化(コンビニ受診)

緊急性がないにもかかわらず、夜間や休日など一般診療時間外に病院の救急外来を自己都合で受診すること。

●緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)

UPZはUrgent Protective Zoneの略。緊急時防護措置準備区域のことで、国際原子力機関(IAEA)が概念を示し、原子力施設からおおむね半径30kmの範囲で防災対策を重点的に行う区域のこと。政府は原子力施設等の防災指針において、原子力施設から半径8~10kmを防災対策を重点的に行う地域の範囲(Emergency Plannig Zone)としてきたが、福島第一原子力発電所の事故を受け、UPZの考え方を導入した。浜岡原子力発電所のUPZ圏は半径31kmとされており、掛川市の大部分が含まれる。

●緊急輸送路

大規模な自然災害などの緊急事態に、避難活動や救急救助活動、また物資の供給を行う輸送路としてあらかじめ指定された道路。

●近隣公園

徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を2haとする都市公園のこと。

●クラウドソーシング

crowd(群衆)とsourcing(業務委託)の造語。企業は不特定多数の人にネットを介して安価に外注でき、経営効率が上がるとされる。受注側は働く場所や時間に拘束されないため、フリーランスや主婦、退職者など幅広い活用が期待されている。

●グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々とのふれあいを楽しむ滞在型余暇活動のこと。

●グローバル

「国境を越えて地球全体にかかわるさま」を表し、「世界的規模の」という意味でも使われる。また、コンピューター関連では「汎用の」「広域の」などの意味でも用いられる。

●グローバルGAP認証(G・GAP)

GAP(ギャップ)とは、世界基準の農業認証のこと。GOOD(適正な)、AGRICULTURAL(農業の)、PRACTICES(実践)のことで、グローバルGAP認証とは、それを証明する国際基準の仕組みをいう。グローバルGAP認証を取得することにより、安全で品質の良い食品・非食品の農作物であると世界的に認められることになり、販路拡大や生産性向上などメリットがある。

●けっトラ市

生産者が軽トラックの荷台をお店にして、採れたて新鮮野菜や手づくり加工品など、運んできたまま対面販売する市場のこと。平成22年10月より、掛川駅通りで毎月第3土曜日に開催している。

●健康経営

従業員の健康管理を経営課題とし、戦略的に取り組む経営手法のこと。健康づくりの推進にかかる「コスト」を「将来への投資」と考え、従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す。

●健康寿命

WHO(世界保健機関)が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。

●公共施設マネジメント

地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みを指す。

●合計特殊出生率

15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。

●公衆無線LAN(Wi-Fi)

店舗や公共の空間などで提供される、無線LAN(ケーブル線の代わりに無線通信を利用してデータの送受信を行うLANシステム)によるインターネット接続サービス。

●後方支援機能

「介護する側」が抱える身体的・精神的・経済的な負担に対する支援を行うこと。

●交流型観光

地域資源・体験活動等を通じて地域住民との交流を行う観光のこと。

●交流人口

そこに実際に住んでいる人口(定住人口)に対する概念であり、通勤・通学、買い物、観光、レジャーなどを目的として、そこを訪れる人口のこと。

●国土形成計画

急激な人口減少、巨大災害の切迫等、国土に係る状況の大きな変化に対応した、平成27年から概ね10年間の国土づくりの方向性を定めるもの。

●国土軸

新幹線・高速道路・高規格通信網によって結ばれた、人口・産業が集積する軸状の地域のこと。

●互産互消

その地域ならではの生産物や旬を大切に、地域間交流の取り組みにより、互いの良い物(これしか、ここしか、いましかない)を交換消費すること。また、それぞれの素材や資源を活かし合う組み合わせなどにより、6次産業化ビジネスへの発展が可能。

●子育てコンシェルジュ

子どもに係る相談窓口として、児童に係る悩みや発達の相談、個々のニーズに合った子育て支援サービスについての情報提供等を行い、他部署と連携し解決に導く支援を行う専門の相談員のこと。

●子育て支援センター

厚生省の通達に基づく、子育てに対する育成支援を行う施設のこと。

●子育て世代包括支援センター

妊娠・出産・子育て等、子育て世代の支援を切れ目なく継続的に行うために市町が設置するワンストップ拠点のこと。

●子ども育成支援協議会

学校・家庭・地域が連携し、市民総ぐるみで子どもを育む体制をつくるため、学園ごとに設置された組織のこと。各地域で活動する様々な団体や個人が参画し、地域の実情に応じて組織されている。また、かけがわ型地域学校協働本部として、園・学校支援ボランティアの活動を行っている。

●コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むもので、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待される。

さ行

●再生可能エネルギー

資源が有限で枯渇性の石炭・石油などの化石燃料や原子力とは異なって、太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然現象の中でエネルギー資源が再生されるエネルギー。

●ジェネリック医薬品(後発医薬品)

新医薬品等とその有効成分、分量、用法、効能及び効果が同一性を有するものとして承認された医薬品のこと。

●事後保全型

その都度、損傷が顕著な部分に適切な対策(補修)を施す維持管理の方針のこと。

●静岡県第4次地震被害想定

平成23年に発生した東日本大震災を教訓とし、また、国が実施した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、静岡県が策定した地震の被害想定。平成25年6月に第一次報告、平成25年11月に第二次報告を公表した。

●死生観

死あるいは生死に対する考え方。また、それに基づいた人生観。

●次世代モビリティ

最新技術を利用した次世代の乗り物、移動手段。

●指定管理者制度

体育館や図書館など地方公共団体が住民の福祉を増進する目的で設置した公の施設の管理運営を、地方公共団体が指定した民間事業者を含む法人・団体に行わせる制度。民間の活力を導入し自治体の経営改善を図る目的で、平成15年(2003年)の地方自治法改正に伴い導入された。

●シティセールス

ヒト・モノ・カネ・情報等呼び込み、経済活動を活発にし、価値や文化を生み出すため、市の内外に働きかけ、外からの活力をとりこみ、まちの魅力を向上させる一連の戦略的活動。

●シティプロモーション

まちの魅力を磨き上げ、まちが持つ様々な地域資源を市内外に向けてアピールすることで、自らのまちの知名度や好感度を上げ、地域そのものを全国的に売り込むこと。

●市民意識調査

市民の視点に立った成果重視の行政運営を行うため、総合計画に定めた成果指標の達成度を測定するとともに、市民の意向を把握することを目的とした調査。

●社会的包摂

住民一人ひとりが社会のメンバーとして「居場所と出番」を持って社会に参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにすること。

●社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動きのこと。

●受水量・受水費

掛川市の場合、大井川広域水道からの水道水の供給量とその購入費のこと。

●シュタットベルケ

ドイツにおいて、電力、ガス、水道、公共交通等、地域に密着したインフラサービスを提供する公益事業体(STADTWERKE)のこと。

●生涯お達者市民

子どもから高齢者まで生涯にわたり、健康で生きがいもち、自立して生活する市民のこと。掛川市では、生涯お達者市民が大勢いるまち、健康・子育て日本一のまちを目指している。

●生涯学習まちづくり土地条例

土地の公共性に基づくその適正利用に関する生涯学習並びに市民主体の土地施策の策定及び実施における積極的な市民参加について定め、もって快適で良質なまちづくりに資することを目的とする条例のこと。

●商業集積

商店街やショッピングセンターのように、多数の商店が集まったところ。

●情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

●情報リテラシー

大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。

●食品残渣

食品関連事業所から出る食品由来のごみのこと。飲食店の調理残渣のほか、客の食べ残し、売れ残り、消費期限切れの食品など。

●ショートステイ

在宅介護を受けている高齢者や障がい者を福祉施設などが短期間預かる制度。

●自立・分散型エネルギー

比較的小規模で地域内に分散しているエネルギー源の総称。地域における自立・分散型エネルギー設備の導入促進は、エネルギーの地産地消を実現し、地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する。

●新かけがわスタンダード

小学校の英語教科化を踏まえ、外国語活動を通じて身につけさせたい表現などをまとめた掛川市独自の英語カリキュラムのこと。

●人生100年時代

『LIFE SHIFT(ライフ・シフト)100年時代の人生戦略』(東洋経済新報社)の中で提唱された言葉で、100年間生きること前提とした人生設計の必要性を論じている。

内閣府は、人生100年時代を見据えた経済・社会システムを実現するための政策のグランドデザインに係る検討を行うことを目的とし、平成29年9月より「人生100年時代構想会議」を開催している。掛川市は、令和元年8月に「掛川市人生100年時代構想」を策定した。

●スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困などの問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門職のこと。心理的カウンセリングを行うスクールカウンセラーとは異なり、福祉的アプローチから学校、家庭や地域など関係する各機関と協働して問題の未然防止や早期発見、解消を目指す。

●スマートIC(スマートインターチェンジ)

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。通行可能な車両(料金の支払い方法)を、ETCを搭載した車両に限定している。利用車両が限定されているため、簡易な料金所の設置で済み、料金徴収員が不要なため、従来のICに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

●スマートコミュニティ

街全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを、都市の交通システムや住民のライフスタイル変革まで、複合的に組み合わせた社会システムのこと。

●スマート自治体

スマート自治体研究会（総務省）の定義によれば、システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する自治体のこと。

●生物多様性

遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで多様な生物が存在していること。

●世界農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり発達し、形づくられてきた農業上の土地利用、伝統的な農業とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性に富んだ、世界的に重要な地域を次世代へ継承することを目的に、国連食糧農業機関（FAO）が2002年（平成14年）から開始したプログラム。

●総合公園

主として1つの区市町村区域内の住民の休息、観賞、遊戯、運動等の総合的な利用に供することを目的とする都市公園のこと。

●Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

●ソフト

「ハード」に対して、直接目には見えない、人の働きが関わっている要素のこと。

●ゾーン30

最高速度30km/hの速度規制や路側帯の設置等を実施することにより、区域内の速度抑制や抜け道としての通行抑制を図る生活道路の安全対策。

た行

●第1次産業

原材料・食糧など最も基礎的な生産物の生産にかかわる産業。農・林・水産業など。

●第2次産業

製造業・建築業・鉱工業・ガス・電気・水道業などをいう。

●第3次産業

運輸業、商業、サービス業などのいわゆる広義のサービス産業部門の総称。

●多極ネットワーク型コンパクトシティ

医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、あるいは、高齢者をはじめとする住民が自家用車に過度に頼ることなく公共交通により医療・福祉施設や商業施設等にアクセスできるなど、日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する都市構造のこと。

●多自然型工法

河川改修にあたって、コンクリート護岸ではなく、植生や自然石を利用した護岸の採用や水性生物が棲みやすい環境の保全・復元など、自然の川の持つ構造的な多様性、生態系の保全を尊重し、あわせて美しい自然景観を保全・創出する川づくり工法のこと。

●単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のことであり、生活雑排水は処理されない。生活雑排水はそのまま公共用水域へ排水され、環境に大きな影響を及ぼしてしまうことから、現在は単独処理浄化槽の新規設置は認められていない。

●地域交通協議会

地域、交通事業者、行政が一体となり、地区の公共交通について協議検討する組織。

●地域多様性

各地域が多様性を再構築し、自らの資源に磨きをかけること、複数の地域間の連携により、人・モノ・情報の交流を促進すること。

●地域包括ケアシステム

厚生労働省が推進する地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。2025年（令和7年）を目標に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、システムの構築を目指す。

●地域若者サポートステーション

一般的に働くことに悩みを抱える若年無業者をサポートし職業的自立を促すために設置された厚生労働省委託の支援機関のこと。通称「サポステ」という。

●地区計画

建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための地区単位の計画のこと。一般的な地区計画では、その地区にふさわしい建築物の用途の種類、建ぺい率、容積率のほか、壁面の位置や高さ、形態・意匠（デザイン）等の制限、垣または柵の構造等を定めることができる。

●畜産クラスター

畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)がクラスター(ぶどうの房)のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させるための取組のこと。

●地区まちづくり協議会

区長会、地域生涯学習(地区)センター、地区福祉協議会、シニアクラブ、子供会、消防団、市民活動団体、企業等地区内にある様々な組織が結集し、それぞれの組織の枠組みを超えて「より暮らしやすい地域にする」という共通目的のために連携・活動する新しい協議型の住民自治運営組織のこと。

●地区まちづくり計画

地区の将来像とその実現のために自ら取り組む活動を定めた計画のこと。

●地籍調査

一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目、境界、面積を調査・測量するものであり、市町村等が実施主体となる。その成果は不動産登記に反映され、国民の権利の保全に資するほか、土地利用計画の策定や公共事業等の円滑な実施などに利活用される。

●茶草場農法

秋冬期に茶園周辺のススキやササなどの草を刈り、茶園に敷く、伝統的な農法。静岡県の茶草場では、300種類以上の草花が確認されており、うち絶滅危惧種9種が確認されるなど、生物多様性が保たれている。また、茶園に敷き草を施すことは、地温の調整や土壌水分の保持、雑草の抑制、土壌や肥料の流失防止、有機物の供給などの効果があると考えられる。そのような点が評価され、「静岡の茶草場農法」は、平成25年に世界農業遺産に認定された。

●中位推計

将来推計人口において、将来女性がどのくらい子どもを産むかということ推測する必要があるが、不確定要素が大きいため、何通りかの仮定の下に計算をしている。中位推計は、出生率が中くらいと見積もった推計のことをいう。

●中学校区学園化構想

「幼稚園、保育園、幼保園、小・中学校が連携を強化し、共に子どもの教育にあたること」と「地域の教育力を園・学校に取り込むことで様々な効果をもたらすこと」が未来を担う子どもたちの健やかな成長にとって大切であるという考えのもと、地域全体で園・学校の保育・教育を支援する体制を構築し、教育活動の質の向上を図る構想。

●中東遠都市圏

磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町の範囲。

●昼夜間人口比率

夜間人口(常住地による人口)100人あたりの昼間人口(従業地・通学地による人口)。

●長寿命化計画

主にインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画を指す。

●デイサービス

在宅介護を受けている高齢者や障がい者が、デイサービスセンターなどへの通所によって受ける入浴・食事・介護などのサービス。

●デジタルアーカイブ

博物館、美術館、公文書館などの所蔵資料を電子化して保存・公開するシステム。絵画、彫刻、文書、写真、映像などを対象とし、インターネットを通じて資料目録を検索したり、デジタル画像などを閲覧したりできる。

●テナントミックス

商業集積活性化の基本となるコンセプトを実現するための、最適なテナント(業種業態)の組み合わせのことをいう。

●デマンド型乗合タクシー

一般的なタクシー車両を使い、バスと同じように乗合として利用するもの。

●テレワーク

パソコン等の情報通信機器等を利用し、遠く離れたところ(TELE)で仕事を行うこと(WORK)。働き手の属性から、企業社員のテレワーク及び自営業者のテレワーク(SOHO)に分類することができる。

●特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

●都市計画道路

都市計画決定された道路のこと。

●都市計画マスタープラン

市町村の都市計画に関する基本的な方針のこと。都市づくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、地域別の整備課題に応じた整備方針等をきめ細かく、かつ総合的に定めることを内容とした計画のこと。

●土地区画整理事業

都市計画法に規定されている市街地開発事業の一つで、昭和29年に成立した土地区画整理法に基づく事業。事業の仕組み及び目的は、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させ、一方で宅地を整形化して利用増進を図ること。

な行

●日本版DMO

魅力ある観光地域づくりに関して戦略策定、各種調査、マーケティング、商品造成、プロモーション等を一体的に実施する組織体。DMOは、Destination Marketing/Management Organizationの略で、地域全体の観光マネジメントを一本化する、着地型観光のプラットフォーム組織を指す。

●ニューツーリズム

従来の物見遊山の観光旅行に対して、これまで観光資源としては気付かれていなかったような地域固有の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた旅行の形態。

●認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる。

●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者が作成した経営改善計画を基に農業の担い手として市町村が認定した農業者のこと。

●農観連携事業

農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組。

●農業法人

法人形態によって農業を営む法人の総称で、「会社法人」と「農事組合法人」の2タイプがある。また、農業法人は、農地の権利取得の有無によって、「農業生産法人」と「一般農業法人」に大別される。

●農地中間管理事業

地域内で分散し、錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借り受け、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付ける事業。

は行

●バイオマス

生物を利用して有用物質やエネルギーを得ること、または、その生物体、生物資源を指す。

●8050問題(はちまるごーまるもんだい)

2010年代以降の日本に発生している長期化した引きこもりに関する社会問題のこと。「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。

●バリアフリー

障がい者にとって障害となるものを取り除くこと、また取り除いた状態のこと。

●ハード

物事において、施設や設備、道具など、形のある要素を意味する語。「ソフト」に対応して使われる。

●ビッグデータ

利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれたGPS(全球測位システム)から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であるとともに、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群のこと。

●BOD値(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略で、水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量をいう。値が大きいほど水質汚濁は著しい。

●PDCAサイクル

Plan-Do-Check-Act cycleの略で、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の一連のプロセスを繰り返すこと、継続的な業務の改善や効率化を図るための手法。

●ファミリー・サポート・センター

登録した会員(依頼会員・提供会員)同士の合意の下に行う子育ての相互援助システムのこと。

●ファミトリップ(FAMトリップ)

Familiarization Tripの略で、観光地の誘致促進のため、ターゲットとする国の旅行事業者やプロガー、メディアなどを現地に招いて視察してもらうツアーのこと。

●フェイスブック(Facebook)

米フェイスブック社の提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)。

●ふくしあ

住み慣れた地域で安心して最期まで暮らしていけるように支援するための地域健康医療支援センターで、令和2年3月現在、市内5カ所に整備されている。「在宅医療支援」、「在宅介護支援」、「生活支援」、「予防支援」を柱に医療、保健、福祉、介護を多職種連携により総合支援を行う地域拠点である。

●ふじのくにフロンティア推進区域

官民が連携して防災・減災と地域成長の両立を目指す静岡県の取組。2014年(平成26年)度に「内陸フロンティア推進区域」制度が創設され、掛川市では平成27年末時点で、7区域が「内陸フロンティア推進区域」の指定を受けている。平成30年に取組の名称が「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」に変更された。フロンティア推進区域に指定された区域には、通常の企業立地に関する助成制度に加え、補助率及び限度額の引上げや設備投資等を行う中小企業への貸付に対する利子補給など、県の重点的な支援を受けられる。

●普通地方交付税

行政サービスに極端な差が出ないよう、財政力が乏しい地方自治体に対し、国が毎年配分するものであり、主に、地方自治体の平常運営での財源不足を補うもの。

●ふるさと納税制度

自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。(一定の上限はある)

●文化多様性

民族、地域及びコミュニティが、独自の歴史的文化的背景を有するさまざまな文化を有すること、またそのようなさまざまな文化が存在する状態のこと。

●辺地

都会から遠く離れた土地。僻地。

●辺地総合整備計画

財政上の特別措置を活かし、辺地の公共的施設を整備する計画。他の地域との間における生活文化水準の格差の是正を図るもの。

●放課後子ども教室

地域の多様な方々の参画を得て、放課後等の子どもたちの安全で安心な居場所をつくり、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組み、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに成長していく環境を推進する活動。

●放課後児童クラブ

保護者が就労などのため、放課後等の保育が困難になっている家庭の児童を対象に、指導員が保護者に代わり共に遊んだり、学んだりしながら児童の健全育成を図る施設。

●報徳の教え(報徳思想)

二宮尊徳の教説。至誠、分度、推譲、勤労によって道徳と経済を一致させ、富国安民をはかろうとする教え、考え方。

●ホスピタリティ

Hospitalityは、英語で「思いやり」「心のかもった手厚いおもてなし」「歓待」といった意味。接客・接遇の場面だけで発揮されるものではなく、人と人、人とモノ、人と社会、人と自然などの関わりにおいて具現化されるものである。

ま行

●松ヶ岡(旧山崎家住宅)

松ヶ岡は、市内十王区にある江戸時代末期に建てられた掛川藩の御用商人山崎家の住宅で、厳選された建築材料と丁寧な加工が施されている。

●学びのユニバーサルデザイン

全ての人に等しく学習の機会を提供するカリキュラムを開発するための一連の原則のこと。知覚的な特徴(文字や画像のサイズ、話し言葉や音量、文字や画像のコントラストや色、レイアウト等)を改善するなど、子どもの学びが充実し、わかりやすい授業につなげること。

●マーケティング

買い手のニーズや欲求を把握し、それに対応して買い手に満足してもらえるように、生産(加工)・販売はもとより事業活動全般において、一貫した理念や計画の下で能動的に行う事業展開の方法。

●緑の基本計画

都市緑地法に規定される、都市計画区域内の緑地の保全や緑化の推進に関する総合的な計画のこと。都市公園の整備や緑地の確保、緑化推進の方針等について市町村が定める。

●未利用ストック

市街地における空き家や空き地などの低利用・未利用の土地のこと。

●モータリゼーション

自動車が生活必需品として普及する現象。自動車の大衆化。

や行

●谷戸

丘陵地が浸食されて形成された谷状の地形のこと。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともある。

●有機JAS

農林水産大臣が定めた品質基準や表示基準に合格した農林物資の製品につけられる認定制度のこと。農薬や化学肥料などの化学物質に頼らず、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料及び畜産物に有機JASマークが付けられている。

●ユニバーサルデザイン

「だれもが一人の人間として尊重され、自分の意志に基づき活動し、生活する権利を有している」ことを基本として、お年寄りも若い人も、障がいのある人もない人も、男性も女性も、外国人もすべての人が暮らしやすいように、人づくり、まちづくり、ものづくりなどを行っていかうとする考え方のこと。

●UIJターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

●要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって、要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安(育児に関する自信のなさ、過度な負担感等)を有する親の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。

●用途地域

市街地における土地利用の純化を目的として定められる12種類の地域のこと。

●予防保全型

損傷が軽微な段階で対策を繰り返し、長寿命化・ライフサイクルコスト最小化を図る維持管理の方針のこと。

ら行

●ライフサイクルコスト

構造物の計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用のこと。

●リカレント教育

「学校教育」を、人々の生涯にわたって、分散させようとする理念のこと。その本来の意味は、「職業上必要な知識・技術」を修得するために、フルタイムの就学と、フルタイムの就職を繰り返すことである。日本では一般的に、「リカレント教育」を諸外国より広くとらえ、働きながら学ぶ場合、心の豊かさや生きがいのために学ぶ場合、学校以外の場で学ぶ場合もこれに含めている。

●立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定することが必須とされている。

●歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的風致の維持及び向上に関する施策を推進するための計画。「歴史的風致」とは、地域における固有の歴史や伝統を反映した人々の活動と、活動が行われる歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境のこと。

●レファレンスサービス

図書館などで、利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務。

●レベル2

ここでいうレベルは、地震・津波の規模の想定のこと。レベル1の地震・津波は、発生頻度が比較的高く(駿河・南海トラフでは約100~150年に1回)、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波。レベル2の地震・津波は、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波。

●老老世帯

夫婦のみで暮らす高齢者世帯。

●6次産業

生産(1次)のみにとどまらず、農産物加工や食品製造(2次)、卸・小売、情報サービス、観光(3次)分野にまで経営を発展させる農業経営の新しい展開方法。「1次産業×2次産業×3次産業=6次産業」という考え方による。

●露地栽培

温室やビニルハウス、温床などの施設を利用せずに、作物を屋外の畑で栽培すること。

●ローカリズム

自分の住む地方や郷土を第一とする主義。地方主義。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを指す。



希望が見えるまち・誰もが住みたくなるまち掛川

第2次 掛川市総合計画 Vol.2 2020▶2025

発 行 2020年(令和2年)8月
静岡県掛川市
〒436-8650 静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1
TEL(0537)21-1127
編 集 掛川市企画政策部企画政策課



第2次 掛川市総合計画 Vol.2
2020 ▶ 2025

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

<p>1 貧困をなくそう</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>12 つくる責任つかう責任</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です</p>